

平成22年 9月 決算特別委員会

平成二十二年決算特別委員会

決算特別委員会会議録第八号

日 時 平成二十二年十月十五日（金曜日）

場 所 大会議室

出席委員（四十八名）

委員長	小畑敏雄
副委員長	西村じゅんや
副委員長	田中優子
	石川征男
	大場やすのぶ
	上島よしもり
	宍戸のりお
	下山芳男
	菅沼つとむ
	鈴木昌二
	畠山晋一
	山口ひろひさ
	山内 彰
	飯塚和道
	市川康憲
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	杉田光信

高久則男

高橋昭彦

平塚敬二

諸星養一

上杉裕之

風間ゆたか

重政はるゆき

すがややすこ

中塚さちよ

中村公太郎

藤井まな

岸 武志

桜井 稔

里吉ゆみ

中里光夫

村田義則

桜井純子

竹村津絵

山木きょう子

吉田恵子

大庭正明

小泉たま子

唐沢としみ

羽田圭二

木下泰之

あべカ也

稲垣まさよし

上川あや

ひうち優子

青空こうじ

出席事務局職員

議事担当係長 小池 篤

出席説明員

区長 熊本哲之

副区長 平谷憲明

副区長 森下尚治

世田谷総合支所 総合支所長 千葉信哉

北沢総合支所 総合支所長 安水實好

玉川総合支所 総合支所長 西澤和夫

砧総合支所 総合支所長 須田成子

烏山総合支所 総合支所長 河合岳夫

政策経営部 部長 金澤博志

財政課長 岩本 康

研修調査室 室長 野澤 永

総務部 部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

庁舎計画担当部 部長 峯田政和

危機管理室	室長	内田政夫
財務部	部長	霧生秋夫
施設営繕担当部	部長	中杉和明
生活文化部	部長	城倉 茂
スポーツ振興担当部		
	部長	山崎廣孝
環境総合対策室	室長	田中 茂
産業政策部	部長	杉本 亨
清掃・リサイクル部		
	部長	板谷雅光
保健福祉部	部長	藤野智子
梅ヶ丘整備担当部		
	部長	真野源吾
地域福祉部	部長	堀川雄人
子ども部	部長	堀川能男
世田谷保健所	所長	西田みちよ
都市整備部	部長	板垣正幸
生活拠点整備担当部		
	部長	春日敏男
みどりとみず政策担当部		
	部長	吉村靖子
道路整備部	部長	山口浩三
交通政策担当部	部長	工藤健一
土木事業担当部	部長	吉田 博

会計室	会計管理者	高山 博
教育長		若井田正文
教育次長		佐藤健二
教育環境推進担当部		
	部長	古閑 学
教育政策部	部長	萩原賢一
選挙管理委員会事務局		
	局長	杉野憲三
監査事務局	局長	柳澤正孝

本日の会議に付した事件

認定第一号 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

認定第二号 平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第三号 平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

認定第四号 平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定

認定第五号 平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第六号 平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定

(補充質疑、採決)

午前十時開議

○小畑 委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○小畑 委員長 本日は、これまで審査してまいりました平成二十一年度決算六件の補充質疑を行います。

なお、本日欠席並びに遅参等の届け出がありますので、ご報告いたします。

遅参者は山口委員、以上であります。

それでは、質疑に入ります。

社会民主党、どうぞ。

◆唐沢 委員 本日は、決算委員会の最初ということで、よろしく願いいたします。

それでは、社会民主党より質問に入ります。

私は、さきの本会議で各部の予算要求内容を発表するとか、区民に影響が大きい事業については点検や予算査定作業を公表するなどの工夫はできないかという質問をしまいいりました。それに対して、予算案がまとまった段階で予算編成のプロセスを説明するなど、情報開示に努めるという答弁がありました。私は、予算編成作業を公開することにはデメリットもあることは理解しております。例えば、区長が判断し、調製する予算案づくりの段階で、大変難しい要求が具体的に出され、予算編成作業が大幅におくれてしまうことなども考えられます。こうした好ましくない事態を理解した上で、何らかの工夫ができないかと、区が新しい発想で区民との情報共有を進める道を探ることを求めたのであります。

そして、このたび板橋区が大胆な取り組みを行うことが報道されました。板橋区は、一般会計の事業すべてについて予算要求額、査定額、増減の理由をホームページで公開するとのこととあります。二十三区で全事業について公開することは初めてということですが、透明性の高い区政運営を目指した思い切った取り組みと言えると思うわけです。

そこで、この板橋区の取り組みをどのようにとらえているのか、感想でも結構ですのでお聞かせください。

◎金澤 政策経営部長 板橋区の予算編成過程の公表に関する報道でございますけれども、十月下旬に担当部署の予算要求額を、十二月下旬には政策経営部の査定額を、

そして一月下旬に最終予算案をホームページで公表するとしております。一方で、計画事業と新規事業については流動的なため、合計額のみとし、問い合わせや要望には対応しないというふうにしております。

世田谷区におきましては、八月下旬から全庁的に予算編成に取り組み、十二月下旬には途中経過として予算編成状況を議会にお知らせしておりますけれども、新規事業などの実施の是非あるいは事業の継続、拡充、見直しなどの検討といった過程を経まして、一月に区長の最終的な政策判断によって予算案を策定し、議会にお諮りをしているところでございます。

行政運営の過程や政策判断の理由について、区民の理解を得るため必要な情報をお知らせすることは大変重要なことであると認識をしておりますけれども、他方、そのタイミングやお示しする内容については、誤解や混乱が生じないように十分に配慮する必要があると考えております。

◆唐沢 委員 報道によりますと、板橋区でも、予算案ができる前に議論が起きる可能性があり、それをどう調整していくかが課題と述べております。また、問い合わせや要望には応じないという方針があるとのことでもあります。これでは、せっかくの取り組みがかえって区民の不信感を呼び起こすのではないかと大変心配するところではありますが、そこで、仮に世田谷区が同様に取り組みを行った場合、どのような問題と課題が生じるとお考えでしょうか、現時点で結構ですのでお答えをお願いいたします。

◎金澤 政策経営部長 各部は、予算編成方針に基づき予算の見積もりを行いますけれども、締め切りの段階では事業の進捗状況や国、都の新規施策の動向など未確定な要素を抱え、また、事業内容やコストの精査が途中であっても各部の判断により見積もりに計上したりする状況もございます。また、それぞれの分野の視点による所要経費の積み上げとなっており、例年十月上旬にこれらを集計する時点では、歳入見込み

額に対し大幅な歳出の超過の状況となっております。

この各部の見積もりを出発点として、予算編成過程において事業の内容の点検、経費や特定財源の精査などを行い、一般財源収入と基金、起債の活用の規模などを総合的に勘案して施策の優先順位を定め、歳入歳出の均衡ある予算案として整理するものでございます。

したがいまして、編成過程の半ばにおきましては、いまだ予算全体のバランスを考慮した財源配分の途上にごさいまして、新規事業などについては計上の有無も含め、その後に大きく変動する可能性もあるなど、情報としての熟度が低く未整理であるという問題がございます。

さらに、総合判断の途上において個別の事業についてさまざまなご意見をいただくことになりますと、限られた財源のもとに、また時間的な制約もある中で、それらへの対応をどうするのかと、そういった課題が生ずるものと考えております。

◆唐沢 委員 私は、区にはさまざまな課題や困難を乗り越えられるような、そういう知恵と工夫を求めたいわけであります。全事業を対象とした政策点検などについて、十一月に広報の特集号を計画していると伺いました。例えば、この特集号で、予算をつけるべきか見直すべきか区長が悩んでいる事業を例示し、区民の皆さんはどのようにお考えですかというような呼びかけも考えられるのかと思います。

こうしたことを含めてですが、これは別の例ですけれども、決していいとは言えませんが、事例として、名古屋市や阿久根市で起きております市長と議会との対立は、多くの市民に自分の町の行政について考えるきっかけを与えたことは事実だと思います。私は、多くの区民の区政への関心を呼び起こすには、対立点、あるいは選択肢が明確に示されていることが重要であると考えております。財政難により、区民にとって痛みを伴う選択を行わなければならないわけですから、区政の中でも最も重要な予算編成の透明性の向上を通して、区民との情報共有や区政への参画のきっかけ

を進めるべきと、改めてこの点について主張いたすわけですが、この辺についてのお考えはどうでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 ご案内のとおり、既に大きく落ち込んでいる特別区税が平成二十三年度には一層の減収となる見込みでございまして、今後の景気の先行きも不透明な状況にあること、また一方で、保育サービス待機児などの課題への対応や生活保護費の増など避けて通れない財政需要が拡大いたしまして、大変厳しい財政状況となっております。さらに、少子・高齢化など社会構造の変化も考え合わせますと、今後は施策、事業の見直しなど厳しい選択も必要になるものと認識してございます。

こうした状況についての的確にお知らせするとともに、区政の進む方向について広くご理解をいただくために、先ほど申し上げてきました制約がございませけれども、予算編成過程の透明性の向上は重要な課題だと認識してございますので、議会での議論をいただきながら、引き続き検証、検討してまいりたいと考えております。

◆唐沢 委員 ぜひ、新しい発想で大胆な取り組みをしていただきたいことを強く求めておきます。

次に、理事者の方もご存じだと思いますが、札幌市でもまちづくりセンターを設けられております。市内八十七カ所にまちづくりセンターを設置し、地域住民の理解と協力によるまちづくりを推進しているところでございます。八十七カ所というと随分多いように感じますが、札幌市の人口は約百八十万ですから、一つのまちづくりセンター当たりが約二万人ということになり、世田谷区の出張所、まちづくりセンターの地区当たりの人口規模と比べると、そんなに大きな違いはないように思います。また、札幌市のまちづくりセンターも転出転入の事務は行わないものの、住民票の写しの発行等窓口サービスを行っているとも聞いております。

さらに、札幌でも、世田谷区のまちづくりファンドや絆再生事業に近いさぽーとほっと基金という制度もあるそうです。要するに、札幌市のまちづくりセンターは世田

谷区の出張所、まちづくりセンターと大変似ていると思われます。地域で活動している人の高齢化、地域活動団体と地域課題とのずれなどが課題である点も、世田谷とよく似ていると思います。私は、以前にも身近なまちづくりや区民との協働を進める上で、先進事例を学んだり、同じ悩みを抱えている担当者同士が経験や工夫を共有するために、他の自治体の職員との交流を図っていくという、交流を深めるということについて提案させていただいております。

改めて伺いますが、世田谷区と共通の目標や課題を抱えている他の自治体へより多くの職員を派遣し、全国から知恵と工夫を集めてきてはどうかと考えるのですが、このあたりはどうでしょうか。

◎堀 総務部長 私どもも、自治体間の人材交流を進めることは、新たな行政運営のノウハウを吸収し、幅広い視野を持った職員を育成するためにも有効な取り組みであると考え、これまでも東京都や国の省庁等への職員の派遣に努めてまいりました。

今後につきましては、委員ご提案のように世田谷区と共通の目標や課題を抱える自治体に職員を派遣する、あるいは他の自治体から職員を受け入れるなどの交流に努め、全国から知恵と工夫を集めて職場の意識改革、活性化等に取り組んでいきたいと考えております。

◆唐沢 委員 札幌市でも、まちづくりを担う人材育成と行政職員の意識改革が課題となっていると聞いております。現場の職員ばかりでなく、人材育成を担当する課などのスタッフも、幅広く、多くの事例を集め、その工夫と実践を学び、世田谷区のまちづくりの活性化を人材の面から支えてほしいのですが、この点についてのお考えを伺います。

◎堀 総務部長 お話しのよう、自己の担当業務に精通するだけでなく、常に区民目線に立って考えるような職員を育成することは、大変重要なことだと考えており

ます。このことは、まちづくりを担う人材育成についても同様だと思います。最近では、人材育成を専門とするセクションを設け、特色ある施策を行っている自治体もふえてきておりますので、これらの自治体とも積極的に情報交換を行い、世田谷の町の活性化にもつながるよう、世田谷らしい人材育成を進めてまいります。

◆唐沢 委員 次に、警察、消防を初めとする各行政機関との連携についての強化について伺います。

言うまでもなく、区民生活の安全、安心の確保については、警察、消防を初めとする区内のさまざまな行政機関、ライフライン事業者に支えられております。こうした機関は、例えば消防団などさまざまな区民活動団体を組織して、区と同じように区民の力を生かして活動展開をしております。私は、こうした機関や区民組織との密接な連携が今後一層重要になるとともに、町会・自治会の加入率の低下など、きずなが薄れつつある、そういう実態を踏まえて、縦割りを廃止し、全体をうまくコーディネートする必要性がますます強まってきていると思います。各団体とも構成員の高齢化や、あるいは後継者の不足や活動の固定化など、さまざまな課題を抱えているわけですが、そこで、区としてはこのような団体の人材確保や活動の活性化についてどのように考えているのでしょうか。

◎内田 危機管理室長 安全安心にかかわる団体でございますけれども、警察関係ですと防犯協会、消防関係ですとお話しの消防団であるとか、防火防災協会がございます。これらの団体の人材交流につきましては、場合によっては各団体を所管する官公署とも連携をし、そして工夫しながら各団体が人材確保に取り組まれているものではないかと、このように考えてございます。

引き続き消防団や防犯協会等の活動の活性化に向け、区民の目線に立ち、消防や警察とも連携を図り、「安全安心のまち」の実現に取り組んでまいります。

◆唐沢 委員 区長の言われる、いわゆる行政と区民とのきずなの行政とは、決して区だけを指すものではないと思います。そして、区は区民に身近な地域で各官公署との連携を深め、関係機関の力を結集して、区民との協働を深めなければならないと思います。区は、総合支所単位で各官公署との連絡協議会を設けていると聞いておりますが、活動の様子やその成果がなかなか私たちに見えてこないわけであります。例えば、今議会でも大きな話題となっております高齢者の見守りについても、地元の郵便局あるいは電気、ガス会社などのそうした一翼を担う人たちとの話し合いをすることが大事であると思いますが、その辺の実態について伺います。

◎西澤 玉川総合支所長 官公署等の連絡協議会につきましては各総合支所単位で設けておりまして、玉川支所にもございます。委員お話のございました高齢者の見守りなどの区民生活に密着した事業実施に当たりましては、地域内の事業者も含め官公署等のネットワークをより強化してまいりたいと考えております。

◆唐沢 委員 ぜひともしっかりと横断的な連携を強めながら、地域の拠点として、区民の目線で頑張っていただくことを強く求めまして、以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で社会民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 街づくり条例をつくる際のパブコメについて決算で質問したときに、要綱があるというふうに私は申し上げましたけれども、要綱ではなくて、これは区民意見提出手続実施基準のことです。実施基準について、この前ひいて紹介もされたんですけども、これをよく読むと、やはりパブコメというものは定義の中で、「事前にその案を公表し」と書いてあるんです。そして、その後「適切な時期に区民

意見提出手続を実施するものとする」とされていて、それから修正があった場合には、基本施策などの案を修正して意思決定をしたときは、修正にかかわる部分について明らかにすると、そういうふうに書かれているわけですね。

一連の流れを見ますと、やはりこれは素案を明らかにした上で意見をもらおうと、そういうことが必要なのではないのでしょうか、いかがですか。

◎金澤 政策経営部長 お話しの基準といたしますか、内規はございます。パブコメにつきましては街づくり条例、それらもそうでございますが、そういったものをつくっていく際に広く区民に事前に情報提供をしてご意見をいただくという中身でございます、限定的にこれが素案なのか案なのか、あるいはその前のたたき台なのかというところについては、その時々条例なり、あるいは施策なりの中身によって違ってくるのかと。いずれにしろ、そういう手続の中でお出しするというところでございます。

◆木下 委員 しかし、やはりパブコメをきちんともらって区民との間でやりとりするということは、それはきちんと区がどういう案を示したのかというのを明らかにしなければ、意見の言いようもないわけですよ。そういった意味で、実施基準の趣旨から言ってそれは今回の街づくり条例のやり方は不適切であったと私は思います。そのことは意見の相違もあるでしょうけれども、内規でそういう方向で決めているわけですから、そういった形でやっていただきたいと思います。

それから、連立事業に関連して、京王線の連立事業で、準備採択がされた相当のものであると、そういう答えがありましたけれども、それについて十分に説明されなかったわけですが、二日たったわけですが、どうですか。

◎工藤 交通政策担当部長 新規着工準備採択ということにつきましては、国の制度が補助金制度から交付金制度へと大きな流れ、こういったものがありまして、その中で街づくり交付金あるいは地域活動基盤創造交付金、社会資本総合整備交付金へと流

動的でございます、そうした流動的な状況であるために、新規着工準備採択相当という言葉が実態を表現しているものというふうに考えてお答えした次第ですが、こういう制度が変わっている中では、これまでの着工準備採択と同等というふうに考えております。

◆木下 委員 同等という中身は何ですか。つまり、もう既に予算づけがされたと、本体の予算づけがされたと、そういうふうに考えていいんですか、どうなんですか。

◎工藤 交通政策担当部長 補助金というのは、一般にある程度目的が限定されておりました、その中の国の補助金ということになってまいります、交付金というのは地方自治体といいますか、受ける側のほうである程度自由裁量といいますか、その中でやりくりができる、地方分権一括の中で、分権への流れという中でそういうふうに制度変更がされてきているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

◆木下 委員 理解できませんね。つまり、国のお墨つきもないままに、使えるからといって連立事業そのものがゴーサインになるわけじゃないでしょう。つまり、調査ぐらいについては、それは交付金の中からやってよという話があるかもしれないけれども、それはそうではないのではないですか、どうなんですか、それは。

◎工藤 交通政策担当部長 この間に、九月の下旬に東京都議会において局長のほうから答弁がありましたけれども、その中で、「八幡山駅から仙川駅間では、国の交付金を活用し、本年度から着工準備に取り組んでおり、都心側の隣接する笹塚駅から八幡山駅間と一体的に、都市計画及び関係アセスメントの手續などを一層積極的に進めてまいります」という答弁がございましたけれども、まさにそのことだと思っております。

◆木下 委員 これは区長に聞きますけれども、区長は連続立体交差事業促進協議会の会長ですよね。会長で、国に対しても政権交代の直前にいろいろと、額賀さんとかお話ししていると思うんだけど、すると、これはすごく大事なことだと思うんですよね。そうすると、制度的には、つまり国が新規準備着工採択ということについてきちんと表明しなくても、交付金だけでもそれはもうゴーサインなんですか、どうなんですか。

これは区長に聞いているんですよ、わかるんですか。

◎工藤 交通政策担当部長 実務的なことで、私のほうで答えさせていただきたいと思います。

新規着工準備採択、要するに、今まで答弁していますけれども、交付金制度に変わってきておりますので、新規着工準備採択という明確な言い方ができなくなってきているので、さきの委員会におきまして相当という言葉を使わせていただいて、そのほうがご理解いただきやすいのではないかとということでお使いただけでございます。

◆木下 委員 全然理解できないですね。新規着工準備採択というのはなくなったんですか。その制度がなくなったんですか。

◎工藤 交通政策担当部長 その間、流動的でございます、なくなったというふうにも解釈できますし、交付金という中で、その中に含まれているという意味では、国の予算化がされているというふうにも見えますし。そういった中で、これまでの準備採択につきましても国の補助金がついたよということの実態を着工準備採択と行ってございますので、そうした中では、なくなったのか、あったのか、この辺についてはやっぱり、正確に言えばやっぱり準備採択相当というふうに表明したほうがわかりやすいのだろうというふうに考えて、たまたまそういうふうに表現したことです。

◆木下 委員 さっぱりわかりませんね。つまり、これについては本当に事分けてどういうふうに変わってきたのか、それから今後どうなるのか含めて、これは本当に委員会の中できちんと説明してもらいたいと思います。

それから、区長はさっき言った連続立体交差事業の促進協議会の会長ですよ、東京都全体についてのことをやっているんだから、その事務局を東京都がやって、事務局補佐を世田谷区はやっているわけだ。そうすると、連続立交の騒音の問題についても何にしても、わからないとか、それから東京都の調査がわからないとか、制度全体がわからないということも言うわけですよ。そういうことは許されないんですよ。つまり、もう世田谷区は全体の連続立体交差事業に責任を持つ立場で、きちんと情報も得ていかなければいけないし、本来は情報は得ているはずですよ。そういったことについて明確な答弁ができない、そのこと自体が非常に問題であるということを表示して、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で無党派市民の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 私は、名古屋の市長の河村たかしさんの応援団の一人なんですけれども、先ほど唐沢委員が言われた、今回そういういろいろな都市で動きが、一つのそういう考えるきっかけを市民に与えているということに関しては大変いいことだと思っています。

この内容についてはまた別の機会に質問をさせていただきますけれども、きょうは区長がせっかくお出ででありますから、まず区長にお聞きしたいんですけれども、一国のトップが今、最小不幸社会の実現をするんだということ言われている。不幸ということ考えれば、この反意語は幸福なのかなというふうに思いますが、幸福とい

うことで考えると、政治家が言っているのですから政治思想的なものが入って言っているのだと思います。そうすると、幸福ということで考えると、ベンサムとかミルとかが言っている幸福論というのがある、功利主義の代表ですよ。そうすると、これに対する反論というのかな、その意味で最小不幸社会というようなことを言っているのかどうか、その辺はちょっとよくわからないんですけども、区長は、この今の総理が言われている最小不幸社会の実現ということに関して賛同されるのか、それとも何か反論があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎熊本 区長 あべ委員がよくわからないと言われるのだから、よくわからないのでしょうね。ただ、しかし、菅総理のおっしゃっている最小不幸社会ということは、国民が不幸になる事業をいかに少なくしていくかということを示されていることだと思うわけでございまして、現在日本国民はどなたもぜいたくをしようという考えじゃなくて、安定した生活をできる政治を求めているんだと私は受けとめています。今幸福論を言われましたけれども、そこまで突き詰めた菅総理の発言かどうかということ、私もそれは疑念を持っているわけでございまして、とにかく、言われますように、最小不幸社会をつくるということには、まず景気対策に取り組んで、景気をよくしていけることがそれにつながるのだと思って、景気の対策に期待をしているのが私の今の気持ちです。

◆あべ 委員 久しぶりに区長のみずからの言葉で回答をいただいて、今大変感動しております。区長が言われたようにいろんな考え方があってそういう話をされているんだと思いますけれども、行政が、自治体もセーフティーネットを構築していく責任であったり、そういうこともこういう不幸社会をなくしていくと、最小不幸社会にしていくのだという考え方の根底にはあるのだと思うんですけども、いずれにしても、国の考え方と、その下という言い方はあれなんでしょうけれども、各自治体がどういう施策を展開していくかということは、国のトップの考え方にもすごく影響を受ける

ことだと思うんですね。

それで、今自治体はもちろん自主自立をして、それぞれの自治体の考えで自治体運営、自治体経営をしていくということなんでしょうけれども、今、世田谷の施策を見ると、政権交代をされていろいろな新しい国の施策が出ているにもかかわらず、前政権でやっていた事業を継続しているものがある、それは世田谷の単費でやられているものが幾つかあるんですけれども、国の動きに即した自治体のスピードのある展開ということも社会の要請に対して必要なのかなと思うんですが、この点については区長はどういうふうに思われますか。

◎熊本 区長 あべ委員いろいろ言われますけれども、私がまず最初に申し上げているのは、安全安心なまちづくり、これはどの政党になろうとも国民の願うところだと思っているわけで、政権が変わったから安全安心の今まで取り上げてきたことを変えるということは私はないと、私は変えません。まずは、やっぱり国民の目線に立って、世田谷の区民がいかに安全安心で暮らしていただけるような町にするかということは世田谷区政の使命であろうと思っていますので、政権が変わったから云々ということは私は考えておりません。中には、具体的な施策では、それは制約を受けるものもあるでしょうけれども、それらはやっぱり主張していかなければならないと思っています。

◆あべ 委員 これも区長みずから具体的なお話がございまして、大変よくわかりました。もちろん、政権交代は国民が要請してなったことですから、大変なことですがけれども、その自治体の中、自治体をあずかるトップとして、その自治体にとって何が重要かということをしっかり考えていらっしゃるということでもありますから、今後とも八十四万区民のために施策展開をぜひしていただきたいと思います。

それと、今回特別区の人事院勧告の中でいろんな意見、報告が出ておりますけれども、特に職員の勤務環境の整備ということが問われております。今回、議会の中でも

精神福祉の問題が随分出ておりまして、この中でもメンタルヘルスの問題とか出ておりますけれども、今、職員と、教職員を含めて、休業されたり退職を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃるということでありまして、これに対して今後どういう対策をとっていかれるつもりか、その点について伺ってまいりたいと思います。

◎堀 総務部長 今回、特別区人事委員会で勧告を受けております。これは平成十五年ぐらいから受けておりますので、体系的、総合的に取り組んでおります研修事業、相談事業等々、教育委員会とも連携しておりますので、質の高い行政サービスを提供していくのに職員が何よりも心身ともに健康であることは重要ですので、さまざまな面からメンタルヘルスケアに取り組んでまいります。

◆あべ 委員 しっかり取り組みをしていただきたいと要望して、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で減税世田谷の質疑は終わりました。

—————

○小畑 委員長 引き続きまして、みんなの党、どうぞ。

◆稲垣 委員 この間文教所管で時間がなくてできなかったことを幾つか質問させていただきます。

まず、今の経済状況というのはなかなか上向きになるという状況じゃないということの中で、就学援助、世田谷区のほうでは平成十七年度に一・三〇から一・二〇に引き下げたわけですが、これを今の子どもたちの格差、教育格差をなくすためには、少し引き上げたほうがいいのかということなんですが、仮に私がした中では、一・二から一・三に引き上げた場合、約五百人弱の方々が多分ふえるだろうと。これを、そういった財政的な負担を考えますと、私の試算した概算では約四千五百万円程度になるのじゃないかなというふうに思うんですが、こういった中で、教育

格差をなくすという取り組みとして、今ここで一・二〇を一・三〇に引き上げるということはどうかということでご答弁いただければと思います。

◎佐藤 教育次長 お話しのこの就学援助事業につきましては、義務教育の円滑な実施という観点から、生活保護受給世帯を要保護、それに準ずる世帯を準要保護として、それらの世帯に属する児童生徒の保護者の方に対しまして学用品等の必要な援助を行うものでございます。

この生活保護世帯に準ずる世帯の認定基準については、現在、世田谷区を含む大半の区におきまして生活保護基準の一・二倍という設定になっております。また、世田谷区の場合はここ数年受給者数、また認定率ともに横ばいという状況もございます。ご案内のとおり、大変厳しい財政状況の中で区の来年度予算につきましては政策点検方針に基づいて聖域なき見直しという状況でございます。

こういう状況の中でございますけれども、この認定基準につきましては、一つは、都区財政調整制度に組み入れられていること、あるいは大半の区との水準均衡、また、国の新たな動きとしまして、この認定基準を統一基準にするというような動きもございますので、そういうことを総合的に勘案しまして、引き続きこれまでの水準一・二倍で運用してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。

◆稲垣 委員 今、他の自治体を見ても、二十三区を見ましても、ほとんどが一・一倍であったり一・二倍というところにおさまっている状況なんです。こういったことを含めながら、やはり予算の組み替えというか、使い方次第で一・三になることはできると思うんです。

例えば、私は今回の総括質疑の中で言いましたけれども、子どもの医療費の問題、ここにも所得など制限を設けるということをやっていくことによってバランスをとっていくというやり方もあると思います。こういったことも一つ念頭に入れて、来年度ぜひ一・二倍を一・三倍に引き上げるような取り組みを要望しておきます。

続きまして、一般質問に続きまして、超過勤務の縮減について質問させていただきます。

民間の企業は、リーマンショック後、固定費削減の観点から残業費というのを大きく減らしております。この中で、三年間のこの世田谷区の状況を見ますと、変わらず約十億円程度のそういった超過勤務手当が使われているんですけども、これをやはりバランスよく職員配置とかをすることによって削減することができるのではないかと質問させていただいたのですが、もう一度答弁いただければと思います。

◎堀 総務部長 私どもも、超過勤務の縮減は職員の健康面やワークライフバランスの観点からも重要な課題ととらえております。

こうしたことから、区は年度当初に各所属長に対して職務の繁忙の時期や超過勤務の見込みを十分に把握し、勤務時間の適正管理を行うよう周知したほか、超過勤務の多い所属に対しては改善報告書の作成を依頼するなど、さまざまな機会をとらえて超過勤務の縮減に取り組んでおります。

このほか、ご指摘の職員配置の具体的なケースとしましては、例えば十月一日からスタートした国勢調査では、現在出張所とまちづくりセンターにおいて調査票受け付けを実施しておりますが、この業務に全庁から五日間で延べ二百八名の職員が応援従事しており、このことにより業務の円滑化はもとより、職員の超過勤務の抑制を図っているところでございます。

今後もしもご指摘の点を踏まえまして、重点課題に積極的に人材を投入していくなど、より一層超過勤務の縮減に努めてまいります。

◆稲垣 委員 ぜひ一割削減するだけでもかなりの金額が変わってきますので、職員配置、こういったことを見直すことによって超過勤務の手当が下がるというふうに私は思っておりますので、努力していただきたいということも要望させていただきます。

次に、外郭団体の問題に対しまして、社会福祉事業団の見直しについて質問させて

いただきます。

特に、特養ホームを指定管理者として社会福祉事業団は持っているわけですが、その決算概要を見ますと、人件費の分を含めて考えますと、芦花ホーム、上北沢ホーム、それと別の指定管理者が受けているきたざわ苑を見ても、やはり芦花ホームなどが高いんですね。これには一つ障害者の就労支援などを入れているというところもありますが、一つ考えなければならないのが、民間がかなり育ってきているわけですから、もう既に民間のほうに任せていくという取り組みも必要だというふうに私は思うわけです。特に、その中で考えなければならないのが、欠員補充等のための派遣会社から人材派遣を受けた経費というのが、結構一千五百万円ぐらいかかっているわけです。こういったことを含めると、もう市区町村で民間に任せている自治体もあるわけですから、こういった特別養護老人ホームの民間への指定管理だとか委託ということが考えられると思うんですが、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 区立の特別養護老人ホームにつきましては、質の高いサービスの提供、また、先駆的な取り組みの実施を目指すべきものと認識しております。例えば、社会福祉事業団が指定管理者である芦花ホームでは、この間みとり介護に関して全国に向けて先駆的な取り組みの成果を発信しているところでございます。また、指定管理者制度では、サービスの質の向上、コスト削減等の効果が期待されますが、区立特養では現状一定の効果を上げているものと認識しております。

今後の指定管理者の候補者の選定につきましては、指定管理者制度運用に係る指針に基づき、学識経験者等の外部委員が半数以上を占める選定委員会で選定方法の検討も含めご審議いただき、決定してまいりたいと考えております。

◆稲垣 委員 例えば、地域包括支援センターの民間への移行だとか、そういったことを含めて居宅支援介護事業だとか、そういったことも民間がかなりできるようにな

っておりますので、ぜひ民間のほうに任せるような取り組みを期待して、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でみんなの党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 昨年の第四回定例会で取り上げました区で復元、移築を目指して昭和五十三年に解体保管をしたまま再建されずに三十二年間が経過をしている旧清水揚之助邸離れについて取り上げます。

本日は、清水揚之助邸離れの歴史的・文化財的価値をいま一度検証するためにパネルをご用意いたしました。清水揚之助邸離れは、明治後期から昭和初期にかけて二子玉川周辺の国分寺崖線沿いに集中して立地をした政財界大物の別邸建築物群の今に残る貴重な書院建築の一つです。明治四十年、東京初の郊外電車として渋谷～玉川間に玉川電気鉄道が開通いたしますと、二子玉川周辺は庶民の行楽地として大変にぎわうようになったそうです。

一九〇九年、玉川神社の下に玉川遊園地が開設をされて、遊具や運動場、あるいは動物を集めているということで、行楽客が集まる。そしてまた、ここが多摩川なんです、多摩川の駅の近くのところには料亭街が発達をしました。川面には屋形船が浮かぶようになります。

一方で、国分寺崖線の上には政財界の大物の広大な別邸が並ぶようになりました。線路に近いところから見てまいりますと、水戸徳川家の別邸、川崎財閥の別邸、そして今回取り上げる清水揚之助邸というのは清水組、現在の清水建設の副社長のお宅、そして日立製作所の創業者の久原房之助邸、そして今これは区が保管しています小坂邸、衆議院議員ですね。その奥が日産コンツェルンの総帥の鮎川義介邸、そして今の

静嘉堂、かつての三菱財閥、岩崎家の別邸と、そしてかつての総理、松方正義邸、そして大蔵大臣の高橋是清邸と、すべてすごく広大な別邸が並んでいたんです。

線路を挟んで南東のほうを見ますと、第一銀行クラブというのがありまして、これは渋沢栄一ゆかりのれんが建築があったんですけれども、区の教育委員会あるいは区が保存を諦めた結果、深谷市に移築をされまして、今では国の重要文化財になっているということです。地域のこの歴史を代表するような国家的な建築物すら区は手放してしまう、こういったことはあってはならないことだと思います。

今回取り上げます清水邸離れについても、区が特段の文化財的価値を認めて将来の復元を織り込み、解体保管してきたはずのものであります。ところが、三十二年間一向に再建のめどは立たないまま死蔵されまして、一部のはりは保管が悪くて処分せざるを得なくなったということでした。

昨年、私からこの課題を取り上げました結果、教育委員会は三月から部材の再調査に乗り出したと伺っているんですけれども、調査の結果はいかがでしょうか。再建、復元は今も可能なのかどうか、お答えください。

◎萩原 教育政策部長 お話しの旧清水邸書院の部材につきましては、本年二月に開催いたしました世田谷区文化財保護審議会で事務局より保管状況を報告し、その後三月から床板や天井、建具などの具体の具材の状況を調査し、それに番号をつける作業を実施いたしました。調査の結果、部材の約六五%、九百二十九点のうち約六百点余りでございますが、これが残存しており、中でも室内を構成する主要部分の多くは現存し、欠損している部分も当時の図面や写真から復元は可能なものと判断しております。

◆上川 委員 多くの部材が残存しておりまして、復元も可能ということで、ひとまず安心ということですね。

それでは続いて、この清水邸の書院そのものに光を当ててお話をしたいと思います。

二枚目のパネルに移ります。

この写真は、解体前の旧清水邸離れの外観を写したものであるということです。この右側の、こちらの建物ですね。これが今回保管されているというもののなのですが、解体保管するに当たって区が取りまとめた調査報告書によりますと、よく吟味されたまさ目材の総アカマツづくり。十一畳の書院と五畳の次の間から成りまして、欄間には金箔、銀箔、貝の象眼、つまり螺鈿細工、浮き彫り等の技術の確かな工芸が見られ、天窓のふすまは金箔押し、押入れのふすまは彩色の絵があり、廊下は歩くと音のなるウグイス張りだそうです。さすがに政財界の大物らしい豪奢なつくりであることがしのべれます。

先ほどの答弁ではかなりの程度部材も残っているということなのですが、今改めて教育委員会はこの物件の価値をどのように考えているのか。また、今後に向けた教育委員会のスタンスはどのよなものなのか、お聞かせください。

◎萩原 教育政策部長 旧清水邸書院は、意匠的にも技術的にもすぐれ、地域の歴史を今日に伝える建物であり、復元されれば区の登録文化財としての価値を有するものと考えております。文化財は、できるだけその文化財にゆかりのある場所や地域で活用していくことが望ましいと考えております。財源の確保などの課題もございますけれども、できる限り後世に伝えていく観点から、庁内関係所管と協議してまいりたいと考えております。

◆上川 委員 せんだっての総括質疑を伺っておりまして、上島委員のほうから二子玉川公園の今後の整備計画についての質疑がございました。区のご答弁では、平成二十四年度末までに全計画面積六・三ヘクタールの約半分の整備を終える計画ということで、その中には、世田谷区が手がける初の日本庭園の整備もあるというお話でした。また、一昨日、鈴木委員、藤井委員からも、区内に残るこうした貴重な建築物をどのように生かすのか、文化財をどのように生かすのかというお話もございましたけれど

も、無為に過ごすこと三十二年間以上、また放置することは許されないと思うんですね。

そこで提案ですけれども、二子玉川公園内に復元することはできないでしょうか。三十二年前、教育委員会がまとめた清水邸離れの利用計画概要を見ると、こうなっています。よく吟味された材料が使われ、意匠的にもすぐれた技術に裏打ちされた確実な意匠がうかがわれる。修復後は、書院座敷としてのすぐれた意匠を生かした活用が最も望まれるところである。具体的には、茶道、華道などの伝統的諸芸の席としての活用が考えられるということです。

この建物を復元、移築するのであれば、二子玉川公園、多摩川を臨み、国分寺崖線を感じられるこの場所が最適だと思います。国内最大規模の再開発で区内最大の公園をつくるんですから、分不相応な投資ということにはならないですし、また、貸し出しができれば羽根木公園のお茶室と同じようにお喜びいただけるのじゃないかと思うんですけれども、復元についていかがでしょうか。

◎春日 生活拠点整備担当部長 公園の基本計画では、ゆっくりくつろげる庭園を整備すると考えております。庭園の施設につきましては、あずまや程度を考えておりました。現段階では茶室や集会室等は想定してございません。活用につきましては、まずは庭園の計画づくりを進めさせていただき、庭園や公園にふさわしいか調査も含めまして総合的に判断すべきものと考えております。

◆上川 委員 歴史的、文化財的にも非常に価値の高いものですので、今さら再建しないで三十二年間放置していたということはありませんと思うんですね。ですので、これから二年半ございますので、しっかりと検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でレインボー世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 まず、本日は二子玉川駅周辺の図書館ターミナルの設置について伺います。

ちょうど一年前の決算特別委員会で、図書館の適正配置について質問をさせていただきました。そのときには、玉川三丁目に住んでいる方からのご意見を取り上げ、二子玉川の地域には図書館が近くになく、玉川台図書館まで坂を上らなければならず不便、行くのに一苦労するとの声があることから、図書館配置についてはエアポケットという考え方があり、その狭間に当たる地域の方々は図書館不便地域となっていることも事実である、今後、二子玉川は再開発により大幅な人口増となり、また、世田谷の顔になると思うので、特に図書館の再配置を検討すべきであるとの質問をさせていただきました。本日は、二子玉川駅周辺への図書館ターミナルの提案をさせていただきます。

やはり今後二子玉川は再開発により大幅な人口増となり、また、世田谷区の顔の一つに生まれ変わると思うので、特に図書館の再配置を検討すべきと思います。図書館が文化都市世田谷の顔である町にないとなると、何か大切なものが欠けている印象があります。財政的にも厳しいとは思いますが、何も大きな図書館をつくらなくても、駅のちょっとしたスペースを利用して、ICTを活用して図書館の検索、取り寄せ機能と返却ボックスを置けば十分に機能すると思うのです。二子玉川の再開発を契機に図書館ビジョンに示されている図書館ターミナルの設置を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 図書館の配置につきましては、既存の中央館、地域図書館、まちかど図書室により、基本的には徒歩約十五分圏内、距離にして半径約一キロ圏内での利用がおおむね可能となっており、区全体としての図書館配置の目標はほぼ達成されたものと認識しております。しかしながら、大規模開発による町並みの変化や生活圏域の関係等で図書館機能の確保が必要な地区もあることも承知しております。このため、本年三月策定の世田谷区立図書館ビジョンでは、図書館機能を補完する仮称図書館ターミナルの設置を検討していくものとしております。

ご提案の二子玉川駅周辺への図書館ターミナルの設置につきましても、このような視点から検討し、関係所管と十分協議してまいりたいと考えております。

◆ひうち 委員 十分に協議していただくように要望させていただきます。

次に、住宅街における土日、夜間の公共工事について伺います。

先日、区民の方から、うちの周りは昔は商店街であったが、今は住宅街に変わった。以前、住宅街にもかかわらず土日や夜間に水道管の取りかえ工事などをしていて、せっかくの休みの日なので家でゆっくりと過ごしたいのに、振動と音がうるさくて休めない。しかも、工事の知らせはポストに一枚の紙切れが入っているだけ。緊急性を要する工事や長期にわたる工事は説明してほしいとのご意見をいただきました。

そこで二点伺います。

バス通りなどの大きな通りは土日や夜間の工事も仕方ないと思いますが、住宅街では、土日や夜間の工事は住民の方にとってはつらいと思います。土日の夜間は基本的に工事を行わないとのことですので、徹底をしていただきたいと思います。ガス管や水道工事などの区の工事でない場合にも、各企業者に指導していただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、もし緊急性を要し、どうしても土日や夜間に工事を行わなければいけない場

合には、その周りに住んでいらっしゃる方々に説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎吉田 土木事業担当部長 区内の道路工事には、国や都、区などの道路管理者が行う工事や、東京ガスや水道局など企業者が行う工事がございます。また、施工場所におきましても、人通りの多い商店街から閑静な住宅街まで異なる環境の中でさまざまな工事が行われております。

工事の施工時間につきましては、商店街や交通量の多いバス通りなどで昼間に工事を行うことが困難な路線におきまして一部夜間としておりますが、土日の夜間工事につきましては、緊急工事や地元の強い要望があるなど、特段の事情がある場合に行われているものと思われれます。

委員ご指摘のとおり、この件に関しましてはガスや水道など企業者工事におきましても同様と考えますので、各企業者に指導してまいりたいと考えております。

それから、地元の説明してほしいということでございます。休日にお越しの皆様には、迷惑をおかけするような場合には、丁寧に説明を心がけてまいります。また、各企業者緊急で、ガス漏れ等緊急の場合もございます。それから、相手の要望でどうしても土日の夜間に企業者の工事を行わなければならないという場合もございます。その場合にはきめ細かく説明するよう、引き続き各企業者に指導を徹底してまいります。

◆ひうち 委員 住宅街における土日や夜間の工事は極力控えていただくよう、ぜひ指導と、また、住民の方への説明をお願いしたいと思っております。

次に、環状八号線の中央分離帯のごみについて伺います。

先日区民の方から、東名高速上りで東京出口を出ると環八に入るが、その環八の道路の分離帯には、雑誌、弁当、ペットボトル、たばこの吸い殻などが捨ててあるのが目につく。砧公園の緑がきれいなのにもったいない。また、ここは地方から上京して

初めて見る東京を印象づける場所であり、世田谷区の玄関口でもあるというご意見をいただきました。確かにこの場所は砧公園の緑がきれいな場所でもあり、世田谷区の玄関口でもあります。

そこで、投棄禁止の看板などの周知徹底とごみ回収の頻度を上げてもらえないかと思うのです。この問題は世田谷区の管轄ではないとのことですが、ごみ回収などの清掃を東京都に要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎吉田 土木事業担当部長 東名高速道路東京インターは、東京の西の玄関口と言われており、環状八号線との合流付近は砧公園の緑が映え、世田谷の玄関口にふさわしい場所でもあります。高速道路付近の環状八号線の中央分離帯には、道路管理者の東京都によるごみ捨て禁止の看板が設置されているにもかかわらず、空き缶やペットボトルなどが投棄され、ごみが目につきます。こうしたごみは、信号待ちの間に心ないドライバーが捨てていくものと思われま

す。区といたしましては、道路管理者である東京都に対しまして中央分離帯のごみ投棄防止対策について強く要望してまいります。

◆ひうち 委員 ぜひ中央分離帯のごみ投棄防止対策について要望していただきたいと思

います。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で世田谷無所属の会の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 秋の交通安全週間の際、環七の交差点で通勤通学の人々を誘導しました。その際、道路や交差点を縦横無尽に走る予測不能な自転車の動きに危険を感じま

した。いつも車を運転していても自転車と一緒に道路を走るときには、どこに動くかわからない、挙動不審で恐ろしい存在です。

そこで、改めて下北沢周辺の自転車の状況を考えてみました。

私の住んでいる地域は、大原一丁目、北沢四丁目、五丁目は、環状七号線の東側にあって、すぐお隣は渋谷区です。ちょうど京王線の笹塚駅と小田急線、井の頭線の下北沢の駅や東北沢の駅の間にあって、どちらの駅に行くこともできる便利な場所ですが、自転車を使って駅まで行きますと、まず、渋谷区の笹塚駅には一日百円の駐輪場があります。ここでは係の方がとても親切に対応してくれて、だれにも気持ちよくあいさつを送ってくれます。

一方、下北沢駅に行きますと、駅の北側のみずほ銀行の横に無料の駐輪場がありますが、ここは係員もいないため、自転車も乱雑に置かれています。渋谷区の駐輪場とは随分かけ離れて汚いところでもあります。さらに、タウンホールの近くには駐輪場がありますが、ここを利用するには小田急線の踏切を渡る必要がありますが、踏切がなかなかあかないわけで、普通なら十分か十五分ぐらい見ておけば電車に乗れるところ、三十分以上見ないと踏切を渡って駐輪場を利用して駅にたどり着くことができません。

そこでまず伺いますが、下北沢周辺の駐輪場はどのようになっているのか、お伺いします。

◎工藤 交通政策担当部長 現在、下北沢南口には三カ所の自転車駐車を整備し、約三百台の駐輪が可能となっており、常駐あるいは巡回により管理を行っております。また、北口にはお話にありましたように一カ所の無料の自転車置き場があり、時間帯によっては約二百台が場内に駐輪場するため、随時係員による駐輪場内の整理を行っております。したがって、下北沢駅周辺には合計で四カ所、約五百台の駐車スペースを確保してございます。

◆青空 委員 でも、全体的には台数がちょっと足りないのではないかと感じますし、特に、駅の北側には駐輪場が少ないです。

それでは、区では放置自転車の状況を調査しているところですが、下北沢駅周辺の放置自転車の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

◎工藤 交通政策担当部長 下北沢駅周辺における放置自転車の台数は、毎年十月に東京都及び区市町村で実施している放置自転車等の実態調査により把握しております。平成二十一年度では、平日のおおむね午前十一時の時点で自転車、バイク合わせて約三百六十台でございました。ただし、夕方にはお買い物などを目的とした放置自転車が目立つようになり、平成二十一年秋の時点で調査をしたところ、平日ピーク時で約八百台、休日ピーク時で約一千百台の放置自転車がありました。特に、下北沢駅北口周辺は放置自転車が集中している状況が見受けられております。

◆青空 委員 やはり駅の北側から来る利用者にとっては、特に駐輪場が必要だと感じます。これまで小田急線の連続立体交差事業があった喜多見駅から梅ヶ丘駅の間は、この事業を契機に鉄道事業者による駐輪場の整備がされ便利になって、放置自転車も減ったと聞いています。下北沢駅も今地下化の工事が着々と進められていますが、町が新しくなるこの機会に、地下化された鉄道の上を利用するなどして駐輪場の整備が進むと思いますが、下北沢駅周辺の今後の駐輪場の設置の見通しはどうなっているのか。また、新しくできたときには駐輪場が何台ぐらいとめられるのか、お伺いします。

◎工藤 交通政策担当部長 お話しありましたように、現在小田急線の連続立体交差事業が進んでおり、梅ヶ丘駅より以西のいわゆる経堂工区完成区間におきましても、これまで鉄道事業者の協力によりおおむね需要数を満たす自転車駐車を確保してまいりました。その結果、大幅に放置自転車は激減しております。

下北沢駅周辺につきましても、必要な台数につきまして事業者である小田急電鉄に

対して自転車等駐車場の整備を要請しているところがございます。何台ということにつきましては、現在精査してございますが、今後小田急線の連続立体交差事業の完成後には必要な台数を確保できる自転車駐車を整備する見込みでございます。

◆青空 委員 よろしく申し上げます。

また、駅の近くには駐輪場がきちんとできれば、皆さんもそこを利用することになります。そうすれば、放置自転車もなくなると思います。下北沢には、特に人が集まり活気があるところが魅力の町です。その魅力を高めるためにも、放置自転車のない、きれいな安全で安心な町をつくるためにも鉄道事業自転車に強く要望してほしいと思っております。

また、自転車に関して撤去について伺いますが、下北沢で撤去された自転車は、遠い船橋まちづくりセンターの先、希望丘小学校の隣にあります船橋保管所というところに運ばれますが、私も一回とりに行きましたが、返還の手数料三千円を払って返してもらいます。保管所は、以前、下北沢の場合には甲州街道の明大前の高架下にありました。そのころはとりに行ったんですが、今はちょっと遠過ぎます。できれば、下北沢からあんな遠いところまでではなく、船橋の駅から歩いて大体十五分から二十分かかるわけですね。それで、自転車の保管に関しては野ざらしなんです。ブルーシートでもかぶせてくれればいいんですけども、それが全くないというのもちょっとおかしいと思うんですが、そういう点はいかがでしょう。

◎工藤 交通政策担当部長 現在、区内に十カ所の保管所を設置しており、禁止区域にある三十四駅の周辺から撤去する放置自転車を収容してございます。放置自転車を撤去する駅と、撤去した自転車を保管する保管所との関係は、引き取りの際の利便性や各保管所の収容力などを考慮して決定してございます。その結果、保管所が駅から遠い場合もございますけれども、保管所としてコールセンターの年末年始を除く通年開設が効果があり、返還率が七〇%と高い数値となっております。

今後、放置自転車は減少していますけれども、そのことに伴う保管所の再編を進めながら、より適切な保管所と駅の関係を検討してまいります。

◆青空 委員 やっぱり下北沢から船橋は遠過ぎます。せめて一キロぐらいだったらわかりますけれども、あれは遠過ぎます。それで、引っ越してきた人が急に置きちゃったもので、放置自転車をとりに来る車なんですけれども、そこで三千円払うから返してくれと言ってもだめだというので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○小畑 委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き、自由民主党、どうぞ。

◆宍戸 委員 昨日、チリの落盤事故での三十三人が全員無事救出されました。テレビを見ていて、大変感動したところであります。強いリーダーシップとチームワークの大切さを改めて学ばせていただきました。私のこれからの活動にも、大変参考になったわけであります。

それでは、自由民主党の質問をさせていただきたいと思います。補充質疑ということで、今回の決算委員会で積み残したさまざまな問題について質問してまいります。

区が、厳しい財政状況の中で全事業点検を行っていることは評価いたします。しかし、将来にわたる区民生活に責任を持つ自治体としては、今ある事業の見直しとともに、将来に向けたあるべき姿への道筋も区民に示されなければならないのは当然であります。あるべき姿といっても、財政上からすべてを実現できない以上、選択と集中ということがなお重要になってくると思います。

そこで最初に、我が会派は議会、決算委員会を通じて環境問題を取り上げ、さらに具体的に現在の太陽光発電補助に加え、他の項目にも拡充すること、さらに、その補助に当たっては区内共通商品券を活用することを提案いたしました。これは、世田谷

の最大の資産は四十三万世帯の民間住宅であり、エコ住宅の実現は区の重要な計画であること、一方で、区内最大の産業は商店街であり、地域活性化の柱でもあることから、この両者を商品券という媒体で結びつけ、世田谷の強みを最大限に生かした戦略を立てることが必要であると考えからであります。

熊本区長の言われる安全安心な町をつくり出していくことから、環境をテーマに産業政策と都市整備が連携し、世田谷らしい斬新な取り組みをするべきでと考えるのですが、これらの担当副区長であります森下副区長に伺います。

◎森下 副区長 地球温暖化を初めとします環境問題は、環境という枠にとらわれず、社会の仕組みや金融、産業などあらゆる分野に波及してそれらの分野に変革をもたらすかぎとなっているものと考えております。

議員ご指摘のとおり、区内の四十三万世帯の住宅エコ化は、低炭素社会の実現には不可欠な案件でございます、区民の協力をいただき、全力を挙げて取り組むべき課題と考えております。

一方、区内産業の育成や快適な住まいづくりも、また世田谷がより自立に向けて、活気ある都市としていく上で重要な課題となっております、これらが車の両輪となって、熊本区長が言われる安全安心で住み続けたい町となっていくものと考えております。

今後の環境施策の展開に当たりましては、お話しありました施策の充実や区内共通商品券の活用などの環境政策や産業政策との共同歩調、あるいは耐震、バリアフリーなど、住宅施策等を含めた区政の課題について相乗効果を上げる方策を追求して、関係所管が連携して積極的な検討を行ってまいります。

◆穴戸 委員 今答弁のありましたように、積極的に進めていただきたいと思っております。

次に、都市整備領域で時間がなくて積み残した烏山川緑道の整備について伺います。

昨年度、経堂一丁目城山通りに沿った烏山川緑道は、改修工事が行われ、見通しも

よくなり、草花も植えられ、明るく開放的な緑道になりました。また、ユニバーサルデザイン化された園路は歩きやすく、安全に楽しみながら散策ができる緑の歩道に整備されました。花や緑を楽しみながら散策することで、健康増進が図られます。今後も順次改修工事が行われると思いますが、緑道は連続性が大事であります。まだその先に改修工事が残っているところがありますが、烏山川緑道の残された区間の整備はどのようなスケジュールで行われる予定なのか伺います。

◎吉村 みどりとみず政策担当部長 経堂一丁目城山通り沿いの烏山緑道の改修についてでございますが、平成十八年度から二十一年度にかけて、委員おっしゃいましたとおり宮坂一丁目十七番付近から経堂三丁目十六番までの区間を改修いたしました。委員お話にありましたとおり、安全安心に利用できるよう、見通しよく明るい緑道、歩きやすい緑道を目指して改修いたしました。順次改修を進めているところでございますが、まだ改修が終わっていない区間が世田谷三丁目の青葉橋から東急世田谷線までの区間、宮坂一丁目付近、経堂四丁目付近など四区間が残っております。

これらの区間につきましては、財政状況が厳しいため今年度は工事が延期となってしまいました。今後も順次改修を進めてまいりたいと考えております。

◆宍戸 委員 私、以前からもお話ししておりますが、十九回歩こう会というのをやっております。世田谷区内もかなり歩いてきたんですが、ぜひ北沢川、また烏山川緑道ということで、ぜひ完成させていただいて、もう一回すべてを歩きたいなと思っておりますので、ぜひ計画的に進めていただきたいと思います。

それで、烏山川緑道だけではないんですが、世田谷区内の緑道が歩きやすく整備されて、早朝から犬の散歩で利用される人が大変ふえております。大変よいことだと思いますが、問題があります。それは、ノーリードでの散歩、排泄物の放置などのマナーの悪い飼い主がふえていることでもあります。緑道は、隣接する住宅との距離が近く、住宅が大変迷惑しているというふうに住宅の方、住んでいる方が大変迷惑していると

いうふうに聞いております。犬の散歩でのマナーの啓発をもっと行うべきと考えます。

そこで、緑道を利用する飼い主への注意喚起はどのように行っているのか伺います。

◎吉村 みどりとみず政策担当部長 飼い主の責任やマナーにつきましては、法や条例で動物が人に迷惑を及ぼすことがないように、犬の放し飼い禁止やふん尿の処理などが定められております。これまでも緑道を散歩する犬の飼い主のマナーの啓発といたしましては、緑道の入り口や必要な場所に放し飼いの禁止、ふんの持ち帰り、ブラッシングの後始末など、飼い主が守るべき内容を表示した注意看板を設置し、飼い主への注意喚起を行っております。特に、放し飼いの多い場所など問題の多い場所では、巡回パトロールを重点的に行いまして、飼い主に対しまして直接指導を実施しております。その際に、マナー啓発チラシを利用者に配付いたしまして、ルール遵守とマナー向上を呼びかけているところでございます。

また、世田谷保健所やNPOと連携いたしまして、犬のしつけ教室やマナーアップ講座の開催、飼い主のマナーに関するチラシや注意プレートの配布などの取り組みを行っております。

今後も関係機関等と連携いたしまして、マナー向上の啓発を行ってまいります。

◆宍戸 委員 緑道だけじゃなくて公園、また住宅街でも最近犬の散歩の方が大分ふえておりまして、ただ、本当にマナーを守られている方もいらっしゃいますけれども、ふりだけしている方もかなりいらっしゃるのので、ぜひ関係所管とともに、これからそういうことがないように努めていただきたいと思います。

次に、自治体間交流について伺います。

世田谷区は、ご案内のとおり昭和五十六年に群馬県川場村と縁組協定を締結し、昭和六十一年に区民健康村を開設して、村と連携、協力の上、さまざまな交流事業を展開しております。他方、世田谷の夏の風物詩でありますふるさと区民まつりでは、全国三十七の自治体が物産展の出店や交流会を通じて自治体間の交流を行っておりま

す。

ところで、昨年第三回定例会一般質問において、私から世田谷区における今後の自治体間交流の基本的な考え方について質問いたしました。それに対し区側から、庁内関係所管課長による横断的な検討会を設け、今後の交流のあり方についての考え方をまとめるとの答弁がありました。

そこで、現在自治体間交流のあり方についての検討会の検討状況はどうなっているのか伺います。

◎城倉 生活文化部長 自治体間の交流ですが、文化、産業、観光、スポーツなどさまざまな面から地域の活性化を図る上で有効であるというふうに考えております。

その中で、川場村との関係でございますけれども、区と川場村との共同出資による株式会社世田谷川場ふるさと公社を活用し、また、区民や村民が支援し、あるいは参加する中で、区民健康村施設を利用しての移動教室、それから健康村里山自然学校などの展開、さらには災害時における相互援助協定などさまざまな取り組みがなされており、まさに自治体間の縁組と言える関係が築かれています。

一方、他の自治体との交流につきましても、それぞれの積み重ねがあるとともに、また、地域の活性化を図る点からも重要であるというふうに考えております。

ご質問の自治体間交流のあり方の検討の状況でございますけれども、検討の視点としまして、交流段階の整理と交流の仕組みづくり、それから自治体間交流を支えるツールの構築、それと、地域文化、経済の活性化のための具体的な交流事業について検討を進めており、今年度末をめどにというふうに考えております。

◆宍戸 委員 今年度末に結論が示されるということでもあります。

私は、以前から申し上げておりますが、区民まつりの参加自治体は自治体間交流を行う上での貴重な財産であると思います。区民まつりだけでなく、さまざまな形での交流を深め、人や物が行き交い、世田谷にとっても相手方の自治体にとっても有益な

交流の実践こそが大切であると思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ところで、昨年度新たな交流の試みとして、「世田谷246ハーフマラソン」に区民まつりの参加自治体であります北海道中川町、島根県隠岐の島町、そして川場村の方々十二名ほどを招待し、世田谷の町を走ってもらい、懇談会では区民の方々とも交流を深めたと聞いております。人数こそ少ないですが、交流を通し世田谷の町を知ってもらい、人と触れ合うことは大変有意義なことだと思います。

そこで伺います。今年もこのハーフマラソンに招待は続けられるのか。また、ほかに新たな交流事業があれば、あわせてお答え願います。

◎城倉 生活文化部長 自治体間交流の試行事業として、委員今お話しございましたが、昨年度は「世田谷246ハーフマラソン」の招待を行って、スポーツを通じての交流が実現したというところです。

それで、今年度なんです、区民まつりの参加自治体、三十七ありますけれども、この自治体にお声がけをいたしまして、十自治体、約五十名の市民からハーフマラソンあるいは健康マラソンへの参加の申し込みがあったということでございます。事業の内容としましては、参加者の交通費については各自のご負担を願っているというところですが、参加費は無料とし、また、青年の家など宿泊場所を無償提供するとともに、大会終了後の交流会を開催したいというふうに考えております。

また、本年度の新たな試みとしまして、食文化の交流ということで、交流自治体の食材と、それから世田谷産の野菜を使った食事メニューの開発提供を行いたいというふうに考えております。具体的には、群馬県の川場村、それから新潟県十日町市、それから島根県の隠岐の島町の三自治体の協力のもとに、第一庁舎の地下食堂で来月十一月にそれぞれ一週間ずつ地場食材を使ったメニューを提供することを考えており

ます。いずれこうしたメニューが区内飲食店で提供されることにより、お互いの自治体の地域活性化に寄与することを期待するものでございます。

◆宍戸 委員 ハーフマラソンの参加自治体も三自治体から十自治体になったということでもあります。大変喜ばしいことだと思います。また、できれば子どもたちの交流ももっとされたいかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、高齢者施策について伺います。

今回の委員会では、都市型軽費老人ホームや特別養護老人ホームの整備、高齢者のあんしん見守り事業などについてさまざまな議論が行われました。区の高齢者施策は、第四期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて進められているわけですが、計画では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会を基本理念として、生涯現役と健康づくり、介護予防の推進、地域生活を支える環境の整備、権利擁護とサービスの質の確保・向上、地域での支えあいの推進、円滑な介護保険事業の運営という五つの計画目標を挙げています。

計画期間は平成二十一年度から二十三年度で、現在計画が開始してから一年半、ちょうど半分が経過したわけですが、進捗状況や課題に対する区の認識を伺います。

◎堀川 地域福祉部長 第四期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画につきましては、今ご紹介いただきましたように五つの計画目標を設定しておりますが、各計画目標についての取り組みはおおむね順調に進んでいるものと認識しております。例えば、地域生活を支える環境の整備という目標では、あんしんすこやかセンターと出張所・まちづくりセンターの併設、合築を推進して相談窓口の充実を図るなどしております。また、特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の基盤整備とともに、今年度は新たに都市型軽費老人ホームの基盤整備にも取り組む予定でございます。

課題といたしましては、今後急速に高齢化が進展する中で、要介護高齢者の在宅生

活を支えるショートステイなどサービス基盤の整備や、増大するニーズに対応する介護人材の確保、育成がより一層必要になってくることなどに対しまして、的確に対処していくことが求められているものと認識しております。

◆宍戸 委員 次の計画に生かしていただきたいというふうに思います。

いわゆる私たち団塊の世代が七十五歳以上になり高齢化がピークになる二〇二五年には、医療や介護サービスを必要とする高齢者は大きく増加いたします。将来、要介護状態になったときに必要とする介護サービスが受けられるか不安を感じている方もおられると思います。現在、特別養護老人ホームを利用希望する方が多数いらっしゃるわけですが、要介護高齢者がふえる中で利用希望者もさらにふえることが当然予想されます。しかし、財源や用地等の課題もあり、施設整備だけで問題を解決していくことは困難であり、世田谷らしい高齢者の在宅生活を支援する施策をさらに推進すべきと考えます。

高齢者が在宅で安心して暮らしていくためには、区として身近な地域に必要な介護や医療が切れ目なく提供される在宅サービスの仕組みを構築していくことが重要であると考えますが、区の見解を伺います。

◎堀川 地域福祉部長 高齢者が重度の要介護状態になっても、住みなれた地域に安心して住み続けられると、そういうためには、自宅にいても施設と同じように二十四時間、三百六十五日のサービスや安心感が持てることが必要であると認識しております。そのための取り組みの一つといたしまして、世田谷区独自に二十四時間随時訪問サービスを昨年度から実施しておりまして、現在国のモデル事業や検討に協力しておりまして、介護保険サービスとしての本格実施を目指しているところでございます。

この新たなサービスを初め、介護や医療、さらに見守りなどさまざまなサービスが切れ目なく提供される、そういう地域包括ケアの仕組みを構築していくことが必要で

ございますので、区としてその実現に向け第四期の計画の目標達成に努めるとともに、第五期計画の策定にしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

◆宍戸 委員 答弁にあるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ところで、私たちがいつも高齢者施策の中でいろいろ仲間たちともいろいろ話をするんですが、一つの問題としては、介護を担う人を救うための支援が必要であるという話をちょうどしていました。介護する人たちの支援センターの創設など、夢や希望を持てる社会をつくるのが大事だなというふうに議論していたところ、きのう「クローズアップ現代」をたまたま見たんですけれども、「介護を担う家族を救え」という題で放送がありました。

内容を紹介いたしますと、見た方もいらっしゃると思いますが、社会全体で介護を支えようと介護保険制度が始まって十年。しかし、介護する側の家族の負担感は軽くなっておらず、国の調査によれば四人に一人がうつ状態に陥っている。家族の形が小さくなったため、独身の子どもが高齢の親を支えるシングル介護や、夫婦二人だけの老老介護が増加している。一人一人の負担が重くなっているにもかかわらず、救う手だてがないのが現状である。介護のために仕事をやめる介護離職や、介護に追い詰められた人が親や配偶者の命を奪う介護殺人もふえている。一方、海外では介護する側を支える法律を制定した国もある。どうもイギリスらしいんですが、介護のストレスや経済状況などを聞き取り、休む機会を提供したり、手当を支給するなど積極的な支援を始めている。日本で介護する側の家族を支えるにはどうすればいいのか、地域で始まった取り組みとその課題から、介護する側の支援のあり方を考えるという内容の番組でありました。

私ももうテレビを見ていて、仲間たちといろいろ話の中で、子ども手当、子どもに手当するのもいいんだけど、家族をすごく支えている方にも手当があってもいい

のじゃないかという極端なことを言う方もいらっしゃるんですが、その辺のことについて何か担当として感想があれば、伺いたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 家族介護の方のご負担というのは、本当に今ご紹介いただいたように世帯が小さくなってきておりまして、二人暮らしの世帯の方なんかやっぱりふえてきておりますので、本当にそういう方の場合は負担が大きくなっているのではないかとこのことを私ども十分課題だと受けとめております。

例えば、東京都の関係者ともお話しする機会なんかもあるんですけども、やっぱりこれから家族介護者の支援というものに大きく取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかということは、そういう方々とも共通認識しておりまして、また、それから現在国のほうでも介護保険の見直しが進んでおりますけれども、その中でも、例えば今でございましてデイホームでございまして長くても八時間、原則として八時間までしか利用できないと。それをもっと朝早くとか、夜にも延長できるようにすれば、例えばお仕事を持っている方にも助けになるのじゃないかというような制度の改正なども今検討されているというところでございまして。そういうことも含めまして、我々身近な基礎自治体といたしましては、相談業務とか、やっぱり家族の皆様を対象とした相談業務や、それから家族会の支援とか、そういうようなことをまずは工夫して取り組んでいきたいと、そんなふうにも今思ったところでございまして。

◆宍戸 委員 私のおばあさんは高校時代から九年間やっぱり寝たきりで、ただ、父の兄弟が多かったものですから順番に介護をしていたということだと思います。本当に家族が少なくなっているのだから、家族の負担が大変重いと。きのうのテレビでも、お孫さんが会社をやめておばあちゃんの面倒を見ているという話もありましたので、世田谷らしい介護者の支援をする支援センターみたいなものを創設していただければと思いますので、提案をしておきたいと思います。

次に、安全安心まちづくりの中の安全ステーションについて伺います。

区は、安全安心まちづくりを最優先課題として区民の方々や警察等関係機関と連携し、さまざまな対策に取り組まれた結果、世田谷区内の刑法犯認知件数は平成十四年以降七年連続で減少するなど、一定の成果が上がっていると評価しております。引き続き犯罪撲滅を目指して、世田谷区二十四時間安全安心パトロールや防犯活動団体への支援などの事業をさらに強化していく必要があると考えております。

さて、警視庁は平成十八年に都内の空き交番の解消に向け交番の整理統廃合を実施することを公表し、その結果、世田谷区内の交番の数も減少いたしました。こうした状況の中、防犯機能を低下させることなく地域の安全安心を確保することを目的に、区内の防犯活動団体の活動をさらに促進するため、平成十八年度から活動の拠点となる安全ステーションの配置促進を図ってきました。しかし、これまでに一カ所安全ステーションは整備されましたが、その後ふえてはおりません。

そこで、安全ステーションの設置を促進していくために今後どのようにしていくのか、区のを伺います。

◎内田 危機管理室長 安全ステーションは、安全安心な町を築くために地域住民団体等による自主防犯活動を促進し、パトロール活動のための拠点あるいはパトロール物品を保管する場として設置するものでございまして、土地を地域住民が確保し、プレハブ等の資機材を区が供与する、こういう仕組みになってございます。平成十九年度に烏山総合支所管内に一カ所ステーションが設置をされました。その後、設置が進まない理由につきましては、安全ステーションを設置する用地の確保が困難であるということが一番大きいと考えております。

区といたしましては、未利用の区有地の活用等も含めた幅広い検討を行うとともに、引き続き防犯パトロールを行っています活動団体等へ安全ステーションの設置を呼びかけてまいります。

◆宍戸 委員 未利用の区有地の活用を含めて、積極的に働きかけて設置に向けて頑張っていくということではありますが、この制度、五つの総合支所管内に一つということで一つだけということなんです、大変そのステーションをつくるに当たっての補助というか、大変厳しい、なかなか民間の方が土地を探したり、土地の手当てをしてつくるといのはなかなか難しいことでもあります。ですので、もう少し突っ込んで区のほうが提案なり補助していかないと、せっかく幾つも駅前に交番があったところがなくなってしまって、そのかわりをやろうということでもありますので、ぜひ見直し、その制度を見直しなり考えていただいて、今年度は予算措置をされておられませんので、ぜひ来年度以降設置ができるように取り組んでいただきたいと思いますようお願いをしておきます。

最後に、私からは最後でございますが、文教領域での他会派からも質問がありました教育環境の整備という観点から質問いたします。

区の教育委員会では、平成十一年度に学校トイレ改修マニュアルを策定し、これまで暗い、臭い、汚いと言われていた学校のトイレを明るく楽しい空間に加え、子どもたちが気持ちよく利用できるトイレへの改修を進めていますが、近年は学校の耐震化に力を注いでいることと、折からの経済状況の中で財政的にも厳しいことから、年二校程度の学校で改修を行っていることは理解しております。

しかし、老朽化したトイレに対してできるだけ早期に気持ちのよいトイレに改修してほしいという保護者、学校現場の要望は依然として高いものがあります。トイレ改修は、現在は系統ごとに改修しており、早期に最低一系統は改修を実現するように順次進められているとのこと。公平の観点から公正な進め方とは思いますが、トイレの使用状況によって老朽化の度合いはそれぞれ異なりますので、現状を踏まえた対応も必要な場合があると考えます。

老朽化が著しいトイレについては、一系統という順番のみにとられることなく、

現状をよく見て適切な対応を図るべきと考えますが、教育委員会の踏み込んだ答弁をお願いします。

◎古閑 教育環境推進担当部長 学校のトイレ改修についてのお尋ねでございますけれども、委員ご指摘のとおり、学校の老朽化したトイレの改修要望が高く、区教育委員会では改築また一部改築など校舎建設の機会をとらえましてトイレ整備を進めているとともに、現在は年二校庭度の既存のトイレ改修を計画的に実施しているところでございます。

トイレの改修に当たりましては、学校からの要望等も踏まえました上で現場の状況を把握し、老朽化が進んでいるものや一系統も改修されていない学校を中心に、優先順位を決めまして、計画的な整備を進めております。しかし、一部の老朽化や劣化が著しいものや、また、バリアフリー対応等が早期に必要なところにつきましては、一系統の計画的な改修とは別に、便器や扉の交換、段差解消なども含めた床や内装のリニューアルなどの修繕等を行ってきております。

児童生徒にとりまして、トイレは快適で楽しい学校生活を送る上で大切な設備でございますので、現状を踏まえました上でさまざまな手法を工夫し、トイレの快適確保の観点から現実的な対応に努めていきたいというふうに考えております。

◆宍戸 委員 以上で宍戸のりおの質問を終わり、上島委員と交代をさせていただきます。

◆上島 委員 私からは、まず初めに地域の絆再生支援事業について伺ってまいりたいと思います。この件につきましては、先日他会派からも質問されておりましたけれども、我が会派としても重要施策として質問していきたいと思います。

地域社会が希薄化する中で、区長が区政の目標とする安全安心まちづくり、これにとってももちろんでございますけれども、今後の社会の課題を考えたときには、やは

りこの地域の力をしっかりと引き出すということが不可欠であるというふうに思います。そして、それはそのまま地域のきずなが基盤としてあるということも言えると思うんですけれども、そういう理念のもと、我が会派から以前提案させていただきまして、平成十七年度から三年間、地域コミュニティ活性化支援事業というものが始まりまして、それに引き続いて平成二十年度からの地域の絆事業としてのスタートをしていただいたと。そして、この間区の工夫や努力もありまして、三年間で三百を超える事業が各地で展開されてきたわけですが、まず、この三年間という一つの節目でございますけれども、今年度、まだ現在進行中ではありますが、事業の実績や評価についてどのように考えていらっしゃるのか。地域のきずなの状況についても、区の見解がどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎城倉 生活文化部長 今般、無縁社会が問題になるなど、ご近所づき合いはもとより、地域での人と人とのつながりが薄くなってきているということがございます。このような中であって、地域の絆再生支援事業は、いわゆるきずなを通して、かつて円滑に機能していた地域での支えあい、あるいはコミュニティ活動に区民が主体的に取り組んで、地域を活性化するための支援策として、今委員お話がありましたように平成十七年度スタートの地域コミュニティ活性化支援事業、これを評価検証する、そして衣がえする形で平成二十年度に創設したという経過がございます。

それで、委員からも実績はということなんですけれども、事業の開始以来三年間で延べ三百十団体がそれぞれの地区、地域で町会・自治会やNPO、その他地域活動団体とともに連携、協力しながら防犯などの身近な生活情報を掲載したマップづくりであるとか、あるいは大学、小中学校、農家と連携した資源循環への取り組みなど、地域のさまざまな課題を解決していたということがございます。また、各総合支所におきましても、各団体の取り組みを生かすために地域交流会を開催しております。今年度の開催はこれからということでございますけれども、平成二十年度、それから二十

一年度の二カ年で延べ三百四十一団体が交流会へ参加して、それで各団体の取り組みの発表あるいは情報交換を通じて、団体相互の交流が生まれ、また、より地域の絆のネットワークが広がったということに参加者から聞いております。

この事業につきましてなんですけれども、こうした実績や成果を踏まえまして、地域の活性化に向け大変有意義であると、有効であるというふうに評価しておりまして、来年度以降の新たな展開について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

◆上島 委員 私もすべての事業を知っているわけではありませんので、すべてがすべてと言えるかどうかわかりませんが、かなり有効な地域のきずなが深まっているような事業が出てきているなと思います。私も二つ参加させていただいた中で、やはり正直課題もあるわけですね。例えば、広報ですね。やはり限られた地域の中でやっていくものであるんですけれども、広報力がやはりどうしても一年間ぐらいですとなかなかできない中で、本当だったらもっと参加していただければ、さらにきずなが広がっていくような場面でもなかなかそこまでたどり着けなかったという場面があったり、そういう意味ではまた支援の仕方というのは工夫があるのかなと正直考えております。

そのほかにも、出張所やまちづくりセンターとの結びつきをもう少ししっかりやっていただきたいとか、いろいろな要望が出ていると思うんですけれども、ぜひ来年度以降、やはりまたバージョンアップといいますか、一工夫加えていただいて、やはりこの世田谷区の地域の力を引き上げる基盤となる地域のきずな、これに対して区全体でしっかりと取り組んでいただくことを、これは要望とさせていただきます、次の質問に移ります。

次は、保育園の待機児対策について伺います。

今年度は区として新たな認可保育園の整備を実に精力的に進めているところであ

りますが、もちろん、これまでも区は待機児童対策を初め、さまざまな保育サービスの拡充に取り組んできておりまして、保育サービスを受ける子どもも既に一万人に達しているという状況と伺っております。子育て施策への取り組みについては一定の評価をしているところであります。しかしながら、待機児童数が今後もなかなか減少していかないのではないかと懸念は強まる一方でありまして、財政の見通しも厳しい中、より一層の工夫が求められているという観点で質問をしてみたいと思います。

まず初めに、現状で保育園に入園できなかった方はこういった方々であるのか。さまざまな状況があるとは思いますが、おおむね区の基準、点数という観点ではこういった家庭が多いと把握されているのか、まず教えてください。

◎堀川 子ども部長 認可保育園に入園できなかったご家庭の就労状況を見ますと、両親ともフルタイムで働いているというご家庭、これがいわゆる指数で申しますと百点でございますけれども、そういう家庭が多いという状況でございますが、フルタイムと短時間就労、こういうご家庭もまた混在していると、こういう状況となっているところでございます。

◆上島 委員 私の周りにも、就業期間が限定であったり、また、働く時間が短いなど認可保育園に入れず、そういう親御さんからさまざまなお話を伺うことがあります。一定の時間、あるいは二、三カ月、できれば半年預かってもらえれば本当に助かるといった声も聞きます。もちろん、平日フルタイムで継続的に働かざるを得ない方から比べれば、いわゆる保育に欠ける度が低いわけですから、簡単に言ってしまうと仕方が無いと言わざるを得ませんが、実際そういった方からすれば、保育が必要であることには変わりはありません。

そもそも、保育園への入園申し込みが急増した背景の一つには、この就業形態の多様化や働き方の意識が変わってきたことなどが考えられます。さまざまな就業形態がふえつつある中で、短時間あるいは一定期間に限定した保育サービスを望む声も理解

できます。確かに両親ともフルタイムで就業しているご家庭が認可保育園に入園できない状況にあっては、なかなか難しい問題であると思いますが、少しでも多くの方が利用できるよう入園に当たってのいわば敷居を下げる工夫を努力していくべきと考えます。特に、中には子育てのためにフルタイムからパートタイムにしたとか、就業期間を一定期間に絞ったというご家庭もありまして、そういった方々からの願いにこたえてあげたいと思うのは私だけではないと思います。

今まさに認可保育園を新設している中で、施設や人材をより有効活用する観点で、例えばある程度継続的に、また一定期間お子さんを預かる仕組みなどを考えていくことができるのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

◎堀川 子ども部長 認可保育園の整備に当たりましては、ゼロ歳もしくは一歳から入園をし、基本的には小学校に入学するまでの間、ほぼ毎日保育園を継続的に利用する制度となっており、一定期間に限定した保育サービスを提供するといった仕組みは基本としては持っておりません。

こうした中、この四月に東京都では一定期間に限定した認可保育園のサービスを利用できる定期利用保育という制度を打ち出しております。この制度は、現に認可保育園等の保育サービスを受けていない就学前児童を対象とした事業でございまして、就労等により一定期間継続して保育が必要となる場合に保育園で保育を実施すると、こういうふうになっているところでございます。

同居の親族等が対象児童を保育できる場合については対象とはなりませんけれども、認可保育園の入園できなかった方々のニーズに少しでもこたえられるよう、新設園などを中心といたしました年齢別の空きスペースの有効活用ということも視野に入れながら、引き続きこの制度の導入に向けた研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

◆上島 委員 本当はまだ預けなくてもよいけれども、将来入れなくなったら困ると、そういう思いでとにかく入園させようということがさらに入園の厳しさに拍車をかけていると、かえって需要を増幅しているという面もあるというふうに私は思います。つまり、今お話しありましたけれども、ゼロ歳ないしは一歳から小学校入学前までのフルセットの保育体制というもののか、もしくはそうではなくて入れない、どちらかというオール・オア・ナッシングというこの保育体制そのものが保育の需要を喚起している可能性もあると僕は思います。そういう意味では、やはり保育需要にきめ細かく対応できるような、そういった保育制度を、保育体制をつくることで待機児童数を引き下げるといった戦略も考えられると思います。

昨日、用がありまして実家にちょっと寄ってまいりました。近くに住んでいる同級生の女の子なんですけれども、子どもができたということでちょっと顔を見に行きました。今四カ月ということで、同級生ですからいわば高齢出産で初めての子だったんですけれども、男まさりの大変、余り女の子らしくない女の子だったんですけれども、そんなことを聞かれたらちょっと怒られてしまうんですけれども、その子が言っていたんですけれども、いや、女に生まれて初めてよかったなと、子どもが生まれて本当にこんな幸せなことはないというふうに言っておりました。多分どんな親も、やはり自分の子どもをしっかり自分の手で育てる幸せというのは、これはこの上ないものなんだなということを改めて感じてきたところなんですけれども、私どもの会派は、保育の基本はやっぱり家庭の子育てにある、それが基本にあるわけなんですけれども、それ以上にやはり自分の子どもは自分の手で育てたいというのが、多分ごく自然な私は親の思いであると思います。

しかし、どうしても預けざるを得ないと、言い換えれば働かざるを得ないという方々がいることも事実でありますし、だからこそこの保育園が必要なのでありまして、どうしても預けなければいけない間にだけ預けられるという体制こそ、私たちは目指

さなければいけないというふうに思います。ぜひともそれに向けて一歩ずつ世田谷の保育がそういうふうな方向で進められていくよう、ぜひとも工夫、ご検討をよろしくお願いいたします。

同時に、済みません、もう一つ保育のことで別の所管に伺ってまいりたいと思います。企業内託児所の促進について伺ってまいりたいと思います。

先ほどからの質問で、区の保育施策について述べてまいりましたけれども、今後はやはり区だけではなくて、民間にもその一翼を担っていただくべきものと考えます。既に国でも東京都でも企業内託児所の設置を重要視して促進施策を打っております。我が区でも、実施計画の中で子ども部、そして産業政策部、生活文化部の三部合同で企業内託児所の設置の取り組みについて計上しておりますが、計画どおりに進んでいないというふうに伺っております。

それでは、区内の状況について、平成二十年度にこういった企業内託児所に関する調査を行っているようでございますけれども、そこで、区内においてどれだけの民間事業者が企業内託児所を設置しているのか。また、企業内託児所について関心のある事業者はどれほどあるのか。特に、この調査以降の平成二十一年秋から、いわゆるリーマンショック以降経済不況となりまして、各企業では取り組みが困難になっていると想像するわけですが、その辺の変化をどのようにとらえているのか、伺いたいと思います。

◎杉本 産業政策部長 今のご質問でございますけれども、二十年度に実施しました産業基礎調査では、区内事業所の五千百社から回答をいただきました。その中で、事業者が仕事と育児の両立支援について取り組んでいる施策や、将来取り組む予定の施策について聞いております。その質問に対しまして、企業内託児所について将来取り組んでいきたいと回答していただいた事業所は、この時点では約百社ございました。

この産業基礎調査を実施した後に世界的な経済不況となりましたので、再度二十一

年度末にその百社に対して状況に変化があったかどうか調査を行いました。三十社から回答がございました。その結果、今後検討する方向で考えているという回答をいただいたのが七社ということになっておりまして、これは関心は持続していると思えますけれども、経済状況の影響が強くて今のところとどまっているものと推測しているところがございます。

◆上島 委員 やはり企業において設置することは簡単ではないというふうに思います。

そこで、区が今後進めていくに当たっては、例えば産業振興公社がいわばコーディネーター役というんでしょうか、旗振り役となって、複数の企業の合同託児所を開設していくという手法が私は一番現実的なのではないかなと考えております。もちろん、産業振興公社の目下の最大の使命は、区内中小企業の経営改善であり、地域経済を押し上げていくことにあります。そういった幹の部分に力を入れつつも、この企業内託児所の設置といった就労環境の向上の部分にも積極的な支援を行って、人材確保を円滑にしていくことも、ひいては幹である経営の部分の安定化につながっていくと考えます。

さて、企業内託児所の設置の問題は、各企業の需要が一定しないことがあり、また、合同の託児施設、特に区が間接的に絡むことで安定した施設運営が可能となることから、実現に向けて大きな一歩となると考えますけれども、その点について区はどのようにお考えでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 企業内託児所の設置につきましては、平成十九年度から東京都の福祉保健局のほうにおきまして事業所内保育施設の支援としまして、設置費と運営費等の補助事業が実施されております。平成二十二年八月現在におきましては、区内では三十二カ所、区内では一カ所の補助を受けている企業が出ています。補助の要件としましては、都が定める施設基準が満たされることが定められて

おり、保育施設としまして、安心して子どもを預けられる一定の水準を担保する仕組みとなっております。

企業内託児施設の設置については、東京都のこの補助事業の活用が前提となると考えております。その中で、今後の検討に当たり産業振興公社の役割や機能、それから公社の事業展開など多面的な検討素材とさせていただきたいと考えております。

◆上島 委員 今、ご答弁の中に積極的に取り組んでいただけるといふふうに思いましたけれども、ご答弁の中に補助の基準というんでしょうか、その問題があるように聞きましたけれども、やはりそこが大きな課題に上がっているものとして、その点については調理室の設置が挙げられると思います。しかし、この調理室についてなんですけれども、構造改革特区の認定を受けることで、いわゆる外部搬入が可能となるようであります。今年度の三月時点ですけれども、九十一市町村、四百七十五施設がその認定を受けておまして、この企業内託児所に関しては、こういった特区制度を活用することで、より可能性が私は高くなるというふうに思います。もちろん、食育の課題等ありますけれども、現在の保育施設の需要の問題の大きさから見れば、工夫を加えることでそういった懸念は何らか解消できるというふうに思いますし、とにかく一歩でも進められるようご検討よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。次は、環境に関する質問であります。

区では、平成二十年三月に世田谷区環境配慮公共施設整備指針、いわゆる省エネ指針を策定しまして、新築、改築、大規模改修工事を行う際に、この指針に基づき公共施設の二酸化炭素排出削減を推進してきたことは承知しております。しかしながら、平成二十年五月に省エネ法が改正されまして、本年四月一日から適用されることとなり、これまでの新築、改築、大規模改修時における省エネ対策では対応できないものとも聞いております。

このため、既存建物の大規模改修の工事のほか、通常の改修工事に際しても効果的

な省エネ手法を用いて、二酸化炭素の排出をさらに削減してもらいたいと思いますが、その手法といたしまして、既存照明のLED化や建物外壁の断熱が考えられます。これらを実施するには、当然費用対効果も同時に考えなければいけません。現状区のことに対する区のお考えをお聞きしたいと思います。

◎中杉 施設営繕担当部長 区は、これまでに新築、改築、大規模改修工事におきまして、公共施設省エネ指針に基づき区施設の省エネ化を推進してきたところでございます。また、ご指摘のように省エネ法が改正されまして、本年度から区の施設全体として使用エネルギー削減が義務づけられまして、新築、改築、大規模改修だけではなく、通常の改修工事においても省エネに効果的な改修方法が求められているところでございます。

具体的な省エネ手法といたしましては、廊下、トイレ、ロビーなどの照明のLED化、あるいはボイラーなどの熱源、空調設備の高効率機器の採用などがございます。

また、既存建物の外壁の断熱ですとか、複層ガラスへの取りかえなどの取り組みもございますが、省エネ効果が高い反面、比較的成本がかかると、そういった課題もございます。現在、費用対効果も十分考慮いたしまして、既存建物の計画的な改修の機会をとらえた効果的なさらなる省エネ手法について、関係所管と具体的に検討を進めているところでございます。

今後、省エネ法に基づく中長期計画を踏まえまして、公共施設の省エネ化を積極的に推進して、低炭素社会実現に努めてまいりたいと考えております。

◆上島 委員 我が国の省エネ技術は本当に日々発展しておりまして、ぜひそういうところをしっかりと見ながら、特に先日私は総括で質問させていただきましたが、建築レベルにおける省エネ対策というものも少し研究していただいて、より有効な、特にやはりトータルコストという観点からは重要だと思っておりますので、費用対効果もしっかり踏まえながら計画を立てて実行していただきたいというふうに思います。

そして、多分すぐにできる対応として、街路灯のLED化があると思うんですけども、その点についてはどのように現在検討を進めているのでしょうか。

◎吉田 土木事業担当部長 街路灯のLED化についてご質問いただきました。LEDの照明器具につきましては、以前は製品開発されてからまだ間もないということがございまして、コスト面で従来の照明器具に比べまして高額な傾向がございましたが、近年では低価格化が進みまして、耐用年数の長期化による維持管理費の減少を踏まえれば、トータルコストで従来のものと同額程度となっております。また、光の均一度合、それからまぶしさなどの機能面でも改良が進められまして、従来の照明器具の水準を超える製品も出てきております。

区では、平成二十年度よりメーカーの協力のもと、一定の機能を有するLED器具を試験的に設置しまして検証を進めてまいりました。その結果、小型の水銀灯相当のLED器具は、機能としては従来の照明器具と同等の性能が認められております。この小型の水銀灯と申しますのは、今区全体で四万八千基ございしますが、その約一割、五千基がこの小型の水銀灯になってございます。

一方で、初期投資につきましては、いまだ従来の照明器具よりも高額であるということから、厳しい財政状況を踏まえまして、街路灯のLED化に向けましては引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

◆上島 委員 今お話ありましたが、小型の水銀灯ですと同様の機能があるということで、また、それが区内には五千基あるということでもあります。そうなりますと、大体寿命が通常二十年と言われておりますから、大体年間これを二十で割りますと二百五十基を毎年かえていくことが私はできると思うんですが、やはりトータルコストでは、もう従来のものと同額程度になっているというふうにも、今ご答弁いただきましたので、これはぜひもう次回から、更新のときにはLEDの器具をしっかりとつけていくと、この小型水銀灯に関してはLEDを使っていくというふうに、これはもう確

実にやっていただくことを強く要望して、最後の質問に移りたいと思います。

最後、時間がありませんので、先般、区民がある道路でけがをされました。その道路は、地域団体と区が管理協定を結んで植栽管理や清掃を行っているところでありました。今後、区民が区との協定に基づいて管理していく公園や道路がふえていくと思いますし、むしろふやしていくべきとも考えております。その中では、区民のさまざまな創意工夫がなされていくのだと思いますが、それに伴い、そこでの事故の可能性も出てくるものと思います。やはり一〇〇%の安全を目指すべきではありますが、同時に利用者に適正に利用していただく責任も求められていることは言うまでもないと思います。

私は、区民の健康を守るという視点でも、まちづくりは非常に重要な要素と思っております。特に区民が憩える場としての公園の緑道の整備は、単に面積が広い狭いしは狭い、そういった問題でなくて、そこで区民が憩い、休息できるといった豊かな時間が過ごせる、最近ではより自然に近い感じの、そういうしつらえの工夫こそが重要ではないかと考えております。

関係所管においては、安全面は基本でありまして、管理は今後も十分やっていただくことは前提でございますけれども、同時に利用者の責任としての注意喚起が必要だと思っておりますけれども、この点について区のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

◎吉村 みどりとみず政策担当部長 事故の防止は、大変重要な課題というふうに認識しております。管理団体の方には、創意と工夫、またご尽力によりまして、定期的に樹木の剪定、流れの清掃といった維持管理活動を活発に行い、その結果、利用者のマナーの向上や危険箇所の早期発見につながっている奥沢のねこじゃらし公園などの事例もございます。

今後とも管理協定団体との地域に親しまれる公園づくりを進める中で、団体の皆様

と連携し、危険箇所の早期発見や利用者の注意喚起など、事故防止の取り組みを進めていきたいと考えております。

◆上島 委員 くれぐれも、こういったことが起こるたびに過剰な反応をしてしまって、これだめ、もしくはあれだめというふうに、施設としての魅力がなくなってしまったり、また、協力する区民が萎縮してしまうようなことがないように、ぜひとも工夫といたしますか、取り組みのほうをよろしくお願いしたいと思っております。

私の質問を終わりました、下山委員にかわります。

◆下山 委員 それでは、午前、午後とちょっとまたがって質問させていただくことになると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、地域力の向上をテーマに何点か質問をさせていただきます。

最初に、先日の文教の領域でも質問をいたしました。家庭、地域と公立小中学校の連携の今後について伺います。今回は具体的に質問をしていきたいと思っております。

地域との連携とは、できるだけ多くの地域の方が学校を訪れて、学校を地域の拠点として利用する、そして、学校の教職員の方も地域のお祭とかイベントに参加して、地域の歴史や特徴を共有し、日々の教育の中に生かしていくということだと思っております。戦後といたしますか、私が小学校に通っていましたが昭和三十年代中ごろだと思うんですが、このころは学校の中で、いわゆる地域のお隣の大工さんが学校のドアであるとか、いろいろな修理に入っていたり、ガラス屋さんが割れたガラスを入れかえに来ていたり、また、PTAの役員も地域のステータスシンボルの一つで、会長になりたい人が何人もいて、順番を話し合いで決めたなどという話を聞いたことがございます。私の子どもが入学したころは、既に全く状況は変わっておりまして、PTAの会長になる人を探すのに本当に四苦八苦したという経験がございます。同時に、家庭、地域と学校との関係は少しずつ薄くなってしまったように感じております。

しかし、当時は各校の施設の利用については、世田谷区役所に学校開放係というの

がありまして、今よりは地域の団体が利用しやすかったように思います。その後、学校の体育館を初め、施設の多くがけやきネットの対象となり、地域の団体の継続性のある定期的利用が非常に難しくなっております。また、それぞれの学校の事情もあると思いますが、学校が利用するという理由でけやきネットでも利用できない状況があります。学校は地域の拠点であり、これからの地域力向上の基盤と思うのですが、教育委員会としての考えをお伺いいたします。

◎萩原 教育政策部長 委員お話しのように、学校は地域の拠点、地域コミュニティの核であると考えております。区教育委員会としましても、教育ビジョンの施策の第一の柱に掲げる「地域とともに子どもを育てる教育」に基づき、地域の核となる学校づくりに向けて取り組みを進めてまいります。

◆下山 委員 私は、各校にとって、ひとつその地域とは何か、それからどのような団体かということが、恐らくそれについてしっかりと考える必要があると思います。面積で言えば、やはり小学校の場合はその学校の学区域と、そして今取り組まれている九年教育ということで、中学校の学区域の範囲の相当、団体については児童生徒の健全育成や地域の連携に役立つスポーツや文化活動の団体で、構成員が特定され、代表者の責任ある管理運営がなされている必要があると思います。単にその地域に所在するというだけではなくて、学校や地域への貢献度の高い団体を優先すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

また、地域にはその地域固有の文化的な伝統などもあると思いますので、区内全校が一律の基準とするよりは、学校長の裁量にゆだねるような緩やかな指針とすることが適当であると思いますが、地域、団体について教育委員会としてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

◎萩原 教育政策部長 学校施設の地域優先利用につきましては、区長部局の担当所管と連携いたしまして鋭意検討を進めているところでございます。現在、地域利用の状況の調査、事例の収集を行うとともに、小中学校の校長会、副校長会の意見をお聞きしているところでございます。

委員ご指摘の点につきましては、これまでの各小中学校からも同様のご意見が寄せられておりますので、今後学校施設の地域優先利用に関して一定の指針を取りまとめる中で、前向きに検討させていただきたいと考えております。

また、この指針の柔軟性についてでございますけれども、校庭や体育館などの学校施設は、学校の教育活動以外にただいまの地域団体への開放のほか、地域の祭りや防災訓練など、さまざまな地域活動にご利用いただいておりますが、その内容については地域特性や学校の立地などの施設の条件によっても多様でございます。この点につきましても、各小中学校からご意見を伺っておりますので、今後それらを踏まえて検討させていただき、学校が地域の核としての役割を果たせるよう努めてまいりたいと存じます。

◆下山 委員 学校は、地域の経験ある人材などの教育資源を学校の教育に生かしたいと考えていると思うんですが、やはりよいところだけを取り入れるということではなくて、地域のさまざまなニーズにこたえる必要があると思います。同時に、利用する団体もただ施設を使うだけではなくて、学校施設を本当に地域の重要な宝物として、清掃であるとか、それから学校の先生とのいろいろな意見交換等にしっかりと取り組む必要があると思います。

それでは、時間が午前中参りましたので、引き続きは午後ということにさせていただきます。

以上、終わります。

○小畑 委員長 議事の都合により、ここでしばらく休憩し、再開後、自由民主党の質疑を続行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後一時開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

自由民主党、どうぞ。

◆下山 委員 午前中に引き続き質問させていただきます。

やはり地域の力のアップということで、個人情報保護への過剰な反応についてお伺いをいたします。

地域の高齢者の見守りなど、また、防災であるとか、地域の力がその地域でさまざま相互的な役割を果たすことでより大きな成果を得ることができると考えるのですが、ともすると個人情報の取り扱いの問題で、有効な活動がしにくくなっている場面がいろいろあると思います。区としても、具体的な例を挙げて区民の方がわかりやすい個人情報の取り扱いの手引等が必要だと思うんですが、考えをお聞きいたします。

◎堀 総務部長 お話のように、個人情報保護法、十七年四月に全面施行されましたが、いわゆる町会・自治会の名簿がつかれない、学校の緊急連絡網がつかれないといった過剰反応と呼ばれる状況が見られました。こういった過剰反応が起きないようにするため、例えば東京都のほうではパンフレットを発行しておりまして、それによりますと、例えば地域において名簿を作成する際には、利用や管理の方法についてルールを定め、できるだけ多くの会員から同意を得て作成するというふうなことが紹介されております。私ども個人情報保護と活用のバランスが大切であると考えておりま

すので、庁内各部署が地域と連携して、個人情報を取り扱う事業を実施する際には個人情報の保護とその適切な活用に十分配慮し、お話にありましたように、それにより地域力の向上が図られるよう適切に助言してまいります。

◆下山 委員 やはり正しい理解といたしますか、やはり地域の皆様がいろいろな活動に積極的な活動ができるような、そういった助言といたしますか、きちんとした指針とこのを示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、公明党の岡本委員からも区民まつりでのお弁当の話がありましたけれども、また私、毎朝自転車で区役所に来るときに「商店街・町工場を元気に」というポスターを見ているんですけれども、私もそういった意見には非常に賛成なんですけれども、地域力の向上には区内産業の発展が欠かせないことと思っております。国の政策ではありますが、ことしは環境に優しい自動車やエアコン、薄型テレビなどのエコポイントが消費者に大きな影響を与え、自動車と家電など特定の商品や業種ではあります、国民の消費への喚起を促し、企業収益を向上させるなど、一定の景気浮揚策の効果は確かにあったと思っております。こうした取り組みを世田谷の産業振興や景気対策に置きかえたときに、現在行われておりますプレミアム商品券発行支援や、新たな融資制度の創設に続く新たな対策も見えてくるんじゃないかと思っております。

私、先日都庁で、ここにあるんですけれども、「ようこそ東京へハンディガイド」というのをちょっといただいてきたんですけれども、この中には東京都の主な場所の、東京の四季、それからエリアマップ、博物館、それから美術館等の案内がされておりました、これは日本語なんですけれども、各いろいろな韓国語であるとか、英語であるとか、いろいろつくられているんですが、これが残念なことに世田谷区は世田谷美術館を初め、どこの町の名前も一つも載っていないですね。エリアマップにいたしましても、羽田を中心とした大田区であるとかお台場、銀座、そういったところはいろいろ載っているんですが、世田谷区は残念ながら一つも載っていないという状況。それ

から、あと「ハンディマップ」というのもあるんですが、これは都心という地図が載っているんですが、まさに世田谷区はかけらもないんですよ。本当にこれを見て残念だなという気持ちがいたしました。

こうしたところにも、現在の世田谷区の産業の全体の現況を見る思いがいたしまして、本当にちょっと残念な気がいたしました。

そこで、世田谷区のここ数年の予算を見ますと、一般会計の約一％前後の予算となっております。今年度につきましても二十六億円、一般会計の約一・一％という状況でありまして、区内産業を支える百四十の商店街の振興策や世田谷のものづくりを支える工業、そしてみどり33にも通じる農業の振興策を考えてみても、余りにも貧弱な予算比率ではないかと思うんです。予算措置をするにいたしましても、将来展望を持った産業政策や戦略、実行力が必要だと思うんですが、全国に発信するような積極的な取り組みがさらに必要と考えるんですが、区のお考えをお伺いいたします。

◎杉本 産業政策部長 区内産業の振興は、地域活力の向上はもとより、区民生活の向上や雇用機会の提供などを進める上で、地域における大変重要な役割を持っていると認識しておりまして、産業の振興については力を入れているところでございます。区の産業政策としましては、平成二十年三月に区内産業を網羅する産業ビジョンを新たに改定しまして、あわせて産業ビジョンに基づく産業振興計画を策定いたしまして、産業振興に向けた積極的な取り組みを行っているところでございます。

着実な産業振興、さらに積極的なということでございます。

まず、産業振興ビジョン、産業振興計画に掲げた事業を効果的に、かつ的確に運用できるよう工夫するとともに、時代の変化や区民、それから産業界の期待にさらにおこたえできるよう、平成二十三年度には産業振興計画の見直しとして調整計画を策定する予定でございます。

今後も区内の産業がさらに振興できるように、効果の高い施策を生み出し、産業振

興公社、それから関係機関とも連携いたしまして、効果的に進めてまいります。

以上でございます。

◆下山 委員 私は、商業というのに携わっていた経験もありまして、本当に商店というのは自分の店が本当に一生懸命やるというのが大前提だと思うんですけども、やはり今ほかのお台場であるとか、表参道だとか、六本木だとか、非常にそういった地域間の競争というのがあると思いますので、やはり世田谷としてもしっかりとした取り組みをしないと、なかなか個店だけ、また商店街だけでは難しい点もあると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、入札についてお伺いをいたします。

先日、他の会派からも入札についての質問がありましたが、競争性、透明性、そして公正性ですか、これについては確かに必要でありまして、私も当然同感であるのでありますけれども、やはり区内産業の育成という観点も欠かせない視点であると思います。ここ数年で、世田谷区内の業者も建設であるとか土木関係を初め会社の倒産ということもかなり聞いている状況もございます。競争性を担保しながらも、区内業者の経営支援につながるような発注を区としてはすべきだと思っておりますが、区のお考えを伺います。

◎霧生 財務部長 区内事業者につきましては、地域経済の活力の維持、強化に重要な役割を果たしており、その経営基盤を強化し、育成を図ることが地域経済の健全な発展や区民生活の安定につながるものと考えております。このため、区が発注する工事や印刷等につきましては、中小企業基本法等の要請も踏まえまして、区内事業者の受注機会を確保する観点から、区内事業者のみで競争性が確保できる場合については入札参加資格に地域要件を設定し、区内事業者に限定して入札を実施しているところであります。

◆下山 委員 今答弁いただいたんですが、予算執行の中で事業者への発注金額、その総額と、区内業者への発注の割合についてどのようになっているか、できれば工事とか物品に分けてお答えいただきたいと思います。

◎霧生 財務部長 平成二十一年度実績でございますけれども、少額契約を除いた契約金額の総額は約五百四十億三千万円、内訳につきましては工事請負約二百七億六千万円、割合は、区内割合約八八%、物品購入につきましては約十八億二千万円、割合は約五二%、印刷につきましては約二億三千万円、区内割合五四%、委託につきましては約二百六十七億二千万円、割合は四九%、賃貸借、約三十六億円、割合は九%、測量設計、約八億九千万円、区内割合約五四%となっております。

◆下山 委員 今、建設等については八八%だったですかね。かなり区内業者への発注が多いように思うんですが、例えば物品、それから印刷等については、大体五〇%をちょっと超えるくらいが区内の業者ということになっていると思うんですが、私としては、ちょっと区内業者の割合が少ない、もう少し区内業者に対して発注が多いのかなというふうに思ったんですが、その理由についてはいかがでしょうか。

◎霧生 財務部長 区内事業者のみで競争性が確保できる業務の場合は、地域要件を付した入札を実施しているところでございます。賃貸借、大規模な委託業務、今お話しした物品、印刷などの中で、区内事業者だけでは競争性が確保できない業務につきましては、区内に限定せずに、競争性を確保するということから区外事業者も含めまして入札を行っております。

◆下山 委員 私も、やはり競争性というのは絶対確保しなければいけない、入札ですから当然のことだと思うんですが、その競争性の確保ということが言葉ではわかるんですが、その判断基準というのはどういうところから来ているのかお伺いします。

◎霧生 財務部長 入札における地域要件等の設定に関しましては、公正取引委員会から地域要件については一定数以上の入札参加が期待できる場合に課すなど、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加者の確保に配慮した運用が必要との考えが示されております。

区といたしましては、こうした考えを踏まえまして、個別案件ごとに判断、対応しております。

◆下山 委員 私もいろいろな業界の方とお話しする機会もあるんですけども、やはり今そういった業界の声を聞くと、ここ数年いろいろな入札の方法も変わりまして、現在の方法ではほとんど入札でのいわゆる取引は、利益は出ないと。場合によっては赤字も覚悟でやらないと取引ができないということで、非常に皆さん低価格での入札になっているということで聞いております。

また、印刷等についても、本当に大きい入札が多くて、個別の小さいことが、なかなか地元業者ができるような入札物件の数が少なくなっているのではないかとというようなことを聞きます。私もこの事業の継続には本当に、単に仕入れ原価とか人件費だけではなくて、厚生保険であるとか、退職金だとか、もう利益がなくても取引、お金の動きがあれば消費税なんかが当然、税金等がかかっているわけです。やはり行き過ぎた価格競争の弊害というのは未然に防がないと、結局は働く人たちに大きなしわ寄せが行ってしまっていくというようなことも考えられると思うんですが、適正な利益というのを確保されるよう、やはり入札のあり方にも工夫が必要と思うんですが、その点はいかがでしょう。

◎霧生 財務部長 過度の競争による無理な受注は、区の契約の履行や品質の確保において心配があるばかりではなく、事業者の経営悪化、下請事業者へのしわ寄せ、労働者の賃金や労働条件への影響が懸念される面があると考えられます。今後も落札状況を注視しながら、適正な競争環境が確保されるよう最低制限価格制度の運用、落札

予定者からの内訳書の提出要請、適切な入札参加者の条件設定など、入札制度の改善に取り組んでまいります。

◆下山 委員 やはり地域の力というのは、利益を生み出すことによって出てくると思うんですね。いろいろ考え方はあると思うんですけれども、商取引は利益が伴うのが当然のことです。そういったこともしっかりと考えて、地元の業者も一生懸命努力をしたいと思いますので、その辺しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、都市農業の振興策について質問させていただきます。

区は、昨年三月に農業振興計画を策定し、国の認定農業者制度や世田谷区独自の認証農業者制度の導入を初めとする農業振興策を実施し、農家の支援に対して積極的に取り組んでいると思います。このことは評価いたしますが、区内の農業の現状を見ると、農家戸数と農地面積はともに年々減少している状況があります。最近の五年間の状況を見ましても、農家戸数で年間八戸から十四戸の減少が見られ、また、農地面積につきましても、年間四ヘクタールから五ヘクタールの減少が毎年あるわけです。

こうした農家戸数や農地面積の減少の原因としては、相続に伴うもののほか、農業の担い手の高齢化や後継者のいない、後継者不足により農家の労働力が不足している状況も原因の一つであると伺っております。平成二十一年の農業従事者の年齢構成を見ますと、六十歳以上の方が五八・三％となっております。また、後継者の人であっても四九・四％の人が五十歳以上となっていて、本当に高齢化というのが大きな課題ではないかと思えます。また、後継者のいる農家につきましても、これが三百九十七戸のうち百七十戸しかないということで、約四割の農家にしか後継者という方がいないという状況であります。

こうした農業従事者の減少や農業後継者の不足する状況が続けば、将来農業経営や農地の管理が困難な状況が生じ、やがて世田谷の農業は衰退していくおそれがあると思えます。こうした状況に対し何としても歯どめをかけ、世田谷農業を末永く維持可

能なものとしていく必要があると考えます。

このことは、住みよい住環境を守るために区が一生懸命取り組んでいるみどり33の目標の達成にも重要なことであると考えます。昨年八月に世田谷区農業振興対策委員会に対し、世田谷農業の担い手、サポート組織の強化について諮問を行っておりますが、ことし7月には同委員会から区に対し答申が示されております。この答申には、農家の労働力不足の解消のための対策として、例えば農業塾の拡充や農業サポーター制度の改善、農作業受託組織の創設などが示されておりますが、区はこの答申を今後の農業振興にどのように生かしていくつもりなのか、お伺いをいたします。

◎杉本 産業政策部長 ご指摘のように、世田谷農業の高齢化及び後継者不足については、極めて深刻な問題と区では受けとめておりまして、昨年農業振興対策委員会に諮問を行いまして、七月に答申が出たところでございます。農家のせたがや農業塾及び世田谷農業サポーター制度については、現在行っているところでございますけれども、拡充を含めて見直し検討をしていくべきだというご指摘をいただきまして、さらに農作業受託組織の創設についてのご提案をいただきました。その農作業の新しい事業としまして、農作業受託組織につきましては、今までのサポーター、つまりボランティアで行う農業ではなくて、専門の知識の高い有識者を、有料で、責任を持って農作業を代行する制度でございます。

そのようなことを運営形態も含めて検討してまいりたいと思っております。

◆下山 委員 今の答弁の中に出ていた農作業受託組織の創設ということなんですが、この農作業受託組織というのは、かなりこれまでとは違った大型の農機具を使ったような作業も考えているようなお話を聞いたんですけれども、そこで伺うんですが、この農作業受託組織とはどういうものなのか。また、この創設についてどのような方法で考えているのか伺います。

◎杉本 産業政策部長 少し触れてしまいましたけれども、農作業の受託組織、新たな制度でございますけれども、今までの農業サポーター制度というのは、区内の方がボランティア精神に基づいて農家の方の応援をしていただくんですけれども、農家のニーズもお伺いしますと、専門的な知識が少ないことや、それから技術的に指導もできる方を派遣していただけないかというようなご要望もありまして、委員会のほうで検討した結果、国内でも幾つかやっているところがあるんですが、有料で責任を持って行う制度でございます。運営形態としましては、農業協同組合が中心となっておりますのでございますので、今後世田谷の農業協同組合とも検討して進めてまいりたいと思います。

◆下山 委員 きょうは地域力のアップということで、いろいろ商業とか、その他地域のことでも質問させていただいたんですが、やはり地域が元気でなければ世田谷の未来はないと思いますので、ぜひとも総合的に考えて、地域の力が向上するように私たちも頑張りたいと思いますので、区としても一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、公明党、どうぞ。

◆市川 委員 それでは、公明党の補充質疑を始めさせていただきます。

総括、そしてまた補充質疑には区長がお見えですので、まず初めに区長に幾つかお伺いをさせていただきたいと思います。

区長は昭和五十二年に都議選に初当選をされまして以来、現在まで三十三年間政治家としてずっとこの政治の道を貫いてこられたわけです。その意味では、本当に私ど

もにとっての大先輩というお立場であるわけですがけれども、この三十三年間を振り返りまして、貫き通してこられたこの思想、信条、哲学等々あれば、まずお伺いをしたいと思います。

◎熊本 区長 哲学まで及んでということですから、なかなか厳しいお尋ねですがけれども、おっしゃるとおり、私は昭和五十二年に都議会に初当選いたしまして、爾来都議会六期二十二年務めて、その間都議会議長も務めさせていただいて、その後区長になり三十三年間政治家としての道を歩んできているわけございまして、私は当時から、やはり区民の方々との接触は積極的に執り行うべきだということで、できるだけ選挙区の方々の会合に出させていただいておりました。そして、その声を聞きながら、区民の目線に立って都政にということに取り組みながら、世田谷区の課題も数多く取り組ませていただいたことが思い起こされるわけですがけれども、そういうことをしながら、信条としましては、最近もよく言っていますきずなの問題をとらえているわけです。人と人のきずな、これはやっぱり一番大切な事だと考えて、そして目配り、気配り、思いやりをモットーとした政治活動を今日までしてきているわけございまして、これですべてがいいというわけではございませんけれども、それなりの活動をしてきたと思っております。

◆市川 委員 今、区長が区長に当選された以降の思いも語っていただいたんですが、その部分を次にお伺いしようと思っていたんですね。要するに、平成十五年に初当選された五月の臨時会での区長のご発言があるわけですがけれども、この臨時会の冒頭で、これまでのしがらみやよどみを払拭する、あるいはすべての原点は教育である等々、ある意味では刺激的でもあり、示唆に富んだ所信を語っていただいたわけですね。

その四年後の平成十九年の選挙にも二回目の当選を勝ち取られて、区長として次のまた四年間がスタートしたわけですがけれども、このときには区民の生命と財産を守ることを区政の最優先課題とする、あるいは子育て支援など福祉の充実、緑をふやす環

境施策、ユニバーサルデザインのまちづくりなどの政策課題に全力を注ぐということで、二期目のスタートに当たる臨時会でお話をされて現在に至っているわけですね。

一期目の四年間、そして現在もうすぐ四年が終わるわけですがけれども、この八年間を総括してどんな感想をお持ちでしょうか。

◎熊本 区長 ご指摘のように、私は区長に就任いたしましたときに申し上げましたけれども、区民の生命と財産を守ることが区政の最優先課題だということを申し上げてきているわけでございまして、そのために「安全・安心のまち世田谷」ということをテーマに区政に取り組みました。

言うは易し、行うはかたし、なかなか難しい面もございませぬけれども、しかし、職員の方々がそうした私の思いを理解していただきまして、力いっぱい努力していただいましてまいりました。

例えば、私がつくりましたすぐやる課などは、とにかく職員の方々に区民のところに積極的に出向いて、お声を聞いて、できるものは早速行う、できないものはその理由をよく説明してということをお願いしておりますように、そのことは実施されて、区民の方からも大変評価をされてきているわけでございまして、その一番の私は根底にあるのは、区民の生命と財産を守ることをいかにすべきかというところで、それを今日まで貫いてきているつもりでございます。

そのため、また厳しくなった財政の現下におきましては、それなりの行政改革も行いながら、健全な財政運営にもちこたえていると思っているわけでございまして、これからもそうした点ではやはり、その間の施策にはそれぞれございます。二十四時間パトロールとか、二十四時間安心コールとか、世田谷を東京一子育てしやすい都市にするとかいろいろ掲げておりますけれども、ある程度私はこれが実現することができているという思いを、一〇〇%ではございませぬけれども、できているという思いを

持っているところでございます。

以上でございます。その他たくさんありますけれども、とりあえず。

◆市川 委員 この八年間、区長がさまざまな施策を展開されてこられた、新しい視点から私どもも気がつかないようなこともいろいろ実現をされてこられたということは、評価をさせていただいております。まだまだお話ししたいことは多々あると思いますけれども、最後に、来年の四月に統一地方選挙を控えています。ここにいる我々、皆さんそうなんですけれども、次の四年間の世田谷区の課題というものをもし挙げるとしたら、区長の今まで八年間区長職をやられてこられた目で、次の四年間は世田谷区としてどのような課題が考えられるのか、もしご示唆いただければお話ししたいと思います。

◎熊本 区長 二期目の終わりに向かっているわけでございますけれども、今予算編成を進めておりますが、その予算編成を行うにつきましても、現在の基本計画を着実に進めていくべきだと考えております。議会を初め、また区民の方からのいろんなご意見をいただきながら、行財政改革を進めながら、申し上げましたようにきずなを大切に、そして本当に八十四万区民の方々がこの世田谷にいつまでも住み続けたいと思っていただけるような施策を全庁挙げて取り組んでいくことが大切だと思っております。

◆市川 委員 了解いたしました。しっかり頑張りたいと思います。

次に、具体的な話に移らせていただきますけれども、余り重たくないお話から、質問からさせていただきたいと思います。

まず、文化芸術でこの世田谷アートプラン、この中にも文化の有用性といいますが、今だからこそ文化芸術の力が必要であるということが述べられているわけですね。百年に一度と言われる経済危機が発生し、いまだ先行きが不透明な状況であると。だか

からこそ、文化芸術というのはもっともっと充実させていかなければならないというような視点があるわけですね。

この区民意識調査、この中にも文化施設に対して、文化施策は必要なものであり、今後はもっと充実すべきだという意見を持つ区民は二六・一%と全体の四分の一を超えていると。音楽に適したホールの整備や練習、稽古のための場の整備なども求めている、このような区民意識調査にあらわれているわけですね。そうすると、この音楽事業部、大変今活躍をされているわけですがけれども、なかなか音楽を発表する場が世田谷の場合余りないと。端的に言ってしまえば音楽ホールですね、音楽の専用ホール。こうした音楽の専用ホール等の建設を何とか八十万を超える大世帯なんですから、そういう施設があってもいいじゃないかと、こういう意見も多々あったわけですね。

そこで、この世田谷区立二子玉川公園基本計画、この中に随分中身が固まってはきているんですね。イベント広場という、こうした地元の皆さんを中心として計画をつくり上げてきた中でイベント広場というのが掲げられているわけですね。このイベント広場を活用して、小規模でもいいからある意味では音楽等を演奏できるような野外舞台を設置してほしいという声が、地元のクラシック関係の演奏者の方々からの要望が出ているようなんですね。こうした点に対して区の考えをまずお伺いしたいと思います。

◎春日 生活拠点整備担当部長 今お話がございました二子玉川公園につきましては、地域の皆様方によります検討会の提案を踏まえまして、ことしの六月に基本計画をまとめたところでございます。その基本計画の中で、基本計画の基本的な考え方の一つとして、人々が集い、触れ合える交流の空間づくりということを掲げておりまして、地域のさまざまなイベントにも利用できるような場を整備していくという計画でございます。

その整備の内容としまして、公園の計画地の周辺にお住まいの方々の理解が前提と

なりますけれども、地域のさまざまなイベントの際には踊りや音楽の演奏などができる場所の整備を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、二子玉川東地区の再開発におきましても、駅前の吹き抜けの大空間を利用して地元のイベントの中でコンサート等も開催できるような、そうした取り組みに向けまして、今再開発組合におきまして都との協議を進めているということをお聞きしております。

いずれにしましても、区といたしましても地域の皆さんと一緒にイベントを通じた二子玉川のにぎわいづくりを頑張りたいと思っております。

◆市川 委員 ぜひそうした音楽事業部ができて、世田谷区内の音楽家の方々の発表の場、いろいろ工夫して、商店街ですとか、それから今度は「三茶 de 大道芸」というのがありますけれども、いろんなそういう場を通じて演奏する、そういう場をセットしてくれているわけですが、二子玉川には、本来であればあの再開発地域の中に音楽専用のホールができれば一番ありがたかったのでしょうかけれども、そこまで民間再開発ですから踏み込めない。であるならば、この区立公園に何とか音楽の愛好者たちの方々の思いが少しでも実現できるような形をぜひ整えていただきたいということで、今のご答弁にありましたように、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから次は、世田谷区だけで完結できる話ではないんですけれども、日本経済新聞の十月八日付、この新聞に、都職員給与〇・二九％下げ勧告、賞与四十九年ぶり四カ月割れ、これは東京都の人事委員会ですね。石原慎太郎知事と都議会議長に対して、給与あるいは賞与の引き下げを勧告したと記事が出ていました。それから、十二日の日ですか、私どものポストの中にも、特別区人事委員会の勧告の概要が入ってございましたけれども、大体同じような内容ですね。

一方で、これは都の考え方でも区議団の考え方でもありません。日本経済新聞の記事、これに対してもどのような見解をお示ししていただけるのかということをお伺い

するんですね。私は経済学を勉強してきた立場ではないのでそれほど詳しくはないんですけれども、この日本経済新聞によりますと、ピグーとケインズの両者の考え方の違いというものが解説されております。これは日経のコラムニストの土屋英夫さんという方なんですけれども、ある意味ではピグーという方は、物価が下がると手持ちのお金の価値が高まり、消費がふえると、これがピグーの考え方であり、その仮設をピグー効果と呼ぶ。こういうことである一定程度のお金が入ってくる方々については、物価がどんどんと下がっていけばお金の価値が上がっていく。しかしながら、勤労者は現状を見ていただいてもおわかりのように、また、こういう人事院勧告を見てもおわかりのように、どんどんと収入が減ってきているわけですね。ケインズは、その逆ですね。ケインズは、逆にもっと投資すべきだと。呼び水をどんどんとすべきであるという、こういう考え方に立っているということなんです。

まず、こうしたケインズ理論を踏まえたデフレ対策について、どのようにまずご認識されているのか、お伺いしたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 バブル景気崩壊後の景気後退によりまして、日本経済はデフレ状況に至りました。一昨年の世界的な金融危機に端を発した景気悪化により、さらに厳しい局面にあるというふうに認識してございます。

委員のお話にございました著名なケインズ理論は、一九三〇年代にイギリスの経済学者であるケインズが打ち出した経済理論である。不況時には、道路や公共施設などの公共事業を増加させ、減税によって消費や設備投資を図るなど、政府による積極的な財政政策により景気を浮上させ、雇用を創出する効果を提唱したものというふうに認識してございます。この理論に基づきまして、アメリカではニューディール政策をとって、テネシー川流域開発事業、TVAなどによって、一九二九年に始まった世界恐慌から脱却できたというふうに言われてございます。しかし、一方で過度な支出と減税による収入減により、財政赤字を常態化させる可能性もあるということも言われ

てございます。

現在、国では十月八日でございますか、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策が閣議決定されてございます。そのほかにもいろいろ新成長戦略に向けた三段構えの経済対策、こういったことを閣議決定されて動かれようとしておりますので、私どもといたしましては、こうした国の取り組みによりまして日本全体が少しでも早くデフレから脱却できればというふうに期待するところでございます。

◆市川 委員 このデフレ傾向が十五年も続いているという先進国はほかにはないと言われているわけですね。要するに、物の値段が下がるから企業の利益が少なくなるから、収入も下がっていく。どんどんどんどんスパイラルに陥っていくという、これを何とかどこかでとめなきゃいけないと。

これも日本経済新聞の九月二十八日付の朝刊、「デフレ脱却は『隗より始めよ』」、困みの記事で「大機小機」というコーナーがあるんですけども、そこでこういうふうに言っているんですね。成長率が回復する見通しが立たない限り、デフレからの自立的な脱却は難しいと。では、どうすればいいのか。回答は、昨年十二月に内閣府が公表した日本経済二〇〇九から二〇一〇にあると。そこでは、需要不足の長期化と賃金上昇率の低さ、それらを受けた期待インフレ率の低下が日本のデフレ要因という分析が示されているからだ。需給ギャップを縮小し、労働者の賃上げを図ることが先なのだ。ケインズは、長期不況対策として公務員の給与引き上げを説いた。公務員優遇ではなく、民間の賃上げを誘発し、需要を回復する呼び水として必要だと言ったんだと。景気対策には、公共事業だけでなく、公務員の給与引き上げを盛りこんではどうか。ここ数年の間、人事院勧告はマイナス傾向が続いており、民間給与も減少がとまらない。生活第一を掲げるなら隗より始めよではないだろうか、「文鳥」というペンネームの方なんです。ここまでおっしゃっている方もいらっしゃるわけです。だからといって、どうすることもできないわけですね。

そこで、こうした状況下にあってもやはり工夫して我々は前に進んでいかなければならないということから、人事院勧告や人事院のマイナス勧告、国における民主党政権による勧告以上の公務員の給与カットが検討されておりますけれども、その政治主導という名目での官僚バッシングなどを背景に、国と地方を含めた公務員全体が何となく縮み思考になっているのではないかという気がするんです。先ほども元気、元気というお話がありましたけれども、元気がなくなってきたのではないかなど。こうした時期にこそ、組織の活力を維持向上させるための人事給与制度を構築していくことが必要不可欠になってくるのではないかと思いますけれども、この点について区の見解はいかがでしょうか。

◎堀 総務部長 ご案内のように、十月十二日、特別区人事委員会の勧告が出されまして、月例給与、特別給とも二年連続の引き下げという内容でございました。この勧告は、特別区の区民の皆さんの給与等の支給状況が反映されたものとして真摯に受けとめております。

この勧告に当たりまして、特別区人事委員会委員長の談話がありました。そこでは、二年連続の厳しい勧告ではあるが、区民全体の奉仕者として改めてその使命を自覚し、高い倫理観を持って全力で職務に取り組むようという内容でございました。私どもは、今までも人事委員会の意見等に基づき、さまざまな人事給与制度を構築してまいりましたが、委員のお話にもありましたように、縮み思考になることなく、区民生活のより一層の支援が図られるような人事制度及び勤務環境の整備に取り組んでいきたいと考えております。

◆市川 委員 要するに、もう選択と集中、これを徹底してやっていくということだと思いませんか。ですから、何を選択し、どこにどれだけのものを集中させていくかということ、やはりしっかりと検討しつつ、前に進んでいっていただきたいと思えます。

次に、ちょっと苦言を呈したいと思うんですが、外郭団体の問題について幾つかお伺いしたいと思います。

まず、せたがやトラストですね。このせたがやトラストについては、この外郭団体改善の取り組み進捗状況の中でも、これは課題として挙げられておりますせたがやの家の入居率。これが、世田谷区の外部評価委員会の報告書の中にも書かれておりますけれども、入居率が九四・七七%ですか。ですから、せたがやの家が百戸あれば五戸入居していないということですね。このせたがやの家は八百戸以上あるわけですね。ということになると、百戸で五戸あいているということは、四十戸が空き家になっているという、そういう計算になるわけですがけれども、まずこのせたがやの家の空き室状況、これはどんな状況なのか教えていただけますか。

◎板垣 都市整備部長 今お話のありましたせたがやの家のいわゆるファミリー型の空き室ということでございますけれども、この九月現在で申しますと、全体七百二十七戸中六十三室が空き室の状況ということで、近年増加傾向にあるというような状況になってございます。

◆市川 委員 その空き室が出ているということは、家賃が入ってこないということになりますよね。その家賃が入ってこない分、これはどこの資金で埋めているんですか。

◎板垣 都市整備部長 仕組みとしましては、住宅の供給者の方と、いわゆる契約の家賃の総額の中から七%を、いわゆる管理運営費として財団が住宅供給者から徴収をしております。そのうちの四%を積み立てをしてございまして、それを空き室の引当金という形で、それで空き室の部分のいわゆる家賃を補てんしているというような、そういう仕組みになってございます。

◆市川 委員 それは、もとはと言えば入居者の家賃から出ているという考え方にはなりませんか。

◎板垣 都市整備部長 いわゆる管理事務費としてオーナーから七%相当をいただきますので、そのうちの四%相当を空き室の引当金として充てている、そういう仕組みでございます。

◆市川 委員 要するに、だからオーナーさんに一棟借りして、全戸数すべて入っているという状況のもとに、要するに借り上げるわけですね。その借り上げるお金は、要するに入居者の家賃収入というものが充てられるというふうに私は理解しているんですけども。そこから七%いただくと。そのうちの四%をそうした空き部屋分に充てていくということは、もとをたどれば入居者の方々の家賃に何となくかぶさっているのかなという思いがしたものですからね。そうでなければ結構ですけども。

いずれにしても、この空き室を埋める方策、どのように埋めていくのか、この具体的な方策を教えてくださいませんか。

◎板垣 都市整備部長 先ほど申しましたように、近年そういう空き室がふえているという状況にあるわけですけども、これにつきましては、このいわゆる特定優良賃貸住宅というこの住宅の制度そのものの空き室の発生というのが、全国的にそういうふうな現象にあるというふうに言われてございます。国のほうは、その理由をいわゆる傾斜型家賃による入居者負担額が築年数に応じて上昇することにあるのではないかというような分析をしております。財団におきましては、これまで入居募集回数の増ですとか、あるいは先着順募集の実施とホームページ掲載によるPRの強化、あるいは空き室の解消に向けた取り組みを行ってございまして、また、現在家賃のフラット化ですとか、あるいは資格要件の緩和などにつきましても具体的な検討を進めていると聞いております。

区といたしましては、せたがやの家の空き室につきまして、抜本的な対策を図られますように引き続き指導していきたいというふうに考えております。

◆市川 委員 もう時間が迫ってまいりましたのでもう一点だけ。次に、キャロットパークですね。キャロットパークの月ぎめ駐車場、これが、ホームページをちょっと開いて見ますと、あき、あき、あきと出てくるんですね。この平成二十一年度、キャロットパークの月決め駐車場の空き台数はどのくらいあったのか。そして、本来入ってくるべき月ぎめ駐車場の料金はどのくらいあったのか、台数ベース、金額ベースでもし説明できれば説明してください。

◎板垣 都市整備部長 キャロットパークにつきましては、現在定期貸しというのが百三十七台、いわゆる月ぎめでございます。それから、時間貸しが百四十五台の合計二百八十二台の駐車場になってございます。このうち、定期貸しの利用につきまして、昨今の厳しい社会経済状況の影響などからというふうに考えておりますけれども、平成二十二年九月、この九月末現在で契約台数が百八台ということで、したがって、二十九台分、約二割のあきが生じているという状況にあります。

金額ベースということですが、単純にこの二十九台分の月ぎめの代金が入ってこなかったということであれば百万円相当分ぐらいがいわゆる減収になるような、そういう勘定になるというふうに聞いております。

◆市川 委員 やはり公有財産ですから、ある意味では一〇〇%生かしていただくという努力をやはりしていただかなければ困るわけですので、せたがやの家の空き家、空き室の問題、それからキャロットパークの月決めにあきの問題、これも含めてしっかりとこれから取り組んでいっていただきたいということを要望いたしまして、質問者を交代いたします。

◆高橋 委員 では、補充質疑の公明党は今回は二人だけですので、市川さんと私だけなので、あと三十分近くありますのでがっちりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、川場の樹木の活用について。これは、うちの杉田委員が一般質問と、また区民生活においても話をさせていただきましたけれども、もっとやれというような話がありましたものですから、私からも取り上げさせていただきたいというふうに思ひます。

川場の樹木について、十月三日に第三十四回全国育樹祭が川場村で行われまして、代表して行かせていただきました。区長も皇太子殿下をお迎えに、ふじやまビレジでしたよね、お疲れさまでございました。すごい祭典でした。全国育樹祭、皇太子殿下のご臨席を賜りまして、これは平成十年に全国植樹祭が川場村の群馬県立二十一世紀の森という大きな広場だったです、ここで天皇、皇后両陛下がお手植えになられた杉とヒノキ、これが平成十年からですから十二年たつんですね。皇太子殿下がこれのお手入れをすると、そういう大きな祭典でありました。

森林というのは、木をつくる、また災害を防ぐ、また清らかな水を蓄える、また生物をはぐくむ、二酸化炭素を吸収する。森林の多くのこういった働きによって、人々に暮らしや文化を守り、安らぎを与えてくれる。非常に森林というのは我々にとっては非常に大事なものなんだということをそこでもうたわれておりました。

群馬の森林は、特に首都圏の水源の地域として流域に暮らす人たちの安全で安心な生活を支えています。森林は、林業関係者を初めボランティアの人々などの努力によって育てられています。林業を取り巻くさまざまな環境の変化から、地球温暖化防止などの機能が十分に発揮されていない状況が今は生まれてきている。林業に携わる人が大分少なくなってきた、山が荒れてきているというようなことがありました。この全国育樹祭が、こういうすごく広いところだったんです。これが二十一世紀の森、約

六千人の方々が全国から集まってこの育樹祭に参加をされる。森下副区長とも一緒に行かせていただきました。

大きなステージがあって、皇太子殿下が来られる場所もしっかりつくられておりました、このステージが、さっき市川委員がこれはこのまま二子玉川公園に持ってきたらどうなのみたいな話もしていましたけれども、別な意味で交渉してもらえればと思うんですけれども、本当に大きな祭典でした。

ここで、川場の樹木、また群馬の樹木をどう生かすのかということで、ここのいすを全部川場というか群馬の、沼田からすべての群馬の樹木をつかってベンチをつくってここに六千人が座るといふ、こういった取り組みが行われていたわけです。すごい数でした。だから、こういうふうには樹木を使うということが非常に重要な森を育てる、それはすなわち人々の生活を、我々首都圏における人間の生活をも守ってくれるといふことで、大事な活用方法なんだろうといふふうに思うんです。

この全国育樹祭の中で、川場村が表彰を受けておりました。ふれあいの森林づくり優良市町村賞の会長賞ということで、川場村が皇太子殿下の前で表彰を受けるという状況がありました。この川場村が表彰を受ける内容というのが、なぜこの表彰を受けるのかという概要が書いてあるんですけれども、その概要は、川場村は、古くから農林業が基幹産業であったが、昭和四十年代後半、過疎化が進行したため、農業と観光を組み合わせ活性化を図る取り組みを模索したと。一方、東京都世田谷区では、都市と山村の交流を深める区民健康村づくり計画が重点事業として位置づけられたと。両自治体の構想が一致して、昭和五十六年、川場村は世田谷区と区民健康村相互協力に関する協定を締結し、交流事業を積極的に推進してきたと。平成四年には協定十周年を記念して、友好の森に関する相互協力を締結する。そして、平成七年には友好の森を制定して、村民、区民共同による森林整備活動を展開するため、やまづくり塾を開講して森林整備技術の学習や森林保全活動を実践してきたと。平成十七年には、交

流事業のさらなる発展を目指し五つの取り組み、共同宣言を計画したと。都市の住民の手をかりて整備された森林の面積は、約百八十ヘクタールに達した。全国から新しい森林整備のやり方として注目をされる。また、都市と農山村の交流事業の先進事例として高い評価を受けている。そういった事業に対して表彰を受けられた、以上でございますね。これは、川場村が表彰されたというよりも、まさに世田谷区が表彰されたような内容で、川場村の村長が表彰を受けていらっしゃいました。

本当にこの川場村との事業というのは、全国に発信するぐらいに大きな世田谷区の貢献があったということが感じとられるわけです。これももっともっと発展して、そして充実させていくことがまたこの世田谷区のブランドアップにもなるし、そしてまた都市における世田谷区は、やはりそういった農山村をしっかりと大事にする、これもみどり33の一環としてもそうやってきちんと、世田谷区内の緑がふえれば良いというだけではなくて、きちんと全国を見渡して、そしてまたそういうようなこともやっているんだというような発信にもなるのではないかなというふうに思っているんですね。

育てた樹木は、活用することによって、要は伐採をして、そしてまた新たに植えていく、そういうことによって新たな森が生まれていくわけです。そういう意味では高い評価を受けている世田谷区と川場村の事業に、新たに川場の木材を世田谷区でも活用事業へと発展させていくことができるというふうに思うんです。考えを伺いたいというふうに思います。

◎城倉 生活文化部長 委員のお話にありましたやまづくり塾ですけれども、これは区民健康村事業の一つでありまして、区民と村民の協働により、友好の森をフィールドとして展開される、川場の森林を守り育てる森林整備活動事業でもありまして、区民の第二のふるさとづくりに大きく寄与しているというふうに考えております。

また、川場の森林を守り育てていくためには、友好の森での活動とともに、川場で

育つ木材をいかに活用していくかということも要点であり、その意味で、川場産の木材の世田谷区での活用も課題になるというふうには認識しております。

川場産木材の世田谷区による活用実績でございますけれども、過去には千歳台小学校のログハウス、それから砧のクラインガルテンのログハウス用の丸太として使用しているということ、また、最近では次太夫堀公園の民家園の土どめ用や、補修用の杉丸太を購入しているということもございます。また、製品としましては、平成十四年、それから十九年に区制七十周年、それから七十五周年とあったわけですが、その表彰記念品としてそれぞれ木製の菓子鉢であるとか、それから鍋敷きを購入していると。また、昨年度ふじやまビレジのロビーにベニマツ製のアームチェアを十七脚購入して配置しているということがございます。

今後につきましては、学校施設であるとか、あるいはそのほかの公共施設など川場産の木材を使ったものが活用できないか、関係所管とも調整を図っていきたいというふうに考えております。

◆高橋 委員 私ども会派は、先月川場村に全員で視察に行つてまいりました。そのときに、こういった森林事業もまずは勉強させていただいて、それもあって、そしてまた今回育樹祭に行かせていただくということもありましたものですから、まさに思いを強くして帰ってきたんですけれども。

これまでの世田谷区との事業、小学校五年生で移動教室は長年歴史を持って行われておりますね。そういう意味では、世田谷区の小学生は川場に必ず五年生で行くわけですから、そういう意味では身近に感じてもらうということは非常に重要だというふうに思っているんです。

今では、小学校五年生の両親に当たる親が、私は移動教室で川場へ行ったことがあるんだというぐらいまで続いてきているわけですね。そういう意味では、非常に親子にわたって川場というのが世田谷区民にとっては重要な位置を担ってきていると思

います。

そういう意味では、小学校において、先ほどの話にもありましたけれども、小学校においてこういった川場の木材を使っていくということが重要なのではないかなと思うんです。例えば、杉田さんも言っていたように、小学校の机やいす、これは川場の木材なんだということ、五年生が行くのだから五年生だけやるとか、また、ベンチとかランチルームだとか、学校の中においてそういった川場のものを使っていく。使うことによって、川場はもっとよみがえっていくんだよということがあるというふうに思うんです。来年、川場との締結三十周年を迎えます。そういう意味では、三十周年を契機に、こういったことも教育分野の中でも考えていただきたいというふうに思うんですが、考えをお伺いしたいと思います。

◎佐藤 教育次長 川場村の木材を学校で活用している事例としましては、委員お話にありました、昭和六十一年から小学校で実施している川場移動教室におきまして、キャンプファイヤーや飯ごう炊さん、それから壁かけづくりといった現地でのさまざまな活動の際に間伐材などとして利用しております。また、平成十五年からは、希望する学校に丸太のベンチづくりキットを無償で提供していただきまして、延べ五十校以上が利用している実績がございます。

お話にございました区立小中学校でのいすや机につきましては、現在小中学校の需要数等に基づきまして、一般競争入札により集中で購入している状況がございます。区教育委員会としましては、お話の中の川場産木材による机、いすにつきましては、かなり高コストといったような課題もありますが、別の活用等も含めまして今後研究させていただきたいと存じます。

◆高橋 委員 ぜひ研究、またいろいろ検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。しゃべり過ぎて時間が大分。

次に、青少年問題。若者のセーフティーネットについて伺っていきたいと思います。

これは、もうたびたび私どもが重要な課題としてこれまでも質問してきた内容でもありますけれども、特に非常に重要だというふうに思っておりますので今回も触れさせていただきますが、雇用情勢が非常に悪化が続いております。第二の就職氷河期とも言える状況になってきていると。このような先行きの見えにくい社会情勢であっても、未来を託す若者の将来に向けて取り組める環境をどのように整備してあげるのか。生活基盤を構築できる社会をどうつくってあげるのかということが非常に大事だと思います。

現在の十代の子どもたちの置かれている環境はどのようになっているのか。だれもが夢を持ち、将来を見据えて可能性に挑戦していくことができる社会になっていなければいけない。そのためには、多様な将来像、多様な道が開けなくてははいけない。しかしながら、現実には現代社会の中であって、我が道を見出し切れない若者が多いというふうにも言われております。一度触れたこともありますが、一昔前までは家業を継ぐということが我が道であったことがありました。しかし、家業がなくなってきているという状況が区内には多く見受けられます。そういう意味で、若者が我が道を見出せる生活設計を組み立てられる受け皿として、産業の育成も非常に重要なのだらうと思って、区としての産業政策というのは、世田谷で生まれ、世田谷を支える若者が挑戦できる産業振興でなければいけないのじゃないかと僕は思っているんですけれども、それはそれとして、もう一つ問題は、今高卒者でも厳しい就職状況にあって、高校中退者の若者が依然高どまりしているということがあります。

二〇〇七年の数字を見ますと、高校中退者は全国で七万二千八百六十四人、高校在学者に占める中退者の割合は二・一％、全高校生の五十人に一人は中退だというふうに言われているんです。特に、都立高校の一年生の中退率は非常に高く、二十五人に一人というふうに言われているんです。さらに、不登校経験者や高校中退者など、進学や就職をせず、社会とのつながりが希薄になって自宅以外の生活の場が失われて

いるということも問題になってきている。十代の思春期から若者を取り巻く環境は、年々深刻さを増しているようにも感じます。自殺、薬物、引きこもり、ニート、精神疾患、この世代が次の社会を担える、そのための支援と環境整備が必要な時代になってきていると私は思っています。

青少年問題を区は真正面から取り組む必要があると思います。まず考えを伺いたいと思います。

◎堀川 子ども部長 青少年問題に関しましては、本年四月に子ども・若者育成支援推進法が施行されまして、これを受けまして、七月には大綱であります子ども・若者ビジョンが策定されるなど、子ども、若者をめぐる環境の変化や、今お話しありましたニート、引きこもり等、抱える問題の深刻さに対する国としての子ども、若者支援の基本的方針が示されたところでございます。

区におきましても、思春期の青少年にはさまざまな課題がある中で、昨年十月に平成二十一、二十二年度期の子ども・青少年問題協議会に対しまして、総合的な青少年施策についての検討を依頼しているところでございます。協議会におきましては、青少年のさまざまな課題につきまして中学生から大学生までの当事者の意見も聞きながら、現在議論を深めているところであり、来年の五月には協議会の検討報告をいただく予定としているところでございます。

区といたしましては、子ども・青少年問題協議会からいただいた報告内容や、国の動向も踏まえまして、関係機関とも十分連携を図りながら今後の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

◆高橋 委員 こういうような社会状況の中に置かれている青少年の課題に対して、本気で解決して支援するという体制がまだまだ弱いというふうに思っているんです。就学、未就学ともに十代の青少年問題に真正面から向かうべき部署が必要なんだというふうに我々はずっと申し上げているところなんですけれども、同じ内容だと思いま

すので聞きませんが、しっかりとこれは検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申ひます。前向きに取り組んでもらいたい、そういう思ひです。よろしくお願ひしたいと申ひます。

さて、今議会で多くの会派から心の健康問題について質疑が行われております。区議会でも議論が行われるようになったことは大変喜ばしいことだと思っております。うつ病や精神疾患の治療、支援に関すること、自殺に関すること、アウトリーチの手法など、治療や支援についての話が非常に出てきたこと、非常に大事だというふうに思っております。

私たちがこの問題を取り上げるのに至ったのは、この青少年問題から始まりました。そして、思春期における確固たる支援が非常に重要なんです。その中においても、思春期における心の支援についてということですと訴えてまいりました。そこに、心の問題というのも非常にかかわってくるというふうに我々は言ってきた経緯があり、そこが私たちの原点でもあります。

二十代、三十代の心の病は、社会経済的損失ばかりではなくて、家庭においても大きな苦悩になっています。思春期での予防が重要であり、その意味でも学校での取り組みがなくてはならないんだというふうに申し上げてまいりました。

区は、思春期対策連絡会を設置し前向きに取り組んでいることを評価いたしますが、対策のポイントは思春期にあり、早期介入、支援が明暗を分けます。重ねて質問いたしますが、この考えについて伺いたいと思ひます。

◎西田 世田谷保健所長 委員お話しのように、引きこもりや高校中退者などの増加は、就労環境の悪化や学校、友人、家族などの人間関係の難しさといった、若者にとっては大変生きづらい社会状況が背景にあるものと考えております。

区といたしましては、将来の社会を担う若者を支援することが非常に大切であると考え、若者の抱える問題が深刻化する前に予防的な支援を行うことが必要であり、思

春期の心の健康問題への早期支援、早期対応が重要であると認識しております。区は、昨年八月に思春期精神保健対策委員会を設置しておりますが、この中では、区内小中学校における児童生徒への対応を行う教職員を支援するため、教育相談室による支援やスクールカウンセラーの配置などの現行の仕組みを検証しながら、普及啓発を初め、新たにどういった支援が必要とされているかなどを検討を進めてきております。

今後は、思春期をめぐる心と体の健康づくりを支援するため、普及啓発や関係機関による連携の強化など、積極的に検討を行ってまいります。

◆高橋 委員 さて、中学生、高校生などの思春期、青年期の心の病へ早期介入支援には、これからは的確な専門的サービスがどうしても必要になってくると思います。人材育成や専門家の派遣など、センター的な役割がないと安定的な運営に困難を迎えます。現行制度では、都道府県レベルで設置されている精神保健福祉センターと、区レベルの保健所、保健センターがありますけれども、普及啓発や専門相談、デイケアの事業が行われておりますが、今後包括的、総合的に支援するためには、数万人を担当エリアとして必要な保健サービスを提供できる地域精神保健センターの設置が必要になってくると思います。

区として、地域精神保健センターの設置の提案についてどのように考えているか、お聞きします。

◎西田 世田谷保健所長 現在、国において取り組まれている精神保健医療改革は、基本的には国のビジョンに示されている入院中心から地域生活中心へという考え方に基づいていると認識しております。区は、精神障害者の地域での自立生活を支援するため、さまざまな保健福祉施策に取り組んでおり、お話しの国などの動向に注目しております。

国においては、精神保健医療改革のビジョンなどを踏まえ、精神障害者の地域生活を支援する方策として、医師、看護師、精神保健福祉士などの専門職がチームを組ん

で自宅を訪問して保健医療サービスを提供する、いわゆるアウトリーチの手法が重要な手法の一つとして位置づけられ、国の予算の概算要求が行われております。

区としては、精神保健医療改革に伴う制度改革に当たっては、国や都道府県及び区市町村の役割分担が明確にされ、財源等についても整理される必要があると考えており、お尋ねの地域精神保健センターにつきましても、国及び東京都の政策動向を踏まえて検討してまいります。

◆高橋 委員 次に、大事な問題ですけれども、高齢者の見守りネットワーク構築について質問してまいります。

三月の予算のときも私のほうから話をしましたけれども、高齢者安心コールというのがありますね。この高齢者安心コールの拡充について検討状況をお聞きしたいというふうに思うんです。

世田谷区は、高齢者を守り、高齢者に優しい町にしたいというのはだれもの願いであるということは、もう当たり前だと思いますけれども、そのためには、地域の住民や区民からの協力が得られるような仕組みがなければならぬわけです。地域でも、見守りには地域の高齢者の情報の窓口、安心交番的な機能が欲しいという状況であると思います。そういう意味では、今行っている高齢者安心コールを地域から高齢者の情報を受ける通報型の役割もできるとは思います。そういうような転換ができるのではないかと三月にも言いましたけれども、その後の検討状況をお聞きします。

◎堀川 地域福祉部長 現在、高齢者やそのご家族からさまざまな相談をお受けする地域の拠点としてはあんしんすこやかセンターがございまして、地域の方からの情報やご相談もいただいております。それに加えて、高齢者安心コールにおきましても、現在はひとり暮らし高齢者などからのご相談をお受けしております。今後、地元の商店やご近所の方からご相談や情報をいただくことも、

また見守りの推進の観点から有効だと存じます。もとより一一九番のような救急対応機能は有しませんので、周知の方法などを検討した上で、安心コールにご相談のお電話をいただき、あんしんすこやかセンターなど関係機関に引き継げる仕組みを考えてまいりたいと考えております。

◆高橋 委員 高齢者安心コールについても一つ。代表でも触れましたが、高齢者を一人も孤立させないために、電話による見守りもできるというふうに思います。今、福祉電話サービスというのがありますが、これは、話し相手としての機能があり、それはそれとして必要なわけですけれども、この高齢者安心コールからの双方向の見守り機能ということも、これからの高齢者の人数を見ていきますと必要になってくると思うので、これの検討状況はどうなっていますか。

◎堀川 地域福祉部長 ご指摘のように、安心コールがそういう双方向の機能を持つことにつきましては、より安心できるサービスになるものと認識しております。お話しいただきました福祉電話訪問についても、見守り機能を活用してと思ひまして、今回制度の拡充の準備を今進めておるところでございますが、そちらの福祉電話訪問との役割を整理した上で実施できるよう検討してまいりたいと存じます。

◆高橋 委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、我が党は代表でも総括でも、地区における見守りネットワークのモデル実施を訴えてまいりました。先日も小泉議員からも、高齢者の見守りは行政が責任を持つということについての質問がありましたけれども、行政が中心となって、町会・自治会、民生委員、民間事業者、社協、ボランティアなど、地区内の各団体との見守り、どうやってこの地区の中を見守っていこうかという、見守りをするための会議体が必要になってくるのだろうというふうにこれから思うんですね。二十七の地区それぞれの特徴があり、それぞれの取り組みが今もあります。どう連携し、どのように協力を

求めていくのか、どう求めていくのが効果的なのかということ、モデル実施を行う大前提として地区ごとの連絡会議をつくっていかねばいけないというふうに思うんですけども、考えを伺いたいと思います。

◎堀川 地域福祉部長 地区高齢者見守りネットワークをモデル地区で実施するに当たっては、地区の民生児童委員、町会・自治会、また商店街や地域の活動団体、さまざま多くの方々のお力添えが必要だと考えております。また、お話しのように既に独自に高齢者の見守りに取り組んでいる地区もございます。そういうことから、区といたしましては今後ご協力いただく多くの皆様にお集まりいただきます会議体、お話しいただきましたそういうような会議体を設けまして、これまでの地区の取り組みや高齢者見守りに対する幅広いご意見を伺うとともに、適切な情報提供をさせていただきながら、地区における協力体制を築いてまいりたいと考えております。

◆高橋 委員 ともかく、地区における高齢者見守りネットワークの構築、来年度に向けてさらに加速度を増していただきますようお願い申し上げたいと思います。

さて、もう少し時間がありますけれども、梅ヶ丘の今後についてお聞きしたいというふうに思います。

民間誘導の考え方について、さまざま議論もありました。今、梅ヶ病院跡地の利用については、現在基本構想の策定が行われているところなわけですがけれども、その中心となるのは保健、医療、福祉の拠点機能について、平成二十年から積み重ねてきた調査研究を踏まえて精査をされているわけですがけれども、これまでも議会でもさまざまな議論が行われてまいりました。また、区民や関係団体からも多くの要望が出されております。現在、区の財政状況が厳しい中、こうした要望を踏まえて区民に求められる保健、医療、福祉の拠点整備を実現するためには、事業手法の検討が今後ますます重要になってまいります。

三月の予算のときにも申し上げましたけれども、中長期に区の財政負担を抑制する

ためには、整備手法の検討が非常に重要になるんだと。その上で、特に持続的な運営を可能とする民間活力を活用するために、展開するサービスが区民にとって魅力的であることはもちろんのこと、民間事業者の参入意欲を喚起するようなサービス内容、手法であることが求められるというふうに私のほうから申し上げました。

答弁では、保健、医療、福祉の全区的な拠点を中心に整備展開するとともに、この拠点と相乗効果で地域の利便性や魅力を高める民間施設の誘致を想定しており、民間事業者が参画意欲を持てる仕組みづくりや、官民の役割分担を検討していくというふうにそのときは言われたんですね。

民間事業者の参画方法というのは、想定されている拠点をだれがどのように建てて運営するのか、さらに、地域の利便性や魅力を高める民間誘致のためには、拠点以外の民間誘致を想定しているところも、区は基本的な考えを示して跡地全体の構想を明らかにしていく必要があると思っております。その全体構想は、都から用地を取得する上でも不可欠であると思っておりますけれども、民間活力の活用に向けた環境整備のため、区が拠点以外の機能のあり方、施設整備の方針について整理して示していくことが求められています。今後、基本構想策定の中でどのようにこの検討を進めていくのか、まず伺いたいと思います。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 梅ヶ丘病院跡地の構想の検討に向けましては、区の財政負担を極力低減することが必要と認識しており、そのためには、民間の知恵や工夫を活用することが不可欠であると考えております。民間活力の活用に当たりましては、ご指摘にもございましたように、その前提となる跡地活用の全体像、基本的な考え方を区が明示していくことが必要となります。現在取り組んでおります基本構想策定作業におきまして、多様な交流の創造を論点の一つとして挙げ、多様な目的を持つ多世代の利用者による交流、地域との交流が生まれる仕組みづくりという切り口から、跡地全体の機能について検討することとしております。

この機能検討の視点といたしましては、保健、医療、福祉の拠点機能の補完、地域の利便性や魅力の向上、新たな事業モデルの誘致などを想定してございます。また、民間事業者への意向調査も踏まえながら、民間の参入意欲を高める条件設定についても考慮してまいりたいと考えております。

◆高橋 委員 多くの区民の交流の場となる、また、地域の活性化に貢献するような、そういった構想になるように検討を進めていただきたいというふうに思うんですね。

具体的な事業手法の検討の視点について、今年度末には事業の枠組みや事業期間、経費についても整理し示すというふうに聞いていますけれども、一般的に民活の手法としてよくPFIというふうに言われる発注方法がありますね。この梅ヶ丘という大規模公有地では、運営主体の選定方法や事業期間中の進行管理、また将来的な土地利用までを見通して、最も優位と思われる手法を選択していかなければいけないと。区は、事業手法の検討で、どのような要素を考慮して事業パターンを考えているのか。また、評価をする視点としてどのようなことを想定しているのかということ伺いたしたいと思います。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 このプロジェクト実現に向けましては、区の財政負担を軽減する事業手法、事業の枠組みの検討が欠かせないものと認識しております。

今後、ご指摘にもありました事業パターンの検討を行うに当たりましては、しっかり行っていきたいと考えております。事業パターンにつきましては、土地の利用形態、施設の整備、運営形態、官民の役割分担等の組み合わせにより抽出されるものと考えてございます。

また、その評価の視点といたしましては、区の財政負担、サービス提供の優劣、事業の安定、採算性、実現の可能性や跡地としての一体的な事業運営方策などを予定してございます。

いずれにいたしましても、年度末を目途に進めてございます基本構想の策定やその

後の補足調査の中で、手法について想定、評価を行うとともに、議会を初め、広く皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

◆高橋 委員 福祉先進都市世田谷、私どもはそう位置づけ、また区長もそう思われていると思いますけれども、その象徴でもあり、大拠点である梅ヶ丘になっていくと思っております。区としても、今までに経験したことのない大プロジェクトであります。実現に至るまでさまざまな条件があると思いますけれども、しっかりと新しい事業モデルをつくると、そういった意気込みで梅ヶ丘の実現のために努力をよろしくお願いしたいと思っております。

以上で公明党の質問を終わります。ありがとうございました。

○小畑 委員長 以上で公明党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時三十四分休憩

午後三時五分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民主党、どうぞ。

◆藤井 委員 民主党の補充質疑を始めます。

この大変な経済状況の中、区が最も重要視して行わなければいけないのが、行政のコストカットをしていくことだと思っております。今回は行政のコストカット、それも電算システムについてのコストをどう考えているのかをお伺いしていきたいのですけれども、まずは、世田谷区が電算システムを今現在どう考えているのか、そしてこの先、世田谷区がコストという面で電算システムをどうとらえていくのかお伺いをいたします。

◎金澤 政策経営部長 お話しございました電算システムは、今や区民サービスの提供から内部事務の効率化・高度化に至るまで、あらゆる行政運営に必要不可欠なものとなっております、その必要性はより拡大をしていると認識しております。その一方で、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、電算コストを削減していくことは喫緊の課題であると認識しております。

区では、従来より、電算コスト削減のため、システム導入や修正案件を一元的に集約し、その目的、趣旨、必要性、コスト等について総合的に審査した上で実施の判断を行っております。これにより、全庁的視野から見た、無駄のない効率的なシステム運用を進めております。

また、電算システムの導入から廃止に至るまでの手順を全庁統一的に管理するため、情報システム導入等ガイドラインを策定したり、調達について、業務パッケージソフトを複数の事業者に競わせて導入するなど、導入・運用コストの抑制に努めております。

今後につきましては、ICT全体最適化指針の策定により、区有システムにおける技術の統一化を図ることでさらなる電算コスト削減に努めるとともに、経費削減につながる新しい技術などについても研究をしてまいりたいと考えております。

◆藤井 委員 今、ICTも取り入れてなどという答弁がありましたけれども、政府が今進めている政策の中に自治体クラウドというものがございます。自治体クラウド推進本部有識者懇談会というのがことしの九月八日に、自治体クラウドの全国展開に向けた取り組みを推進するとともに、住民サービスの向上、電子自治体の確立に向けて、取り組み状況の把握、課題の検討及び必要な助言を行うといった目的のもとに開催されております。また今月も開催される予定だと総務省のホームページに載っております。

この自治体クラウド、クラウドコンピューティングシステムというのは、今、企業

の中でも大変に話題になっています。例えば日立のホームページとか富士通のホームページとかを見ても、自治体関係者の皆様に向けてというページが組まれているぐらい、今は企業のほうからも政府のほうからもそういったことに対してアプローチが来ています。この自治体クラウドというのは、一番大きな面で言えば、当然コスト削減ということです。自分たちでシステムをそこまで持たないという面から、コスト削減ということが大変大きいと思います。

さらに、コスト削減だけではないと思うのです。最初は大変な苦勞があるかもしれないですけども、自治体クラウドによって職員の負担軽減というものにもつながっていく。二つの面で自治体クラウドというのは、これから各自治体に取り組んでいかなければいけないと思うのでございますけれども、この自治体クラウド、クラウドコンピューティングシステムに関して、区はどうとらえているのか、どういう研究を持っているのか、今後どういうふうにしていきたいのかという考え方を聞かせていただきたいと思います。

◎金澤 政策経営部長 クラウドというのは、英語なのでしょうか、空に浮かぶ雲の中にデータ等が入るといふことのようにございます。ソフトウェアやシステムを保有せず、ネットワーク経由で事業者から提供されるサービスを利用する手法であるクラウドコンピューティングにつきましては、今年三月に公表いたしました私どもの電子政府世田谷推進計画中間見直し版におきまして、今後注目すべき技術の一つとして取り上げてございます。

クラウドコンピューティングにつきましては、ソフトウェアやハードウェアの購入、維持管理等の負担が軽減されるなどのメリットが注目されており、国においても今年七月に、当時の原口総務大臣を本部長とする自治体クラウド推進本部が設置されるなど、地方自治体業務へのクラウドコンピューティングの導入促進に向けた取り組みが始まっていると存じております。

その一方で、クラウドコンピューティングにつきましては、情報システムのデータが外部事業者などのデータセンターに保管されることによるセキュリティー面での課題や、ネットワーク障害時にシステムが利用できなくなるなどの課題も指摘されてございます。

区といたしましては、クラウドコンピューティングを初めとしたさまざまなICT利活用のあり方につきまして、国の動向や、リスクとメリットを慎重に見きわめつつ、その可能性について今後も研究してまいりたいと思います。

◆藤井 委員 まだまだ研究が始まったばかりということで、世田谷区もじっくりと慎重に見きわめつつという答弁がありましたけれども、このクラウドコンピューティングシステムを、世田谷区だけではなくて、もちろん東京都との連携もそうですし、あとは近隣自治体、例えば今接している大田区、目黒区、渋谷区といったところと共同して取り入れるという方法もあるのではないかなど。もしかしたら、将来、二十三区というものが形を変えるかもしれないですし、そうした場合には、今のうちから近隣自治体とクラウドコンピューティングシステムを研究しておくことによって、コストがさらに削減できるということも考えられますので、ぜひ他の自治体ともしっかりとコンタクトをとって話し合いを進めていくことを要望させていただきたいと思えます。

次に、区のホームページについて質問をさせていただきます。

私は、今回の都市整備領域の質問でも文教の質問でも共通のことをお話しさせていただいたのですが、世田谷区に観光という視点を取り入れてほしい。僕は、いつだったかの決算で観光課をつくるべきではないのかというお話をさせていただいたのですが、なかなかそういうことをすぐに現実にやるのは難しい。ただ、それをホームページの中で行うことはできると思うのです。区のトップページに、世田谷区の観光というものをもっとアピールしていくこと。区内外の皆さんに、世田谷区

の観光を一つに取りまとめた形で見やすい形にしていく。

文教領域でも言いましたけれども、せっかくフランク・ロイド・ライトの建築があっても、それを教育委員会の文化財のところだけでアピールしては、なかなかその価値は伝わっていかない。やはりそれ全体、行政の縦割りというところをしっかりと排除して、一つの資源というものをまとめる形で、観光的な観点からホームページ上に、次にホームページを改訂するときにぜひともつくっていただきたいなと思うのですけれども、区の見解はいかがでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 ホームページでございますけれども、区では今年五月にホームページ改善基本計画を取りまとめまして、ホームページの改善を段階的に進めていく予定でございます。その第一弾として、九月にトップページの変更を行わせていただいたところでございます。

他の自治体のホームページを拝見させていただきますと、観光に力を入れている自治体の多くは、外郭団体とのリンクを主体にしたホームページとなっております。観光イベント情報一覧などの観光情報が掲載されてございます。区の観光につきましては、議会等のご議論を踏まえまして、観光のあり方や施策展開を含めて、仮称観光アクションプランの策定の中で検討することになってございます。

今後のホームページにつきましても、こういう観光という観点から、区の内外に世田谷の魅力を伝えるに当たって効果的な広報ができないか、区のホームページと例えば産業振興公社のホームページの効果的な連携、リンクなども含めまして検討させていただきたいと考えております。

◆藤井 委員 今、外郭団体とのリンクという話もありましたけれども、リンクするだけではなくて、本当に産業政策部がみずから率先していろいろなところに出向いてまとめ上げて、そこにアクセスすれば観光というものが一べつできるようなものに力を入れて、まさにアプローチしていくということを要望させていただきたいと思いま

す。

次に、これも文教領域からの続きでございますけれども、精神障害に関して質問をさせていただきたいと思えます。

精神疾患に関して、文教領域で教育が大変に重要であるということを質問させていただきましたけれども、まずは、教育という観点とは逆に、教育現場に対して福祉的な側面からどういうアプローチを世田谷区がしていくのかを聞いていきたいと思えます。教育の現場で教えることも大切ですが、専門家がいる福祉の観点から教育現場にどうやってアプローチしていくか、これもまた同じぐらい大変重要なことですので、区としてどういった見解を持っているのかお伺いをいたします。

◎西田 世田谷保健所長 今、精神障害者への理解という観点から、福祉保健が教育現場にどうアプローチをするかというご質問でございます。保健の領域で申しますと、精神障害者に対する正しい知識の普及や地域住民の理解促進に努めることは非常に大切と思っております。保健所等でもうつ病や自殺予防の講習会、依存症セミナー等に取り組み、精神障害者への理解促進のための啓発等に努めているところでございます。

子どもの心の健康に関しましては、現在、教育分野と連携して設置している思春期精神保健対策連絡会の取り組みの一環として、小中学校の養護教諭を対象に専門研修会を実施しております。

また、「健康せたがやプラン」改定に向けて、高校生、大学生に向けたアンケート調査に取り組もうと考えております。その中で、思春期保健の相談窓口等を記載したリーフレットを区で独自に作成し、配布を予定しているところでございます。

区といたしましては、思春期における心の健康づくりの支援に当たり理解を促進することは、対策の基本になると認識しておりますし、今後も教育委員会との連携のも

とに、この問題につきましては普及啓発等を、さまざまな課題もあると思いますけれども、検討して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

◆藤井 委員 保健所からのアプローチは、教員とか思春期の子どもたちにアプローチしていくと、今、保健所のほうから答弁いただきましたけれども、自殺対策という面でも、精神疾患に対する教育というのは大変大きな側面を持っています。自殺者の中の大体七五%が精神疾患というデータを見たこともございます。もちろん実数はわからないですけれども。

今、日本で自殺者が三万人いるというデータもありますけれども、僕がとある精神科の先生からお話を聞いたときに、実数は絶対違うんだと。自分たちが自殺ということと言えない家庭もある。それを隠してしまう家庭もある。それを認めたくない家庭もある。そういった面があって、実数がなかなか表に出てこないで陰に隠れている。僕は、自殺した人が五万人でも驚かないということをおっしゃられた精神科の先生もいました。

病院の方たちも大変重要、子どもたちも大変重要。ただ、PTAとか保護者の世代に対してもしっかりとアプローチして、こういった問題があるということを保健所から、福祉の観点からしっかりと学校のほうにアプローチしていくのも大変に重要だと思っておりますので、ぜひともそういったことも検討していただきたいなと思います。

次に、精神疾患という話の中で、企業における障害者雇用という観点から聞いていきたいと思うのですけれども、今、一・八%の障害者を雇わなければいけない。法定雇用障害者数一・八%という数字がありますけれども、その中において、身体、知的、精神と三障害の中での実数、例えば、割合が身体、知的、精神であると思うのですけれども、その実際の割合が本当に一・八%の中で構成されているかといえ、僕が数字を出しているわけではないけれども、多分精神障害、精神疾患を持った皆様の雇用者数というのは大変に少ないのではないかなと思われま。

この一・八%の中で、その割合をしっかりとあるべき数字に近づけていくことが必要なのではないかなと思うのですけれども、区はどういう見解でしょうか。

◎藤野 保健福祉部長 今、法定雇用率の一・八%というところに向けて、精神障害者についてもしっかり取り組むべきというお話をいただきました。ただ、精神障害者に対しますさまざまな施策というのは、長いこと保健ですとか医療の側面からの取り組みであって、福祉の側面からの取り組みというのは、平成五年施行の障害者基本法において初めて、身体、知的に加えて精神障害者が位置づけられ、その後、平成十八年の障害者自立支援法の施行によって、必要な福祉サービスが安定的な制度のもとで始められたというようなこともございます。

そういう中で、世田谷区も本人に向けては、例えば障害者就労支援センター「しごとねっと」が就労に向けた相談支援を行う、あるいは通所施設のほうで、本人が就労に向けた取り組みを進められるようなさまざまな訓練、あるいは体力の向上、企業の実習などに取り組んできておまして、少しずつそういう基盤が整いつつあると思っております。

一方で世田谷区は、特徴的に平成十五年という早い時点から、商工会議所あるいは青年会議所、ハローワークのご参加もいただいて、障害者の雇用促進協議会というのも立ち上げてきておまして、こういう中でもさまざま、企業に向けた取り組みを進めてきております。

そういう中で、現時点では確かに精神障害者のいわゆる法定雇用率に占める割合というのは、まだまだ大変低い状況にある—具体的なデータは、実は私どもも直接は持っておらないのですが—と思いますが、こうした法制度が整い、区内でもさまざまな取り組みがされる中で、今後に向けてしっかり前へ進んでいくものと考えております。

◆藤井 委員 しっかりと調査研究も含めて実数を把握していただきたいと思うのですけれども、また雇用という側面からいいますと、今回、緊急雇用対策として世

田谷区が新しく雇用を生み出すという話がありました。もちろん今回に関しては緊急であるということですから、あえてその中身について言うつもりはないのですが、今後、また世田谷区が雇用を生み出すという状況においては、障害者の皆様にもしっかりとアピールできるような雇用の中の質、何人いたら障害者の方を何人雇うという気持ちがあるのだといったことを、しっかりと区のほうで実際に雇用を生み出すときにはつけ加えていっていただきたいと思うのですが、区の見解をお伺いいたします。

◎杉本 産業政策部長 今お話しのことにつきましては、雇用という大きな面で、今、委員のご指摘のように、まず緊急の雇用をしなければいけない状態にあるというのが前提になります。それをまず円滑に行って、さらに一般就労、その他の就労についても、幅広い形で支援してまいりたいと思います。

◆藤井 委員 法定雇用率一・八%という数字にとらわれなくて、世田谷区は一・八%ではない、独自にもっと高いパーセンテージを出すのだということを見ずから掲げるぐらいのやり方で、それぐらいの意気込みで取り組んでいっていただきたいと思えます。

時間がなくなってきてしまったので、梅ヶ丘のことについて簡潔にお聞きをしたいと思います。

各会派から、お金のことは大丈夫なのかという質問がよく出ておりますので、そのことについては今回は触れませんが、各関係団体の方々にお話を聞いたときに、実際に自分たちの声がどれだけ反映されるのか、すくい上げられるのかという、とても不安な声を聞きました。世田谷区として、そういう障害を持った関係団体の方たちに、今後、どう意見を聞いてそれを生かしていくのか、反映させていくのかという取り組みの姿勢をお伺いしたいと思います。

◎真野 梅ヶ丘整備担当部長 梅ヶ丘病院跡地につきましては、保健、医療、福祉の拠点を中心として整備する方向で検討を進めております。保健福祉サービスの利用者や関係団体の皆様の関心は非常に高いものと認識してございます。

このため、区は、これまでも先行して実施してまいりました調査研究成果等につきまして、世田谷区地域保健福祉審議会や関係団体などからいただいたご意見を梅ヶ丘病院跡地利用基本構想検討委員会におきまして提示し、ご議論に生かしていただいております。

また、この十一月一日に開催する予定でございます、第三回基本構想検討委員会のご議論を経てまとめられます基本構想の中間まとめにつきまして、関係団体の皆様へのご説明、情報提供を予定してございます。また、寄せられましたご意見につきましては、検討委員会等にお伝えしてまいりたいと思っております。

今後、議会を初め区民の皆様のご意見を広くお伺いしながら基本構想策定に取り組んでまいります。

◆藤井 委員 しっかりと進めていただきたいと思います。

中塚委員に交代いたします。

◆中塚 委員 初めに、リサイクル施策について、特に区民主体の資源回収の今後について、区の人口動態の観点から質問をさせていただきます。

主要施策の成果の一〇四、一〇五ページを、区民主体の資源回収の目標と実績というのが書かれておりますので見ていただきたいのですが、平成二十一年度の計画では、区民主体の資源回収の割合が一九％という目標値に対しまして、実績が一七％、目標達成度八九％という結果になっています。前回の平成二十年度決算では、目標が一六％というのに対して実績が一六％ということで、ちょうど一〇〇％でとんだったところが、今回は目標に届かず、達成度が十一ポイント下がってしまいました。

九割近く達成できた、目標数値と二%のギャップというのは、そんなに大きな数字ではないと考える方もあるかもしれません。しかし、平成二十三年度の計画目標では、区民主体の資源回収の割合は二五%となっています。今回この目標に届かなかった分をこれからリカバリーして、果たして平成二十三年度までに二五%という目標を達成できるかどうかと考えると、これは非常に厳しい事態だと思います。

私が非常に厳しいと申し上げるその根拠ですが、そこに人口動態というのが関係しているのですけれども、先般、特別委員会でも報告がありました世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書（平成二十二年度版）、これを見てわかることがあります。ごみの中に資源化可能物や容器包装リサイクル法の対象品目が含まれていた割合を、一人世帯とか二人世帯とか三人世帯とか世帯状況別に分析をした結果を見ますと、一人世帯の、しかも若年者以外の層が、ごみの中に資源にできるものなどが入っていた割合が一番高い人たちとなっています。

一方で、一日一人当たりのごみ量というのをあらわす排出原単位も、それぞれの可燃ごみとか瓶とかすべての品目におきまして、一人世帯の若年以外といった人たちが一番多いということになっています。我が区では、この一人世帯、特に高齢者の単身世帯というのが増加の一途をたどっております。

つまり、どういうことかと申しますと、資源の分別が比較的甘い、ごみの中に資源になるものを入れてしまっている、こうした属性の人たちが今後どんどん増加をしていく。この人たちが一番ごみをたくさん出す、そういったことがこれから起こっていくわけです。この一年間で目標と実績の間に既に差がついている状況ですけれども、このまま行くと、この差というのはどんどん広がっていくということが懸念されます。

区内には、リサイクルの問題に非常に関心の高い区民や団体の方々も多くいらっしゃいまして、地区回収の団体がふえたとか、よい材料もございますけれども、こうしたさまざまなマイナス要因を考えると、今のままのやり方では、平成二十三年度に二

五％という目標の達成は相当厳しいのではないかと思います。

区は、今後こうした多様な層の区民の方々に対して、どのように資源回収の施策を打ち出していくつもりなのか、ご答弁をお願いいたします。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 区民主体の資源回収については、実施計画事業に目標を定め、一般廃棄物処理基本計画においても重点取り組みとして位置づけております。平成二十一年度は、回収量、資源回収全体に占める割合とも増加したものの、ご指摘のとおり、計画目標の達成には至りませんでした。

区民主体の資源回収の拡充に向けては、お話しのように、高齢者のみの世帯等さまざまな区民の皆さんにご理解、ご協力をいただくための対応をしっかりと図っていくことが必要であると認識しております。

また、区民主体の資源回収活動には、リサイクルの推進という側面だけではなく、地域コミュニティが活発になるというメリットもございます。お話しにあった資源化可能物の分別徹底などの呼びかけや、高齢の方にかわって地域の方々が資源を回収場所まで持ち運びするなど、近隣同士の助け合いで活動を円滑に実施している団体もございます。

今後、このようにさまざまな工夫を凝らしている団体の事例を町会・自治会や他の団体などに繰り返し案内するなど、より多くの区民の方々が区民主体の資源回収に参加できるよう支援してまいります。

◆中塚 委員 町会・自治会とかに入っていらっしゃる方は割と熱心なのかなと思いますので、他会派からもいろいろ指摘があった、温室効果ガスの排出量が見込み違いだったという問題もあったと思いますので、予測をしっかりとしながら対策をしていただきたいと思います。

区民主体の資源回収やリサイクル率を上げるといったことは重要なことですが、一方で、費用対効果はどうなのかといった問題もございます。区民主体の資源

回収には、集団回収、地区回収、拠点回収などの種類があります。拠点回収は、初年度は都の交付金を活用して実施しました。これは、資源を出す人がみずから二十七カ所の拠点まで持っていき、そこでさらに精査して分別する人に一時間千円といったお給料を支払っているという仕組みで、今年度からは区単費で実施をしております。

集団回収や地区回収も報奨金をお支払いしていますけれども、これは一時間働いて幾らということではなくて、実績に応じてお支払いをするやり方です。地区回収については、団体の方々のほうで、身近な地区で回収をしてくれるという仕組みになっております。それぞれ費用対効果としてはどうなのでしょう。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 昨年十月より二十七カ所の拠点で、透明プラスチック容器と有色トレイの回収をしております。対象品目以外の異物等が混入すると良質な材料リサイクルに支障を来すため、回収員が立ち会い、普及啓発に力を入れ、分別の徹底を図りながらリサイクルを進めています。このため、費用は集団回収より高くなっています。

回収員の立ち会いなしでボックスによる回収を今年度三カ月間モデル実施した結果、異物等が約四割混入しており、現段階では、回収員が立ち会い普及啓発を続ける役割は大きいと考えます。

お話しの費用対効果の観点も重要と考えております。普及啓発の定着を図りながら、集団回収や拠点回収などさまざまな手法を組み合わせ、効率的なリサイクルを目指してまいります。

◆中塚 委員 費用対効果ということも考えて、より少ない費用でより多くの実績が上がる方法でのリサイクルをぜひ進めていただきたいと要望いたします。

リサイクルについて最後にもう一つ。ことしの予算特別委員会でも提案させていただいた粗大ごみリユース品のネットオークションについてですけれども、そのときの答弁では、さまざまな課題があるけれども検討していくといったような答弁でした。

その後、ネットオークションについて検討していただけたのでしょうか。

昨日も、近隣の方でエコプラザ用賀によく足を運ぶという方に、本当に千円とかではもったいないようなよい商品が出されているとお聞きしています。既にインターネット公売の仕組みがありまして、これは成功しているという実績も区ではありますので、リユース品もここでぜひ高値で売っていただき、税収増に貢献していただきたいと思いますので、その検討状況について答弁をお願いします。

◎板谷 清掃・リサイクル部長 現在エコプラザ用賀で行っている粗大ごみのリユース事業は、粗大ごみの発生抑制の観点から、普及啓発を目的として区民の皆さんに提供しているものでございます。

お話しにあるように、リユース品の提供機会を拡充するという観点や財源確保の方策として、インターネットオークションは有効な手段の一つであると認識しております。しかしながら、粗大ごみを販売目的で提供することへの排出者の方の理解や価格の決定、品質保証を含む販売者責任など実務上の課題が多くございます。

区としては、引き続きインターネットオークションについての課題整理を行いながら、地域イベント等を活用してリユース品提供機会の拡充を図るなど、発生・排出抑制の普及啓発に力を注いでまいります。

◆中塚 委員 よろしくお願いたします。

次、本日は補充の質疑ということで、ぜひ熊本区長からご答弁がいただけたらと思ひまして質問させていただきます。

NPOなどの自家用車有償旅客運送、白ナンバーの権限移譲についての質問です。

本区では、古くから特区でNPOを中心とした福祉移動サービスの充実に取り組んでおり、二〇〇六年八月には福祉移動支援センター「そとでる」を補助事業として実施してまいりました。この「そとでる」の運営にはいろいろと課題もございましたが、高齢者や障害のある方々が気軽に外出、社会参加できるように支援をする、また利用

者、送迎ドライバーのボランティアなどのすそ野を広げる他区にはない取り組みということで、力を入れてきたと評価できると思います。

区長は、区で本当に歴史のある福祉移動サービスについて、どのように評価していらっしゃいますか。

◎熊本 区長 国において地域主権改革の観点から、事務移管などを含めた自治体への権限移譲を行う考えがあるということは承知しているわけございまして、これに伴いましての財源などの諸課題も見込まれ、今後とも国の動向を注視してまいりたいと思っているところでございます。

◆中塚 委員 今、区長からお話しいただきましたが、国土交通省でこの九月に、NPOなどの自家用車有償旅客運送について、希望する市町村に権限を移譲するという方針が打ち出されています。早ければ来春にも関連法案が成立する見込みというお話もございまして、この権限が区のほうに移譲されれば、関東運輸局の担当者に一々お伺いを立てることなく、独自の判断、裁量で、区民の側に立った福祉輸送の事業展開ができるメリットが生じるのではないかと、現場では今後の国の動向や区の判断を期待を持って見守っているところです。

区では、運営協議会の仕組みを持つなど、権限の譲渡に向けた環境が整っていると考えておりますので、ぜひ今後、熊本区長にもこれに手を挙げていただけたらと要望を申し上げます。

続きまして、教育について質疑をいたします。

教育費については、昨日、我が会派のすがや幹事長からもいろいろと申し上げたところでございますけれども、我が国では、予算に占める教育費の支出の割合が一割程度ということで、OECDの諸外国と比較して非常に低い状況となっております。

さらに、その教育費の中身についても見てみますと、例えば平成二十二年度予算ベースでは、教育費二百七十二億一千七百万円のうちの四四・三%、約半分近くが小中

学校の施設改修や改築の経費ということで、こうしたハードの充実に充てられている現状となっています。そこで、教育の中身を充実させることに多く予算を使ってほしいということを、我が会派としては繰り返し要望をしてまいりました。

そうした中で、ここ数年、区が多額の支出をしております教育関連の予算としては、ICT化ということがあるかと思えます。本日、藤井まな議員からも先ほどございましたけれども、このICT化については、主要施策の成果のほうでは四一四ページに「校務用電算機システム開発及び運用」といった項目、その下、「教育用電算機システム運用」、こうしたところにかかなりの区税を使って施策をやっているところであるかと思えます。

この校務用の電算機システム、校務用のパソコンというのを先生に一人一台支給してやっているということですが、これが果たして本当に学校事務の効率化につながっているのかということ、先週、地元の学校の先生方にお会いする機会がございましたので、お聞きしてみました。

確かにパソコンはとても役に立っている、というか、今や一人一台は当たり前で、ないと仕事にならない。ただし、これは各学校でネットワーク化していったり、学校で使い勝手のいいようにしていく必要があります、その作業というのは現場の教員の方々がしなくてはならない。一度こういうのをやってしまえば、後では非常に負担が減りますので、使いこなせれば効率化も進むし非常によいものですが、全部の学校の先生が果たしてこうしたことがしっかりできているのか、うまく活用できているかという疑問がある。その先生の感覚では、使いこなせているのは半分ぐらいの学校ではないかといったお話でした。

サポートしてくれる専門家というのがいれば、せっかくのパソコンでもっと現場の負担が減るのではないかと思います。区としては、現場の実態をどの程度把握してい

るのか、また、そうしたサポート体制などについて簡潔にご答弁をお願いできればと思います。

◎佐藤 教育次長 区教育委員会では、校務の効率化を推進して、教員が教育活動に専念でき、教育の質の向上を実現するために、校務ネットワークを構築しております。これまでに教員一人一台のパソコンを配備しまして、メールを初め経常業務に活用しております。

また、成績などをパソコンで処理する校務支援システムを、平成二十三年度からの本格導入を目指し、今年度は学校現場の状況等も踏まえまして、全校においてシステムの試行期間とさせていただいております。

また、お尋ねのサポート体制に関しましては、昨年度、専門の民間委託業者が各学校に出向き、教員にシステムの内容を訪問研修、説明するとともに、基礎情報の入力支援を実施しており、今年度も既に同様の内容の支援を行っています。

また、システムの日常のサポート体制につきましては、その委託会社に専門の窓口を設置しまして、学校や教員からの問い合わせに対応しております。

サポート体制の充実は、システムの導入や安定した運用に不可欠だと認識しておりますので、今後とも学校現場の意見を聞きながら、サポート体制について工夫してまいりたいと考えます。

◆中塚 委員 学校の先生方の負担軽減ということは、昨日もたくさんの会派から出てきたことなので、ぜひお願いしたいところでございます。

先生方の負担ということで考えますと、今いろいろな要因はあるかと思うのですが、多様化する保護者からのニーズにこたえていったり、クレーム対応をしなくてはならないとか、そうしたことがストレスの大きな要因とも考えられると思います。

同じような状況に陥っている病院というのを考えてみますと、ここも非常にクレームが多かったりして医療崩壊の一因になっていると言われておりますけれども、病院で

は、リスクマネジメントの講座というのが非常に活況でありまして、またクレームに対するマニュアルとかガイドラインの整備を行っていたり、医療メディエーターや医療ソーシャルワーカーなどが介入をしたり、また事務職員とかコメディカルとかの方々と連携をして組織的に対応していくなど、クレーム対応というのに対して、医師のストレスを軽減するための取り組みが自主的になされているところでございます。弁護士とか警察OBを起用した例もございます。

区でも、一昨年、学校のこのような問題について自民党の畠山委員が質問をされていまして、弁護士との連携を検討しているといった答弁もございましたし、畠山委員からは、こうしたことは先生と患者さんや保護者、こうした方々の信頼関係をつくっていくことや初期対応が極めて重要という、本当にいい指摘をされていたかと思いません。

学校の先生方も、クレームの対応能力を上げるために研修をするということになると、そのときは負担がふえると思われるかもしれませんが、事を大きくしないうちにおさめるすべを身につけることは、結果として非常にストレスの軽減につながりますし、あるいは、そこを専門に担当する先生というのがいてもいいのかもしれませんが、また、そうしたことを学んでサポートをする事務職員を育成するとか、さまざまな方法が考えられると思いますが、区としてはどのような検討をしているのでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 学校で問題が起きた場合には、何よりも誠実で迅速な初期対応が求められ、担任等が一人で問題を抱え込むことがないように、校長がリーダーシップを発揮して組織的に対応することが重要でございます。

また、そのような場合は、速やかに教育委員会に連絡するよう各学校に指示しており、指導主事が校長に助言しながら対応を進めるようにしたり、あるいは学校だけで対応が難しい場合には、直接指導主事等が対応したりして、問題の迅速かつ適切な解決を図るようにしております。

さらに、各学校でこうした対応をより適切に進めるため、昨年度から、区教育委員会に心理の専門家を学校支援アドバイザーとして配置いたしまして、指導主事と連携して対応するようにしております。

校長初め教職員の外部との連携ですとか、折衝にかかわる力の向上を図っていくことも課題であると認識しておりまして、区校長会等での指導や、困難なケースでは法律家を含む都の学校問題サポートセンターとの連携、都教委が今年度から全区立学校の代表を対象に悉皆で実施する外部との連携・折衝に関する研修の成果を各学校に広げるよう、今後とも指導してまいります。

◆中塚 委員 学校と病院では、仕組み的には全然違うところもあるのかとは思いますが、そこで起こっている現象とか、あるいは先生と呼ばれる人たちがこれまで置かれてきた環境とか、それまでの教育とか、そうした雰囲気とかは似ているところがあると思います。病院は今、訴訟が多かったりして、非常にこうしたことが進んでおりますので、参考になるところは参考にして、ぜひ先生方の負担軽減が図れるような施策を要望いたします。

最後に、自然体験学習について質問をします。

川場村での自然体験学習の試行事業のことなど、昨日も質疑がございましたけれども、川場村との交流というのは意味のあることですが、ぜひ世田谷区内の身近な地域での自然体験学習というのでも推進できればと思います。自然環境問題について、今、自主的、主体的に実践、行動できる人を育成していくことが、地域社会や国際社会の中でも求められているところかと思えます。

区内農家でも自然体験学習というのは一部で行われていると聞いておりますが、農家の方々は、区内では高齢化が進んでおりまして、元気な子どもたちの受け入れというのは負担に感じる面もあると聞いております。また、プログラムを考える学校側も大変でありまして、このような取り組みというのは学校の自主性に任せているという

のが実情であります。

実りのある自然体験学習を実施できるように、区としてもサポートしていただきたいと思います。見解を伺います。

◎萩原 教育政策部長 子どもたちが地域の自然に触れていくことは、豊かな人間性を育てていくことにつながる大切なことであると考えております。現在、すべての区立小学校は、学校の敷地内の学校農園、学級菜園や、近隣の農家のご協力も得て農業体験活動に取り組んでおります。

また、中学校でも、例えば喜多見中学校では、地域の農園に出かけていき、農家の方にご協力いただきまして、地場野菜の大蔵大根づくりに取り組んでおります。

さらに、毎年、次太夫堀公園近辺の小学校では、子どもたちが公園での田植えや稲刈りに参加しまして、田んぼの感触を感じたり、稲刈りの苦労を実感するなど、区立学校の子どもたちもさまざまな場で自然体験活動を行っております。

このように、学校の特色を生かし、地域の方々のご協力も得て取り組む自然体験活動は、自然と触れ合う場となるとともに、地域の方々とのかかわりを深める場ともなっております。子どもの豊かな人間性の育成につながっているものと認識しておりますので、区教育委員会では、今後とも、農業体験あるいは自然体験の充実に向けて各学校への支援を進めてまいります。

◆中塚 委員 世田谷には、農業以外にも成城みつ池の特別保護区など、非常に自然があふれておりますので、独自のこうした自然体験学習を進めていただきたく、要望いたします。

風間委員とかわります。

◆風間 委員 冒頭、藤井委員のほうからコストカットという話がありましたけれども、これだけ厳しい財政状況ということですから、細かいことから積み上げていって、

削れるものを削っていくということが必要かと思えます。

幾つか提案と確認とをさせていただきますが、まずは、さきの予算特別委員会で伺った土木事業の件ですけれども、大蔵六丁目の神社のふもとの歩道整備の件です。思い出していただければと思って、同じパネルを持ってまいりました。

この入り口あたりは普通の人通りもあり、また、ここの抜け道になっていて人が通るところを整備するのはわかる。しかし、だれも通らないで、行く行くは行きどまりになってしまうところの歩道整備をするのにお金をかける余裕はないのではないかという話を以前はさせていただきました。

今申し上げた抜け道になっている部分というのはここです。ふだん、人が通っていて行き来もしているところだから、砂利道になっていることだし、ここを整備するのはまだわかる。しかし、最後はこのような形で行きどまり。ゴルフ練習場でしょうか、そういったところにつながってしまうような道で、今のところだれも通っていない。しかも行きどまりというところに歩道を整備する理由はどこにあるのかということもお聞きしましたけれども、当然これだけ財政状況が厳しい中で、来年度はこの整備をするような計画があったと予算特別委員会の段階ではお話を聞いておりますけれども、来年、これに関しての予算要望などはされているのかどうか教えてください。

◎吉田 土木事業担当部長 大蔵六丁目の水路とその側道である歩行者用通路につきましては、かねてから地域の皆様より、大蔵地区の貴重な自然環境の保全と自然に親しめる環境づくりについての強い要望があり、また防災面からも護岸工事が必要なことから、整備に取り組んできたところでございます。

これまでの水路の整備状況でございますが、平成十九年度を初年度に、上流部から順次護岸工事を実施してまいりました。今年度施行を予定しております最下流部をもちまして、護岸整備はすべて完了することになっております。

一方、水路沿いの歩行者通路の整備につきましては、護岸工事の完了後に着手する

予定で進めておりまして、来年度は、第一期工事といたしまして、最下流部の区道の交差部から仙川の西谷戸橋方面へ通り抜ける区間の整備を行う予定であります。残りの歩行者用通路につきましては、水路と民有地の境界の確定、それから不法占有が一部ございますので、その状況を踏まえまして、また財政状況等も考慮して整備に取り組んでいきたいと思っております。

◆風間 委員 今のお話ですと、当初計画していたこの抜け道の部分は、平成二十四年度の予定になっていたかと思えますけれども、こっちのほうを先にやるということで、奥につながる歩道のほうは後回しにしたということなのだと思うのです。地域の方からの要望があるというお話をされていましたが、地域の方にお話を伺うと、この地元の町会長さんはこれをごり押ししているけれども、必ずしも合意形成されているわけではない、反対している地域の方々もいるというお話を私は聞いております。

ですので、もしこういったところにお金をかけていくというのであれば、当然税金ですから、地域の方の理解はもちろんのこと、皆さんが納得いくような形で進めてもらえればなと思います。

続いて、コストという意味で、先日、企画総務委員会のほうで報告がありました、区のホームページのトップページのデザイン変更に関してです。

トップページのデザイン変更だけで四十七万円かかっているというお話を聞いてびっくりしたわけです。見た感じによりますと、デザイン変更どころかレイアウト変更ではないかというような区民の意見などもネット上では出てきましたけれども、四十七万円というのが本当に適切なのかどうかということは、仕様書を見させていただきましたが、まだまだわからない部分があります。五十万円以下だから課長決裁ということだと思うのですけれども、どういう形で業者選定などをしたのでしょうか。

◎金澤 政策経営部長 区のホームページにつきましては、かねてより、よりわかりやすく情報が得られるように改めてほしいというご意見やご要望をちょうだいして

きたところでございます。

区では、庁内関係各課による検討委員会において検討を進めまして、今年五月にはホームページ改善基本計画というものをまとめております。この計画に基づき、今後段階的にホームページ全体の改善を進める中で、今年度は、今お話しのございましたトップページの変更ということに取り組んだものでございます。

トップページの変更に当たりましては、二社からの見積もりをとり、低額であった事業者と契約をいたしました。事業者には、改善基本計画に基づき利用者の視点や特性を十分配慮することを求め、また区民や庁内意見の集約も行わせるなど、デザインの改善以上の業務を行わせております。

さらにシステム面においても、自治体に求められるユニバーサルデザインに十分配慮したページとするため、インターネット技術標準化団体を初めとする各種基準への厳格な準拠、検証を求めており、業務量から見て低廉な金額であったものと認識しております。

今後、トップページ以外のホームページ全体の改善も行っていく予定でございまして、より区民にわかりやすいページづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

◆風間 委員 部長は低廉な金額だと認識しているということでしたけれども、部長がホームページをつくることに携わったことがあるのかなというのも疑問としてあります。区内にはIT事業者はたくさんあるわけですし、あの程度のトップページ変更だったら、あの二割、三割減で当然できるよという話も私は聞いております。そういう意味でいうと、たった二社からの見積もりだけで低廉だと判断しているところにちょっと問題があるのではないかなと思います。

また、受託している事業者を調べてみましても、規模のかなり小さい事業者のようですし、そういう意味では、五十万円以下だから必要がないのかもしれないですけれ

ども、もう少しきちんと事業者に声をかけるような形で、少しでも価格を下げていくような努力をされたらいいのではないかなと思います。

これは一つの例だと思うのですけれども、こういった課長決裁でできる案件、支出というのは年間何件ぐらいあって、どれぐらいの金額を支出しているのでしょうか。

◎霧生 財務部長 所管課長に任された契約権限につきましては、消耗品等の物品購入、簡易修繕、役務の提供など五十万円以下の契約となっております。平成二十一年度の各所管課の契約につきましては、件数は約八万四千件、金額は約三十四億五千六百万円となっております。

◆風間 委員 消耗品なのでコストカットできないということも当然あるのだとは思いますが、そうはいっても二割、三割削れる部分も、今のホームページの話なども考えると、あるのではないかなと推測できます。こういう財政状況ですから、例えば全体の一割をカットしたとしたら、三億円ほどはカットできるわけですね。今、一生懸命各所からカットできる部分の検討をしているところだと思うのですけれども、こういう細かなものに関しても少しずつ、一割、二割カットしていく努力をすることで財政難を乗り切るということも必要なのではないかと思います。これも今までやってきたからという流れに乗るわけではなく、きちっと一つ一つコストカットしていくという意識を全理事者に持っていただければなと思います。要望しておきます。

続きまして、選挙管理委員の報酬の問題です。

本日の早朝、読売新聞のネットニュースで報じられておりましたけれども、新宿区が月額から日額制に改めると発表されたわけです。これに関して、世田谷区としてはどのように考えているのでしょうか。

◎堀 総務部長 この件につきましては、既にご案内のように、昨年十二月に特別職報酬等審議会委員懇談会から区長あてに、現行の選管委員を含め行政委員の月額制に

つきましては、行政委員の職責等を踏まえれば妥当である旨の意見書が出されております。

今後につきましては、滋賀県が現在最高裁に上告しておりますので、その結果、また他自治体の動向を踏まえ対応していく必要があると考えております。

◆風間 委員 二十三区の中で新宿区に先を越されてしまったということですが、懇談会からの意見があったということは当然認識しているのですが、懇談会の意見のところを見ていると、実態を把握されていないとか、ほかの行政委員会と混同しているような意見も随分見られたので、もう少ししっかりと検討してもらいたいと思っております。新宿区がどういう経緯で日額制につながったかということは把握されておりますでしょうか。

◎堀 総務部長 新宿区のほうは、区民からの陳情が議会に出まして、採択されての条例と理解しております。

私どものほうの委員懇談会は、全五回にわたりまして詳細な意見交換をして、この結論を出させていただいております。

◆風間 委員 そうですね、驚くことに新宿区の場合は、町会連合会でアンケートを自主的にとられたと。百二十二人の町会長さんからの返答で、実に八七%の町会長が見直しを求めるべきだということですね。また七三%の方が、勤務に応じた報酬を支払うのがよいと回答した。まさにこれこそが民意ということだと思いますし、それに基づいて新宿区が動いたということなのだと思います。世田谷区の場合はそういった動きがないとは思いますが、我々としては、本来あるべき日額にするべきだということで提案もさせていただいたところですので、新宿区に先を越されたことに対しては、非常に残念に思うところです。

しかし一方で、こういう民意を反映する形で改正されていくということで、世田谷

区は言い出しっぺでもありますから、当然やっていくべきではないかと思えますけれども、積極的にことし動いていくという予定はないのでしょうか。

◎堀 総務部長 各会派からご意見をいただいておりますが、この件につきましては、昨年第一回定例会、第二回定例会の議決に基づきまして、第三者の意見を聞いてということでお出しした結論であると考えております。

したがいまして、その結論に沿いまして、滋賀県の住民訴訟に対する司法判断、他自治体の動向に注目して対応していきたいと考えております。

◆風間 委員 なかなかすぐにはやらないということなのかなと受けとめますけれども、月額報酬に関しても、新宿区の委員長の報酬と委員の報酬がほぼ近い金額だと思います。実際に〇八年度で八百十万円の予算削減、〇九年度は選挙が結構ありましたが、それでも四百六十万円の削減になると報じられております。全体の二千五百億円という一般会計予算の中での何百万円という数字なのかもしれませんけれども、区民の方々が納得いくような形でコストを削減していくということは、区長も聖域なきとおっしゃっているわけですから、あらゆるところでやっていく必要があるのではないかなと思います。これは役所として取り組まないということであれば、我々も取り組みをまた考えていかなければならないと思っておりますので、ぜひ役所とともに解決策を模索していければなと思います。

続きまして、世田谷の産業振興という観点で質問をさせていただきます。

この間、何度もプレミアム商品券を発行してきたと思うのですがけれども、プレミアム商品券の発行に関しては、かなりさまざまな課題があるということも指摘されているところです。特に商店主がプレミアム商品券を手に入れることができるというか、購入することはできないと思うのですがけれども、何らかの形で手に入れるということであると、実際の売買がなくても、利ざやを稼いでいるなどということが全国各地で

起こっていると報じられていたと思うのですが、世田谷区は、これを防ぐために具体的な取り組みというのはなされているのでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 もともこの商品券の販売は商店街連合会のほうで行っているわけですがけれども、このプレミアム商品券を多くの方に販売していただくため、世田谷区の商店街振興連合会については、購入を自粛していると伺っております。

また、商店街振興組合の中に共通商品券委員会というのがあり、十一月に向けて販売を予定しているわけですがけれども、商品券会議は改めて自粛を強化していくと聞いております。

◆風間 委員 自粛をしているというのは一税金がかなり投入されるわけですよ。何千万円というお金が入るけれども、自粛ということですから、では、場合によってはやっている可能性もあるということなんではないでしょうかね。

◎杉本 産業政策部長 区商連のほうに聞きますと、そういう事実はないと聞いております。

◆風間 委員 実際になんかということをしていかなければ一性善説に基づいてやっていて、そういった利ざやを商店主が稼いでしまったという事実が全国各地で発生しているわけですから、区の税金を何千万円も投じるのであれば、当然区としてそういったことは検討していかなければならないと思うのですがけれども、区として何か取り組む予定はないのですか。◎杉本 産業政策部長 販売の日に行ってもらうとよくわかるのですがけれども、多くの方が並んでいまして、販売総額も商店街ごとで明記してあります。あと、回収もその日に行うということで、理事長以下、その方たちがなかなかできない状態になっている。私どものほうも区商連に申し入れ等しまして、今、委員ご指摘のように、税金を投入しているわけですから、正しいやり方を指導してくださいと各理事長さんに、百四十名ですがけれども、ご指導しております。

◆風間 委員 今話を聞いていると、ますますチェックのしようがないと私には聞こえるのですけれども、実際には、バイトを雇って買いに行かせるなどという事例もあるようでして、そういったことまで含めて対策を考えている自治体もあるわけです。何千万円というお金を投じてあるのであれば、そういった不正な形で一部の人たちが利益を得るような仕組みというのがそもそも問題だと思いますし、やるのであれば、そういった予防策をきちんととってやらなければいけないと思うんですよね。

また、このプレミアム商品券、初日に売り切れてしまうというお話ですけれども、毎回毎回買っている人もいれば、買えない人もたくさんいるわけですよね。何で毎回毎回一〇%のプレミアムをつけるのかということも疑問ですし、もっと多くの人たちに行き渡るためには、例えば、同じ金額であれば五%にするというようなやり方もあると思うのですけれども、そのあたり、区はどう考えているのでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 今のご指摘は、現行のプレミアムの率を下げる話だと思うのですけれども、下げることは一つの手法と考えられますが、平成十八年十一月に一億円発行して、プレミアムを五%で行ったときに、売れ残ってしまったという経過がございます。

一概に五%に下げたから売れ残ったという事実はないのですが、一〇%がいいのか五%がいいのかというのは、近隣の他の自治体の事例とか消費者の意見も含めまして、今後とも検討してまいりたいと思います。（「やめろ」と呼ぶ者あり）

◆風間 委員 今、やめろ、やめろという話も聞こえるぐらいですし、やはり公平公正が担保できないのであれば、やるべきでないと思うんですよね。きちんと世田谷の産業振興というものをどう考えていくか。世田谷の最大の産業が商業だということはいいのですけれども、もっと先のことを考えていったときに、最近、例えばスマートグリッドなどということが、日本でも四つの地域で実証実験されているということで

すが、これが募集されているときに、世田谷区は導入の検討などはされたのでしょうか。

◎杉本 産業政策部長 検討したと思います。

◆風間 委員 環境に大変かかわる問題ですから、環境の室長は前産業部長だと思うのですけれども、実際にスマートグリッドに関して、環境と連動して検討などはされたのでしょうか。

◎田中 環境総合対策室長 検討しております。

◆風間 委員 そういった次世代に向けた産業構造をつくっていくということにも、ぜひ本格的に取り組んでいってもらえればなと思います。

以上で民主党の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で民主党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後四時二十五分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日本共産党、どうぞ。

◆桜井（稔） 委員 私のほうからは、庁舎整備の問題について伺います。

本庁舎の整備につきまして、平成十六年、二〇〇四年から四カ年での日本設計による調査研究報告書が出されました。その後、二〇〇八年五月に庁舎問題の報告会が行われ、その後に意識調査のアンケートが行われ、二〇〇八年九月に熊本区長が、区役

所本庁舎について改築の方向で検討を進めていきますということを述べられました。その後、二〇〇八年十一月には区役所本庁舎に関する基本的事項についての諮問がされて、二〇〇九年八月に答申書が出されておりますが、庁舎計画担当部は現在何を行っているのかということをお聞きします。

◎峯田 庁舎計画担当部長 庁舎問題につきましては、ただいまご質問にもございましたとおり、平成十六年度から四カ年にわたる調査研究により明らかになりました現庁舎のさまざまな問題点や課題について、庁舎問題報告会や意識調査を実施し、これらの結果を踏まえ、改築の方向で検討を進めることといたしました。

平成二十年十月に本庁舎等の問題点を整理し、本庁舎等の整備にかかわる基本的事項について調査、審議するため、区長の附属機関として学識経験者や区民等で構成される本庁舎等整備審議会を設置し、全十回にわたる審議をいただき、平成二十一年八月に審議会より答申を受けております。

この答申では、庁舎の場所については、歴史的経緯等から現在の敷地が望ましいが、より交通至便な場所等への移転の可能性について今後検討が必要であること、また本庁舎等の整備に当たっては、厳しい社会経済状況の中で、その経費が区民によって賄われることを考慮し、区民の理解を得ながら進められたいこと、そして、これらを踏まえた上で本庁舎等の一部または全部を取り壊し、改築することが必要であるという答申が述べられております。

現在、庁舎計画担当部におきましては、この答申で指摘されました、ただいま申し上げましたような課題とこれに関連する諸課題について、整理、検討を行っているところでございます。

◆桜井（稔） 委員 では、具体的にもう少し聞きたいのですけれども、今、答申書で言われた場所の問題で、交通の利便性や周辺環境などに配慮した場所の移転の可能

性などと言われておりますが、担当部はその場所の問題について、具体的に今検討しているということなのでしょうか。具体的に何をやられているのでしょうか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 敷地の問題につきましては、ただいま申し上げました答申の中で、現在の敷地が望ましいわけですが、利便性や周辺環境などを配慮して、移転の可能性についても検討が必要であると述べられております。この指摘に基づきまして、私どもでは、現在のこの本庁舎の敷地の現況や関係法令、資料等について整理するとともに、区内のほかの大規模な敷地や、これまで調査をしてきませんでした、ほかの区で事例がございますように、既存の大規模な建物などについても世田谷区内で抽出をし、その面積や用途地域、立地状況などから、本庁舎の移転可能性も含め、整理、検討を進めております。

◆桜井（稔） 委員 では、もう少し詳しく聞きます。日本設計の調査研究報告書の中でも、国もしくは都の所有する二ヘクタール以上の五カ所の敷地ということで、梅ヶ丘病院の所在地や国立衛生研究所、あと等々力宿舎、また用賀住宅、都立玉川高校ということが検討されていて、この検討の結果、地盤の安全性や災害対策本部、また周辺環境との調和、経済性や現実性などさまざまな指標で、すべて現在の庁舎の場所がよろしいということで調査研究報告書では出されているのですが、これ以外に場所の検討がされているということなのですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 平成十九年度の調査研究の中では、ただいま委員のご質問にもありましたとおり、国または都が所有する二ヘクタール以上の大規模敷地と現在の庁舎の敷地の六カ所を対象に立地の評価を行ったということですが、今年度やっております調査の中では、先ほども申し上げましたが、区内における大規模な敷地についてすべて抽出をし、なおかつ既存の建築物も含めて抽出をして比較検討しております。

◆桜井（稔） 委員 区内にあるすべての大規模な敷地というのは、具体的にどうい
うところを調査しているのですか。（「梅ヶ丘」と呼ぶ者あり）いや、それは入って
いる。

◎峯田 庁舎計画担当部長 具体的にということですが、世田谷区内における大規模
な敷地についてすべて抽出をしております。

◆桜井（稔） 委員 例えば、この間この委員会でも議論があった明大グラウンドの
跡地とか、そういうのも調査しているのですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 抽出した対象の中には入っております。

◆桜井（稔） 委員 もう一方で、ことしの五月に、区は三菱総合研究所に委託をし
ているわけですね。敷地に関することでも、他の敷地への移転可能性について検討
してくれということで三菱総合研究所のほうにも出されておりますし、それだけでは
ないのですけれども、窓口行政サービスのあり方についても出されているのですが、
今、担当部が検討しているのとまた違うことを三菱総合研究所が検討しているとい
うことなのですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 ただいま申し上げましたとおり、私ども庁舎計画担当部
のほうで、答申の中で指摘された敷地の問題ですとか諸課題について、整理、検討を
行っております。その中の一部、必要な部分について三菱総研のほうに業務委託をい
たしまして、専門的なノウハウを活用して諸課題を抽出、分析をしていただいている。
それを含めて、私どものほうで総合的に課題の整理、検討をしているということでご
ざいます。

◆桜井（稔） 委員 一部と今言われましたけれども、一部と思えないんです。委託
されているのは、今言われたような、答申から明らかになった課題とそれに関する諸

課題を検討するために、行政サービスのあり方、また敷地の問題について基礎資料を作成するというので、三菱総合研究所に委託しましたと。これは一部ではなくて、今担当部でやっていることを具体的に委託している。

そうすると、ちょっとわからないのですけれども、この委託している内容と、またもう一方で、世田谷区は世田谷区の担当部でこういうことを同時並行で進めている、調査しているということなのですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 一般的に申し上げまして、委託調査をするときに、委託業者に対して丸投げをしてすべてお任せをするということは、区においてはあり得ません。私どもが基本的には課題の整理、検討を行うわけですが、その中の専門的なノウハウが必要な部分であるとか、あるいは非常に作業が多い部分等について専門業者に委託をする。そのことの基礎的な資料を含めて、私どものほうで最終的には課題の整理、検討をするということでございます。

◆桜井（稔） 委員 審議会の答申書で出されている内容は、こういうふうに述べられているんですね。区民のサービス面では、狭隘化が著しくて窓口が分散化しているため、区民にとってわかりにくくなっているということ、ユニバーサルデザインが不十分だということ、災害対策面では、本庁舎の災害本部としての必要な耐震性が確保されていないこと、環境面では、省エネルギー型設備の導入が不十分であるということなどが述べられています。

それで、さっき言ったように、場所については、交通の利便性や周辺環境に配慮した場所への移転の可能性が今後必要だという答申書が出されていて、もうちょっと答申書の審議内容の骨子というか細かい資料のところを見ますと、さらに突っ込んで細かく載っている。その結果として今こういう答申が出されているのに、さらにまた、ここで三菱総研に出された内容を見ますと、窓口行政サービスのあり方の、窓口における問題点や課題の抽出、及び窓口サービスのあり方に関する整理、検討、敷地に関

することということが出されています。

この間、日本設計が報告を出して、さらに審議会で答申が出されて、それを受けてまた基本的課題が必要だということで、もう一回三菱総研に、今度は窓口サービスのあり方での問題点や課題の抽出、分析をやってくださいと出しているというのは、一体どういうことなんでしょうかね。何か同じことがぐるぐる回っているような感じがするのですが、これまでの日本設計でやってきた、また審議会でやってきた答申と、新たに三菱総合研究所に出した委託というのはどこが違うんでしょうか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 窓口サービスの問題について申し上げますと、日本設計がやった調査というのは、これまで多くの庁舎を設計してきた専門家の目で現況を見ていただいて、その課題と問題点を専門家の目から調査、分析をしていただいたものがこれまでの整理でございます。

今年度やっております窓口サービスにつきましては、専門家の目というよりは、むしろ実際に窓口でやっております私ども区の職員目、職場の目で見ていただくということで、本庁舎機能及び世田谷総合支所の各課についてアンケートを行って、その中で具体的に、その窓口があるのかないのか、その業務の内容は何なのか、来客の状況はどうなのか、あるいはもう一つ大きいのは、ほかの部署との連携の現状がどうであって、それが今の庁舎の中でどういう問題があるかということの分析を行い、さらにほかの自治体の事例なども参考にして、より来庁者にとってわかりやすさや利便性の向上のために考慮すべき事項等を、今回検討、整理しているということでございます。

◆桜井（稔） 委員 この答申書の資料のところ、さっき詳しく書かれているということを行いましたけれども、ここでは窓口サービスの面から見た問題点の課題ということで、狭隘化が進み、窓口や待合スペースが不足しており、区民サービスの提供に支障を来しておりますと。また、窓口スペース、相談スペースが十分確保できてい

ないため、窓口におけるプライバシーの確保に問題が起こっておりますと。また、バリアフリーの問題では、第一庁舎の階段途中のトイレ、車いす利用者などがアプローチできない夜間休日受付窓口などという、大分細かく—もちろん日本設計で調べた内容なのでしょうけれども、こういう問題点、課題があるということをおきながら、さらに今言われたように、区の職員のところにアンケートをとって、何か問題があるのかということをごここで調べるために、わざわざ委託をしたんですかね。

◎峯田 庁舎計画担当部長 ただいまも申し上げましたとおり、日本設計がやった調査というのは、あくまでも現況の庁舎の問題点を整理し、課題を抽出しただけであって、それをどう解決するかという解決の方向については出しておりません。ただいま申し上げましたとおり、今回そういった現状の調査を行って、私どもとしては、来庁者のわかりやすさや利便性の向上のために考慮すべき事項、具体的にこれからどうあるべきかについて整理をするために、今年度調査を行っております。

◆桜井（稔） 委員 それはちょっと違うんです。問題点、課題が出て、それをどう解決するか、あるべき姿とか課題の方向。それで、結論として、一部または全部を取り壊して改築することが必要ですというところまで、この答申は結論が出されているんですよ。ですから、問題点があるから、どう解決するか方法がないというのは全く違うんですよ。そういう方向でこれは出ているんですよ。答申も出されたんです。なおかつ、それでいながらも一度、ここで窓口サービスの調査、課題、問題点を明らかにするということをやっているんですね。

もう一つ、では、今の本庁舎整備は現在どこまで来ているかということを知りたいのですけれども、世田谷区は（「時間がなくなっちゃうよ」と呼ぶ者あり）時間がなくなっちゃうね。区報で出しました庁舎改築の手順というのがあるんですが、ここでは、改修、改築の比較検討、改築の方向での検討、改築の候補地の検討、それで基本構想、基本計画となるんですが、今どこまで来ているんですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 これまで再三ご答弁させていただいておりますが、現在、区としては、昨年八月に整備審議会からいただいた答申から明らかな課題とこれに関連する諸課題について、整理、検討している段階でございます。

◆桜井（稔） 委員 ということは、改修、改築の比較検討、また改築の検討という、ここまでやられているということで、その先はまだできていないという認識でよろしいんですかね。

◎峯田 庁舎計画担当部長 そのとおりでございます。

◆桜井（稔） 委員 （「時間なくなっちゃうぞ、はっきり言いたいこと言ったほうがいい」と呼ぶ者あり）はい、済みません。もう時間があれなので、私、すぐ終わります。平成十六年、二〇〇四年のときに日本設計に出した一番最初の仕様書、ここを見ますと、世田谷区の新庁舎整備構想の策定検討を進めるに当たって、庁舎のあり方、将来見通しなどに関する総合的な検討、総合支所も含めた庁舎の問題点把握、課題の整理、事業手法の調査研究を行って、検討素材をまとめる。これが二〇〇六年にやられてきたんですよね。

今回三菱総合研究所に出された仕様書の目的は、さっき何度も言われているように、審議会が出された答申から明らかな課題とこれらに関連する諸課題を検討して、行政サービス、敷地、諸課題についての基礎資料を作成するという事なんです。

私が思ったのは、平成十六年の二〇〇四年のときの仕様書は、ある程度方向をつけて、そういう問題点、課題、事業手法、調査研究も含めた検討素材をまとめるとなっているんですよ。この方向というのは、新庁舎整備の構想策定と書いてあるんですよ。だから、ここで言うと、基本構想に向かうに当たっての二〇〇四年のときはそういう方向で出されておりました。それでやってきました。今回出されたのは、答申で出された課題とこれに関連する諸課題を検討して基礎資料をつくる。だから、見ていると、

これは戻っちゃったんですね。

ですから、これは一体どうなっているのか。二〇〇四年のときはそういう方向で行きながら、ここに来て、十年たって基礎資料をもう一度戻すと。なおかつ、それも行政サービス、窓口サービスについての部分だけで、ほかの防災の観点、災害対策、環境、情報化とかはなしで、窓口サービスのほうだけで戻すというようなことになっていきますので、これはちょっと逆行しているのではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎峯田 庁舎計画担当部長 平成十六年から四カ年にわたって日本設計に委託をして行っていたものはすべて、現況の把握、問題点を探って、そこから課題を抽出し、改築の必要があるだろうということで改築の方向で検討をしているということでございます。しかしながら、そこでは、改築ということはある程度あり得たとしても、改築の方向としてどういうものがあり得るのかということについての検討は一切やっておりません。

したがって、最終的に改築をするかどうかということについては、その方向を明らかにしなければ決定はできませんので、私どもとしては、まず窓口サービスの部分からどういうあり方があり得るのかということについて検討しているということで、決して後戻りをしているということではございません。

◆桜井（稔） 委員 では、今後の庁舎整備の予算計画というのはどうなっていますか。それを一言で述べてください。

◎金澤 政策経営部長 今、峯田がお話ししたとおりでございます。昨年八月に答申が出ております。それに基づいて今調査をしているという状況で、現時点では、財政負担の規模あるいは実施時期等が明確になってございませんので、具体的な財政計画を立てる状況にはなってございません。

◆桜井（稔） 委員 私は、そういう今の財政状況を考えれば、建てかえなどはできなくて、今ある庁舎を改修して長く使うように検討すべきだということを述べまして、私の質問は終わります。（発言する者多し）

○小畑 委員長 静粛に願います。

◆里吉 委員 続きまして、私からは、国民健康保険料の賦課方式の移行について質問をしてみたいです。

来年四月からの旧ただし書き方式への移行の議論が区長会で進んでいると伺っておりますが、我が党は、現行の賦課方式を継続するべきで、今あえて賦課方式を変更する必要はないという立場でございます。

まず伺いしますが、現行の国民健康保険料の賦課方式と、これから変えられようとしている旧ただし書き方式の違いについてお答えください。

◎藤野 保健福祉部長 特別区におけます現行の賦課方式でございますが、制度発足の当時から、住民税をもとに保険料所得割額を算定する方式である住民税方式を採用してきているところでございます。

一方、旧ただし書き方式は、所得から基礎控除額を差し引いた所得額をもとに保険料所得割を算定する方式でございます。税制改正の影響を受けにくく、また、所得に応じて幅広い世帯が負担する相互扶助の理念にかなう公平な方式であり、全国九八%の市町村で採用されている方式でございます。現在、東京都内の区市町村で採用していないのは、特別区のみとなっている状況でございます。

◆里吉 委員 今なぜ移行する必要があるのかということについて、今ご答弁の中でも、税制改正の影響を受けにくいとか、所得に応じて幅広い世帯が負担する方式である、また、全国でも多くが採用しているという話がされましたけれども、旧ただし書き方式には幾つか問題があると考えます。

一つは、現在の住民税方式に比べて世帯の家族の状態に対する配慮に欠ける制度だということです。今の制度ですと、控除がいろいろ引かれるのですけれども、これがなくなるといことで、実態に合った保険料ではなくなるということです。それから、幅広い世帯が負担するということなのですから、具体的に計算してみますと、低所得者や家族の多い世帯の方の負担が重くなる、こういう結果が出ています。

世田谷区からいただいた資料を見ますと、二十一年度の賦課方式からただし書き方式に移行すると、二万六千世帯の保険料が値上がりすると伺っております。改めて伺いますけれども、保険料が増額になる、ふえることが見込まれる世帯の内訳についてご説明ください。

◎藤野 保健福祉部長 今お話しのとおりでございますが、旧ただし書き方式に移行することをもって、被保険者から徴収する保険料の総額が影響を受けるものではございませんが、保険料のふえる世帯と減る世帯が発生するということでございます。

具体的には、旧ただし書き方式によりますと、所得から基礎控除三十三万円を差し引いた額をもとに算定することから、住民税を算定するときの扶養控除等の各種所得控除がございません。そのため、お話にもありましたが、多人数世帯、寡婦等の特別非課税世帯では保険料が増額となる傾向がございます。また、住民税非課税世帯の一部におきましても、新たに所得割が発生し、増額となります。

これは昨年度の段階で実施した試算でございますが、世田谷区では、国保加入十五万世帯中六万一千世帯、大体四一％につきましては増減がない、六万三千世帯、四二％程度につきましては減額、二万六千世帯、一七％程度につきましては増額となる見込みでございます。

◆里吉 委員 今、るる説明をいただきましたけれども、説明の中にもありましたように住民税非課税の世帯、つまり現行では均等割だけの世帯で新たに所得割が発生するというので、例えば、四人家族で負担増最大二万六千円とか、世帯の人数が多い

場合、例えば六人世帯では、最大十一万円もの値上がりになる。二万六千世帯と言いますけれども、そういう値上がりをする方がいるということなんですね。

先ほど、扶養控除等の各所得控除がないということがありましたけれども、そういう各種の所得控除を配慮する現行の賦課方式のほうが、世帯の人数や状態など区民の生活実態に即したものになっていることは明らかだと思えますね。ですから、ただし書き方式への移行については、区としては反対するべきだと思います。これを私たち区議会議員や区民が全く知らないもとの、区長会でどんどん進めていってしまうということが大きな問題だと思います。

あわせて、来年四月の移行に向けて新たな負担増となる世帯に対しては、何らかの対策も考えられているということですが、これについても、激変緩和がされたとしても、この期間が過ぎれば結局新たな負担増になるわけで、区として新たな負担増にならないような対策を考える必要があると思います。

これは、福祉保健のときに我が会派の村田委員のほうからも指摘をさせていただきましたけれども、区民にとってこのような重要なことが区民に知らされないまま、その内容がほとんどわからないまま、区長会で決められようとしております。こうした内容を区民に幅広く知らせて、意見も聞いて、その上でこれがいいのかどうかという議論をするべきだと思いますが、いかがでしょうか、区の見解を伺います。

◎藤野 保健福祉部長 賦課方式変更の検討状況、あるいはその概要につきましては、昨年度来、検討の進捗状況などに応じまして議会にご報告いたしますとともに、昨年、二十一年十一月及び本年二月に開催されました国民健康保険運営協議会におきましてもご報告してきたところでございます。

この運営協議会でございますが、国民健康保険の運営に関し、区長への意見の具申等を行うために設けられている協議会でございます。被保険者、区民の代表の方、民生・児童委員など公益を代表する方など、区民の方にもご参加いただいて構成され

ている協議会でございます。

今後でございますが、賦課方式移行に係ります経過措置の詳細、平成二十三年度の保険料率等の具体的な案がまとまりましたところで、これまでと同様、区議会、運営協議会にご報告し、そこでいただいたご意見なども踏まえまして、来年一月の区長会総会で協議し、最終案として確定していく予定でございます。

◆里吉 委員 今、議会に説明した、運営協議会で説明したということが話されましたけれども、実際に国民健康保険に入っている方には、低所得と言われる方々が多く含まれております。そういった方々が、自分の払っている保険料がどうなるのかということが全くわからないまま、どうしてそういうことがされるのかわからないままこういうことが議論されるということは、本当に区民にとって耐えがたいといいますか、許せないことだと思うんですね。

日本共産党は、二十三区区議会議員団として、東京都議会や特別区長会会長にもこれをやめるように申し入れをしてまいりました。区としても、本当に区民の生活、健康を守るという立場に立てば、これについては中止を求めるべきだと思いますし、もっとさまざまな方法で区民の意見を集約して、それを反映した意見を区長会で主張すべきことを申し上げて、次の質問に移ります。

次は、就学援助について少しお伺いしたいのですけれども、この問題も、今、子どもの貧困が大きな社会問題と言われる中で大変重要な問題になっています。義務教育は無償と言われておりますけれども、実際には授業料と教科書代以外はすべてお金がかかるということで、所得の少ない世帯では、子どもを育てるときにこうした教育費は大変大きな負担になっています。

我が党は、これまで繰り返し就学援助の拡充を求めてまいりました。条例提案なども他会派の皆さんとも協力して行うなど、さまざま行ってまいりましたが、世田谷区は就学援助の拡充に取り組む姿勢がなかなか感じられないということで、今回は、改

めて区の就学援助に関する考え方について伺いたいと思います。

例えば、就学援助には学用品などのお金も含まれますが、その支給額は、各学校で学用品でかかったお金を調査して、平均を出して、その額を支給していると伺っています。そのため、実際には就学援助では足りないという方も多く生まれると。

我が党の中里委員が、平成二十年の予算特別委員会でこの問題を取り上げて、就学援助の金額を引き上げるか、もしくは実費支給、かかったお金をすべて支給するというやり方に改めるべきだと求めました。当時の若林教育次長は、学用品にかかる金額の平均が横ばいの状況という中で、今後もこうした情勢を見守りつつ、国や都の政策の動向を注視していく、こういう答弁でした。

そこで伺いたいのですけれども、区が例えば就学援助の金額を引き上げるとしたら、学用品などの物価が上がったときは引き上げるという考え方なのでしょうか、お伺いします。

◎佐藤 教育次長 区教育委員会では、経済的理由により就学が困難と認められる保護者に対しまして、今お話しありました給食費あるいは学用品費等を、就学援助制度に基づいて就学への支援を行っております。援助の費目につきましては、財政的な措置の関連から、都区財調制度における費目、単価、あるいは他の扶助事業、他区との均衡等を考慮しながら設定しているところでございます。

◆里吉 委員 そうすると、物価が上がれば上がるということではないんですか。どういふ場合に変更があるのでしょうか、お伺いします。

◎佐藤 教育次長 この単価設定につきましては、今お話ししましたように、都区財調制度の影響が非常に大きいです。都区財調制度というのは、基準財政需要、収入につきまして、物価変動を大きな要素としております。この間数年、日本経済はデフレ不況ということで、物価は逆に下がっているような状況でありますので、そういう経

済状況、とりわけ物価に大きな変動がない限りは、単価上昇というのではないのではないかと考えております。

◆里吉 委員 そうすると、世田谷区では特に決めない、東京都との話し合いなどではないと決められないということなのではないでしょうか。主体性はないのでしょうか。

◎佐藤 教育次長 生活保護世帯に準ずる世帯の認定基準は、現在、世田谷区を含む大半の区、十六区でございますけれども、これが生活保護基準一・二倍という設定しております。また、世田谷区の場合には、受給者数、認定率ともに横ばいという状況でございます。

ご案内のとおり、大変厳しい財政状況の中でございますけれども、この認定基準につきましては、世田谷区としましては、都区財調制度との整合、大半の区との水準均衡、あるいは、今、国の新たな動向としまして、文部科学省の専門家会議により統一基準がまとめられる等、総合的に勘案して決めていくということでございます。

◆里吉 委員 そのようなことは聞いてないんですね。物価が上がれば上がるということなのですかと聞いただけで、一・二とか一・三の話は、私はまだしていません。そうではなくて、どういうときに世田谷区は、例えば就学援助の金額を上げるとか下げるとか、そういう判断をするのか。例えば、横がみんな就学援助の金額を上げたら世田谷区も上げますよという考え方なのか、それとも、世田谷区が独自に判断をして上げることもあり得るのか、そういうことを伺ったのです。

続いて聞きますけれども、では、例えば要保護の基準を一今、要保護の話がありましたので聞きますけれども、一・三から一・二に引き下げたときには、区でどのような検討がされて引き下げられたのか、それはお答えいただけますでしょうか。

◎佐藤 教育次長 経過から申しますと、たしか十七年度に、経過措置も含めて一・三から一・二になったと思います。そのときの根拠は、当時の行財政推進計画、アク

シヨンプランに基づきまして、その当時の状況等を総合的に勘案してそういう判断に至ったと認識しております。

◆里吉 委員 上げるときにはいろいろと言いわけするのですけれども、下げるときの理由は、今、すぐ出てきましたね。アクションプランで切ったと。世田谷区がつくったアクションプランですよね。世田谷区がつくったアクションプランで切ることはするけれども、上げるときには区独自の判断がないのではないかと、今お話を聞いていると思うわけです。

そういう意味では、上げるときの基準、もしくは、どういうときだったら例えば要保護の基準を上げることがあるのか。アクションプランで切ったということ言えば、区の認識では、お金も大変、区の経済状況も悪いということですから、さらに引き下げることだって検討に上がってくることもあり得るわけですよ。区の就学援助の考え方について伺っているのですけれども、どういったときに上げることがあるのかということについて、もう一度お伺いします。

◎佐藤 教育次長 既にお答えしたと思っておりますけれども、世田谷区としましては、物価動向を踏まえた都区財調制度の単価設定の考え方、あるいは他区との水準均衡等を含めまして総合的に判断されるべきものと考えております。

◆里吉 委員 結局、他区との横並びを見て決めるようなご答弁だったのですけれども、子どもの貧困が大きな社会問題になっている中で、世田谷区の子どもたちにどのような教育環境がふさわしいのか、こういうことを区として検討して、就学援助はどうあるべきかという区としての判断が当然あるべきだということを申し上げておきます。そういう点では、今の世田谷区の就学援助は大変不十分であり、早急に改善する必要があるということを強く申し上げまして、最後、世田谷九年教育について、もう一点だけ質問させていただきます。

文教分野のときに質問しました学習習得確認調査について質問いたしますが、これは学習状況を確認する仕組みとして、五年生と六年生、中学校一年生、二年生、三年生が対象ということ伺いました。

お伺いしますが、同一内容のテストをそれぞれの学年のすべての児童生徒に受けさせる、こういうテストであるということ間違いないでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 区の中で同じ調査をする予定でございます。

◆里吉 委員 そうすると、このやり方は全国一斉学力テストの世田谷版というものになると思うのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

◎萩原 教育政策部長 この学習習得確認調査は、委員ご指摘のとおり、児童生徒、小学校五年から中学校三年が、基礎的、基本的な知識、技能などを確実に身につけているかどうかを確認するものでございます。全国学力・学習状況調査は、抽出や希望校制度など方法や対象が一定していないということに対しまして、世田谷区の調査は、義務教育後半の学習の習得状況を毎年確認することが全国調査と異なる点であると考えております。

◆里吉 委員 これを始めたとき、平成十七年十月十九日の衆議院の文部科学委員会で、我が党の質問に対して当時の中山大臣は、全国共通テストについて同じような目的でやると言っています。生徒児童の学習到達度、理解度を全国的に把握、検証する、その結果を活用して教育指導や学習の改善、充実に役立たせることを目的にしていると言っているんですね。全く同じだと思います。

順位づけができてしまうわけですから、これはもう一度考え直すべきだということをお申し上げまして、日本共産党の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で日本共産党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、生活者ネットワーク、どうぞ。

◆吉田 委員 生活者ネットワークの補充質疑を始めます。

初めに、環境政策について伺います。

各会計主要施策の成果一〇六ページに、「環境都市」世田谷の実現、エコ区役所の実現があります。区は、率先して環境負荷低減に向けた取り組みを推進し、エコ区役所を実現することで区全体の環境向上を目指す、目的、ねらいを掲げています。

施策の実績で目を引くのが、目標達成度四五%と低調なエコ舗装です。隣の一〇七ページを見ると、エコ舗装は道路事業における用地取得のおくれなどにより、予定していた工事が進まず、目標に及ばなかったとあります。新設する道路にエコ舗装を導入することばかりを考えているととらえます。今後は、新設するときだけではなく、今ある道路や歩道の路面改良工事の際にも、遮熱型舗装や保水性舗装への転換を図り、地球温暖化対策を確実に進めていくべきです。都市整備所管で他会派から詳しく質疑がありましたので、要望にとどめておきます。

毎年度目標を掲げ、達成度も報告するのですから、今後は、目標設定の段階から無理、無駄がないように見きわめ、執行率、達成度の管理をしながらしっかりと進めていただきたいと思います。

先日の文教所管での質問に続けて、改正省エネ法を受けて、区としてどう取り組むかについて聞きます。

二十一年度のエネルギー使用状況届出書で、教育委員会からは、年間エネルギー使用量が原油換算で九千五十九キロリットルとなり、十月一日に特定事業者指定されたとのことでした。区役所の学校と幼稚園を除く部分での年間エネルギー使用量は、原油換算で一万五千五百八十八キロリットルと聞きましたので、区も特定事業者指定

定され、エネルギー管理者やエネルギー管理企画推進者の選任と年平均一％以上のエネルギー消費原単位の低減を目標とした中長期計画書と毎年の定期報告書の提出が求められます。当面、五年間で五％をどのように削減するのか、あわせて、来年度の取り組みに向けどのような手法を考えているのかお聞きします。

◎田中 環境総合対策室長 お話しのように、今回、事業所全体として原油換算で千五百キロリットル以上となり、世田谷区が特定事業者となるわけですが、この基準となる数値は、平成二十一年度の一年間の使用エネルギーの原油換算となります。

お話しのように、今後、毎年、中長期計画書及び前年のエネルギー使用にかかわる定期報告書の提出を行うことになってございます。中長期計画におきましては、主に設備投資を伴う毎年一％以上の省エネ計画を記入しなければならないわけで、計画期間は三年から五年とされております。これによりまして、お話しのように五年間で五％の削減となってございます。

区といたしましては、厳しい財政状況のもとで、第一段階として、当面できることを省エネチューニング、微調整として行うことといたしまして、技術革新やその他大規模改修の機会をとらえまして抜本的に設備改善を図っていく、このように考えてございます。

今お話しのありました当面、来年度ですが、照明器具のうち改造が不要な電球だけをLEDにかえていくことなどを想定いたしまして、さらに省エネ型ワークスタイルの実現、このような面に取り組んでいきたいと思っております。

◆吉田 委員 済みません、省エネチューニング、微調整というのと省エネ型ワークスタイルというのが新しい言葉で、ちょっとぴんとこないのです、わかる範囲で少しご説明をお願いします。

◎田中 環境総合対策室長 今、省エネチューニングとちょっと外国語を出して申しわけなかったのですが、省エネで今できることをできる範囲内でやっていこう、それを一応省エネチューニングとしてお話し申し上げました。

さらに省エネ型ワークスタイルというのは、ハード面だけではなくて、私たちの働き方すべてを省エネ型に変えていく。時間外の問題もあります。それから、日々の事務執行の中でどれだけ節約できるか、どれだけワークスタイルを変えていけば省エネ型になっていくか、それを職員全体で考えていきましょう、そのようなムーブメントを考えてございます。

◆吉田 委員 各家庭で省エネ、エコライフを推進している中で、職員の方々も、世田谷区内の職場で一人お一人が改革意識を持って進めていくことだと考えました。

環境配慮の考え方から、公共施設での石けん利用について聞きます。

以前になりますが、区では物品購入を指定品目一覧の中から注文、発注していた時代に、生活者ネットワークでは、児童館や区民センター、区民集会施設などの流し場で、洗剤としては何を置いているのか調査したことがあります。合成洗剤が主流でしたので、会派からも石けんを併記するよう求め、できるだけ石けんを購入、使用するよう改善を勧めました。

また、毎年、全国的な運動組織である協同組合石けん運動連絡会が、七月のシャボン玉月間に合わせ、全国自治体の首長から応援メッセージを寄稿していただいています。世田谷区からも、熊本区長名で熱いメッセージを毎年いただいています。そこにも、具体的行動として洗剤にはなるべく石けんを使用し、必要以上の量を使わないことを呼びかけるとありました。

それなのに、現在、乳幼児連れの親子が集う子育て広場が展開されている児童館に石けんの姿がなく、合成洗剤が置いてあります。成長途中の体の小さい子どもたちへの健康被害、ホルモン攪乱物質による人体影響の観点から、合成洗剤ではなく天然由

来の石けんに切りかえるべきです。現場への指示出しや職員、関係者への意識改革も必要と考えますが、公共施設での石けんの利用促進に対し、区はどのように考え、今後どのように対応していくつもりなのかお伺いします。

◎田中 環境総合対策室長 区では、昭和五十五年、区施設における有燐合成洗剤の使用禁止及び合成洗剤のできる限りの使用自粛と石けん使用の奨励を行いました。当時の背景といたしましては、合成洗剤の流入により、東京湾における赤潮の発生など憂慮すべき状況がありまして、その対策として実施されたものでございます。この考え方は、現在も継続されております。

この間、区内の下水道整備が完了するなど状況変化はございますが、現在も環境行動指針において石けんの利用を促してございます。また、学校では、学校給食ハンドブックに基づきまして、食器などの洗浄には石けんを使用しております。

一方、環境省の見解によりますと、今日の洗剤におきましては、有害性が低い製品の開発が進んでいるとも聞いておりますが、区としてはこうした動向も総合的に踏まえつつ、今後とも、関係所管に協力を求めるなど適切に対応していきたいと思っております。

◆吉田 委員 学校給食のほうで私も質問をさせていただきました。ここでは、業界が洗浄機に合わせて針状石けんというふうに工夫を重ねていっています。使われる量が変わっていけば、社会全体が変わってくるということです。ぜひ区役所が率先して石けん利用を進めていただきたいと思います。

次に、仮称二子玉川公園の整備について聞きます。

仮称二子玉川公園の整備検討は住民参加で進めていて、六月の基本計画策定後も、住民とのワークショップなどにより、住民参加の形で詳細な計画へと進めている段階です。平成二十一年度決算では、約一千万円をかけ、基本計画案づくりに向け検討会を五回、オープンハウスも二回、アンケートを二回とり、その間にニュース発行を五回行ってきました。

しかし、この十月十三日に区のホームページトップに、仮称二子玉川公園内の日本庭園整備計画案の作成という項目が出ていて、ページを進めると、プロポーザル実施に関する案内が出てきます。六月策定の基本計画には、くつろぎの庭、高低差を生かした庭園整備としか示されていないのに、なぜ日本庭園なのか、なぜワークショップの連続開催中に先んじてのプロポーザル募集なのか、理解ができません。区の考えを伺います。

◎春日 生活拠点整備担当部長 仮称二子玉川公園に計画しております庭園につきましては、地域住民による検討会から、大人がゆっくりとくつろげる庭園の提案があったほか、検討会の中で、またアンケートやワークショップにおいても、日本庭園のご要望がございました。

区といたしましては、これらの要望に加えまして、多摩川や国分寺崖線といった地域の風景や、富士山や大山への眺望など、すぐれた地域の自然環境や文化的特性を生かしていくことなどを考慮し、日本庭園とすることといたしました。

具体的な計画、設計でございますが、庭園は専門性が高いことから、すぐれた設計者を選ぶため、プロポーザルを実施するものでございます。

庭園も含めまして、公園全体の計画の進捗に合わせまして、今後もアンケートやオープンハウスなどさまざまな手法により、地域の皆様方のご意見やご要望を伺いながら、住民参加のもとに検討を進めてまいります。

◆吉田 委員 他会派からの総括質疑の中で、庭園は北沢川緑道と同程度のつくりになると考えていると部長答弁がありました。日本庭園とインターネットで検索すると、一番に出てくるのは枯山水、その次には池泉回遊式で、これらは寺社仏閣や旧家の邸宅にある石庭やコケむした庭のイメージでした。

そうでなくても、一般的な考えでも日本庭園に使う部材単価は高く、整備費用が高くなるはずで、公園全体の整備費用が十七億五千万円という枠ですので、どうやり

くりしてもいいものができ上がってくるとは思えません。区は、どのように日本庭園の整備費について見込んでいるのでしょうか、見解を聞きます。

◎春日 生活拠点整備担当部長 総括質疑の中でも答弁させていただきましたが、庭園の整備は、基本計画に示す工事費の範囲内で整備する考えでございます。整備のレベルにつきましては、代沢周辺の北沢川緑道と同レベルのつくりで想定してございます。北沢川緑道の場合には、一平方メートル当たり五万円前後の整備費用でございました。

庭園の検討に際しましては、専門家のご意見を伺いながら、整備費用だけでなく管理運営費用の低減も図りながら、ゆっくりとくつろげる庭園づくりを進めてまいりたいと存じます。

◆吉田 委員 自然なビオトープといった雰囲気のある北沢川緑道と同レベルの整備費で日本庭園ができ上がるとは、到底思えません。区民は、税金を投入して鑑賞にたえられないような一見して安価な日本庭園をつくることも、逆に財政が厳しい今、高額な日本庭園をつくることも望んではいません。この件は、税金の使い方として適切なのかという視点で注視していきたいと思っています。力を注いでいくべきことは、公園の周辺に住む地域住民に喜んで受け入れてもらえるよう、ワークショップなどで出てきた意見や要望を十二分に取り入れていくことです。誠実に対応してください。

次に、京王線沿線まちづくりについて質問します。

平成二十一年度に始まった事業ですが、これまでも何度か質問に取り上げ、小田急線での経験をもとに早目に取り組み、関係各所からの情報収集に努め、区民への情報提供を適切に行い、町の皆さんの合意形成を図っていくべきと申し上げてきました。

今年度も各駅ごとに街づくり協議会や準備会が動き出し、一駅ごとの駅前広場や関連する道路の計画線が確認されているところだと思いますが、沿線全体を見渡しての一体的なまちづくりも進めるべきです。市民発の会が動いているところでは、不安解

消のため、地下化を進めるためと、隣接する駅が連携して情報交換を始めているそうです。

区側もおくれをとることなく、北沢総合支所、烏山総合支所と交通政策担当部がしっかりと連携をすべきです。この点について、区はどのように対応し進めていくつもりなのか、見解を聞きます。

◎工藤 交通政策担当部長 京王線沿線では、区内七駅で各駅周辺に区民主体の地区街づくり協議会が発足し、区民の皆様方が京王線連続立体交差を契機としたまちづくりに取り組んでおります。

区では、京王線沿線街づくり基本方針を定め、交通政策担当部と北沢・烏山総合支所街づくり課、隣接する杉並区が協力して、沿線の一体的なまちづくりを進めるため、スケジュールや各協議会での検討内容等についての情報交換を行い、一体となって駅周辺街づくり協議会や駅周辺まちづくりを支援することに取り組んできております。

京王線沿線の街づくり協議会等につきましては、京王線沿線街づくり協議会準備会等により連絡会を開催し、各駅周辺のまちづくりの状況や課題の検討、情報交換を行い、沿線で連携してまちづくりに取り組むことができるように進めてきております。沿線全体を見据えた整合のとれたまちづくりを進めるとともに、各駅に、地域の特色に合わせたきめ細かいまちづくりに取り組んでまいります。

◆吉田 委員 午前中の質疑でもありましたが、ここで一つ問題が出てきました。都市計画である連続立体交差事業は、国が補助事業として採択しなければ、都市計画決定や環境影響評価などの手続に入ることができません。この新規着工準備採択は、いわば国のゴーサインです。

しかし、国交省は新たに社会資本整備総合交付金を創出し、これまで個別施設の整備を対象としていた補助金を、一括して交付金として配分しました。東京都は、この交付金を活用し、京王線連続立体交差事業の環境影響評価の手続を進めていることか

ら、果たして新規着工準備採択がなされたのかどうか都議会でも議論となり、このことが地域住民にも混乱を来していることから、会派の桜井純子委員が都市整備所管で質問いたしました。

これまで、都市計画の手続は絶対のものであったはずですが、それが変更されたのかどうかという重要な点についても明確に答弁されず、把握していないということは、地元自治体として区民に責任が果たせないということをもまず申し上げます。

国交省は、一括交付金とすることで地方の自由度、使い勝手が画期的に向上するとプレス発表していますが、東京都が決定する都市計画については、ますます区民にとってわかりにくく、重要なことがどう決定されていくのかあいまいなまま着々と進められてしまうという事態に陥っているということなのです。

まちづくりに区民参画を拡充させることは、街づくり条例改正の目的にも掲げられ、区としても課題と受けとめているところです。京王線連続立体交差事業のこの事態をどう改善するつもりなのか伺います。

◎工藤 交通政策担当部長 着工準備採択とは、平成十年以降にできた制度で、着工準備箇所には国の補助金が交付されていることを意味するものでございます。お話しのお話の社会資本整備総合交付金は国の補助制度のこととございまして、都市計画の法的な手続ではございません。

都市計画の決定や変更の際の区民参加につきましては、これまでパンフレットや通信を用いた情報提供、疑問に対する問い合わせへの丁寧な対応、素案の説明会や法に基づく案の説明会での説明、質疑応答、意見書の提出の機会の確保など、さまざまな機会をとらえて、区民の皆様方に都市計画の手続について参画していく仕組みをとってございます。

今後とも、区民への情報提供等に努め、連続立体交差の事業主体である東京都との

連携を密にし、京王線連続立体交差事業と関連する都市計画、沿線まちづくりを推進してまいります。

◆吉田 委員 平成二十一年三月の予算特別委員会では、法で定められた都市計画の決定手続に区独自の手続を加えることで、都市計画に対しても住民参画を拡充することを求めています。実態を踏まえて、法に基づく内容で十分かどうか検討したいとの答弁でしたが、どのように区では検討されたのでしょうか、この点について伺います。

◎板垣 都市整備部長 区におきましては、これまでも地区計画など都市計画の案を作成する際には、計画づくりの段階から、いわゆる地区住民の皆様からご意見をいただきながら、都市計画の素案や案として取りまとめるなど、丁寧な対応で手続を進めてきております。

東京都が決定する都市計画につきましても、先ほど工藤部長も答弁しましたように、東京都と区が連携する形で、同様に手続を進めてきていると考えております。

この間、今回の既に公布されました改正街づくり条例におきましては、区民が主体のまちづくりをさらに推進するため、区民街づくり協定制、あるいは地区計画素案の申し出制度などを規定し、まちづくりへの住民参画の機会の拡充を図ってまいりました。また、建築構想段階におきます事前調整制度の規定により、良好な建築誘導を図ることとしております。

委員お話しの際につきましては、さらに都市計画法に定められました手続に条例として加重するかどうか、引き続き今後の検討課題と考えてございます。

◆吉田 委員 街づくり条例改正については、今後、私たちもしっかりと見ていきたいと思っておりますので、その点をお願いいたします。

ただ、京王線のこの連続立体交差事業、とつても区民にわかりにくいんです。都市整備常任委員会でも、一度招集紙に書かれた文言が消されるという事態がありました。

このときには、都の計画と区の沿道の計画であったので、同時に発表するほうがいいという判断だったということで、前日に報告案件から外されるということもありました。東京都と世田谷区の情報交換と言うのでしょうか、情報を収集すると言うのでしょうか、この点がしっかりと進められていると私たちには見えないんです。区議会でさえこうなのですから、そこに住んでいらっしゃる住民の方たちにとっては、本当に混乱のきわみなのです。

こういった町の状況をぜひ考えていただき、東京都とともに手を携え一町の中ででき上がってくるのは世田谷区なのです。ぜひ世田谷区が主体性を持って進めていただきたいと思いますが、部長、この点についてはどうお考えでしょう。

◎工藤 交通政策担当部長 案件のことにつきましては、たしか私のほうでは、手法論まで含めてもう少し検討が必要だということで取り下げたとご説明したところでございまして、東京都との調整でとは私どもは説明していないと思います。

もちろん吉田委員がおっしゃるように、今後、区民に対して十分な情報提供と意見交換、こういったものを含めて、区のほうでは案を示しながら進めてまいりたいと思っております。

◆吉田 委員 ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。現場は世田谷区にあります。ぜひ主体性を持って進めてください。

次に、教科書採択について聞きます。

今年度は新指導要領への移行に伴う小学校用教科書の採択が行われ、来年度は中学校用教科書の採択が行われます。今年度は、都教育委員会主催の特別展示、法定展示に加え、区教育委員会主催の展示会も開催し、若干の時間延長に加え、二カ所の図書館を会場とすることで日曜日の閲覧も可能とした工夫は評価いたします。しかし、区内全域で三カ所の展示会では、この広い世田谷では余りにも少なく、世田谷区全域からの交通アクセスの観点からも、まだまだ不十分です。

展示用教科書のセット数に限りがあるとの話を聞きましたが、受け身で待つのではなく、区側から都に申し入れて、展示用教科書のセット数をふやしてもらうことはできないのでしょうか。展示期間や時間のさらなる延長とあわせ、もっとより多くの関係者が目にできるように展示会を充実させることはできないのでしょうか、区の見解を聞きます。

◎萩原 教育政策部長 教科書の採択は、法令等に従って適正かつ公正に行われるべきものとして、文部科学省により、区市町村の採択用教科書見本の送付部数は定められております。

区教育委員会としましては、こうした全国的な制度や趣旨に沿って適切に採択事務を進めております。なお、こういった展示会の重要性も認識しておりますので、時間の延長等につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

◆吉田 委員 検討するということですが、来年には中学校用がありますので、ぜひ検討した上で実現を目指していただきたいと思います。

では、実際にそこに教員が見に行けたのかという疑問があります。実は知り合いの先生から、九月初めに、もう来年度の小学校用の教科書が決定したと聞いて驚いている、という声を聞いていたんです。通常だと教科書採択は四年に一度の間隔で、小学校と中学校が異なる年度で実施されるにしても、毎年のことではありません。夏前ごろにあるなというのはわかっている、この委員会でも何度となく話に出てきたように、日常業務に追われている先生方が記憶できるわけではありません。教育現場へは、この教科書展示会の開催はどのように周知されていたのか聞きます。

◎萩原 教育政策部長 今年度は、法定展示、特別展示を教育センターで開催するとともに、区独自の展示会を、バリアフリーや交通の便を考慮しまして砧と尾山台の二カ所の図書館で開催をいたしました。

教科書展示会の周知につきましては、区立学校長あてに展示会の開催について通知するとともに、区の広報においても掲載するなど、広く区民の方々にもお知らせをしているところでございます。

区教育委員会としましては、引き続き周知の徹底を図ってまいりたいと存じます。

◆吉田 委員 区報に出ていることは存じ上げておりますが、学校の現場にいらっしゃる校長先生あてに出された通知が、各教員に届いていないという実態が幾つか見えてきております。この文章を読ませていただきますと、関係各機関、関係者へあてて通知をお願いしますというさらっとした一文のものでした。この関係者にどうして現場の教員が入っていないのかと、とても不思議な思いをさせられました。教育現場で実際に教科書を使っている教員の意見をどのように反映されていくのかが問題なのです。

教科書調査研究委員会の構成メンバーの中に現場の教員が入っていますが、その選考方法が不透明です。区立学校の先生で構成しているのは、現場の声を反映しようとの考えからと思いますが、校長や副校長とともに実績のある先生との説明でした。だれが何をもって実績のあると判断するのか、この点が不確かなのです。この点についても説明可能にし、透明性を担保すべきです。できれば現場の教員に公募する場面をつくることも考えてほしいと思いますが、区の見解を伺います。

◎萩原 教育政策部長 先ほども申し上げましたが、教科書採択は法令等に従って実施しておりまして、区教育委員会では、採択要綱を定めまして、実際にさまざまな作業を経て、教育委員会において採択しております。

今年度の採択の流れでございますけれども、まず教科ごとに区立小学校長及び、九年教育の観点から中学校の代表校長にも加わっていただいております。その他、教員等で構成する教科書調査研究委員会におきまして、教科書の内容を調査、分析し、その結果を教科書検討委員会に報告いたします。

次に、小中学校の校長、副校長、教務主任の代表教員や保護者の代表等で構成する、今申しあげました教科書検討委員会で、世田谷区の教育にふさわしい教科書という視点でさらに分析を加え、報告書を教育委員会に提出いたします。その上で、採択権者である教育委員会で、その報告書を踏まえるなどして採択を行っているところでございます。

教科書調査研究委員会の教員につきましては、当該教科書について指導力にすぐれていること、また、特定の教科書の執筆等にかかわっていないことなどを当該校長に確認しまして、区教育委員会が委嘱しております。

教科書の採択は、適正かつ公正に行われることが求められることから、区教育委員会といたしましては、現在、その趣旨を踏まえて適切に教科書の採択を実施していると考えております。

◆吉田 委員 法令に従って適切にということでしたが、現場から、どうしてこんなに一斉に変わってしまったのかと。今回、十冊近くのうちの六冊でしたか、約半数が入れかわることになりました。現場の教師からは、事前に勉強しなくてはならなくなること、それから、私個人としましても、子どもたちが国語で「スイミー」だとか「スーホの白い馬」「ちいちゃんのかげおくり」など、心に響く教材を共有できていたという思いがありまして、ぜひ慎重に、そして現場の声をしっかりと反映して選択を行っていただきたいと思っております。

次に、「せたがや福祉100人委員会」について聞きます。

この会は、それまでの政策提言の会から、区民、事業者、行政の協働により、世田谷区における福祉や介護などの課題について検討し、施策の提言と実践を目指すとして、二〇〇七年十一月に活動を始めたものです。その後、毎年八月に報告会が開催されていましたが、ことしは、ここのところ姿も気配も感じられず心配していました。

十月十二日付で、来月十一月十二日の夜に成城ホールで、これまでの活動の成果と

課題と題して、私たちと一緒に世田谷の福祉を考えてみませんか、報告会のお知らせが各議員のポストに投函されました。当日の参加も考えていますが、この場で、これまでの活動の経過とその内容、あわせて活動の成果をお聞かせください。

◎藤野 保健福祉部長 今お話し「せたがや福祉 100 人委員会」でございますが、介護など福祉に関します課題を五つのテーマに定めまして、テーマごとに部会を設けて、これまで二百回を超える議論を重ね、課題の解決に向けて施策の提案、みずからも実践活動を行うというような形で、活動を丸三年継続させていただいているところでございます。

具体的な実践活動といたしましては、例えばライフステージに合ったマップづくりということで、これは北沢地域を対象にインターネット上でのマップの作成と公開。介護職の魅力をアピールするということで、介護体験記の募集と冊子としての作成。商店街などと協力をしまして、高齢者、障害者が安心して町に出られるような、だれでも座れるいすの設置。また、専門家を招きまして、安心して在宅で人生の最期を迎えられる啓発活動としてのシンポジウムなど、さまざまな取り組みが行われております。今年度は、それぞれの実践活動が中心であったということで今日まで至っているところでございます。

成果でございますけれども、具体的に部会ごとで事例を申し上げますと、マップづくりにつきましては、情報提供に関しまして同様の活動をしている N P O との相互協力。いすの設置につきましては、先ほど申し上げましたような商店街との連携。シンポジウムに関しましては、多彩な医療関係者との連携協力など、地域の住民あるいは団体との連携が深まっていると考えております。また、こういう委員会活動を通じて、事業者あるいは地域としてのネットワークの構築が図られていると考えております。

◆吉田 委員 では、この「せたがや福祉 100 人委員会」の活動の成果を今後どのように福祉の現場につないでいくのか、区の考えを伺います。

◎藤野 保健福祉部長 先ほどお話しのありました、来月に行われます報告会での発表の内容も参考にしながら、これまでの活動の成果を基本に、世田谷の地域福祉の推進に役立てられるよう努めてまいりたいと存じます。

◆吉田 委員 福祉現場での課題は日々変化しています。そして多様化しています。今議会でも、介護保険改正を見据え、高齢者を地域でどのように見守っていくのか、お元気な方々が活躍できる場をどうやって用意できるのか、こういったところにまたニーズが変わってきております。今後、しっかりと面的に広げていく考え方や手法が平準化できるのか、この点がかぎになると思います。今後の活動をまた見させていただきたいと思います。

以上で生活者ネットワークの補充質疑を終わります。

○小畑 委員長 以上で生活者ネットワークの質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、せたがや政策会議、どうぞ。

◆大庭 委員 先ほど、選挙管理委員の日額について民主党さんのほうから質疑があったわけですがけれども、そのやりとりを聞きますと、どうも区側としては、よその自治体の右見て左見てとか、そういう動向を見ながら進めるようなやり方をやっているわけですがけれども、最近の世田谷区政の中で、そういうやり方というのが一番悪いのではないかなと。必要なものとか正しいと思うことは、よそがどうであれ、自分たちで考えてしっかり前に進めていくという姿勢がなければいけないのではないかなと思います。

それで、キャロットサービスの株の買い取りが高過ぎるという問題から始まっているいろいろ申し上げてきたのですがけれども、今回は、そもそもキャロットサービスの株をなぜ買い取るようになったのかということから問題点の指摘をさせていただきたい

と思います。

ちょっと復習になりますけれども、関係でいくと、こういう構図があるわけですね。まず、キャロットサービスの四五%の株を買い取ったというところから問題が進んでいるわけですが、そもそもこの四五%の株式をなぜ買い取ることになったのかということについては、平成二十一年九月二日の企画総務委員会で報告がされているわけです。その部分を読ませていただきます。竹村委員の質問が始まっているところから答弁が来るわけですが、その部分から読み上げます。竹村委員がこう言っています。

そうしますと、逆に、今 菅沼委員もおっしゃったように、本当に営業でどんどん損失を大きくしていくと、だんだん預貯金のほうも減っていく。これはどんどん赤字が上積みしていくことになりかねないと思います。

それと、森永フードサービスの保有株百八十株が昨年十二月にサービス公社へ譲渡されたということは、今まで森永フードサービスも、このキャロットサービスのレストラン、カフェの営業に、株主としての参画というのがあったと思うんですが、全く手を引いてしまったということなんですよ。つまり、企業にとって魅力がないということだと思うんですが、今後、ここのレストラン、カフェの業務をどうしていこうということ、何かお考えがあるのか伺えればと思います。

ということに対して、当時の宮崎政策企画課長がこのように答えております。

確かにこの売り上げ等については厳しい状況で、特に原因といたしましては、来客者数の減というところが大きな要素というふうに認識しておりますが、そのマイナス部分について目減りしている状況ではなくて、この辺は管理費等を削減する中で、現状では何とか息をついている状況が今の状況だと思っております。

その後にこれが続きます。

それで、森永フードサービスの件でございますが、こちらの撤退した理由は、親会

社、森永製菓というところになりますけれども、その会社の方針として、この森永フードサービスに対します会社の部分について買収の話があったということから、森永フードサービスをそのまま継続することが非常に困難という中で、その営業を含めての話がサービス公社のほうにありまして、これだけの区民サービスを供しているものですので、その影響度を考えまして、サービス公社のほうではその株式を買収したという状況でございます。

私、その後、この趣旨について尋ねたところ、要するにポイントとすれば、森永フードサービスが買収されるという話が森永側から示されて、買収されると、先ほど申し上げた森永製菓と森永フードサービスの関係が切れて、森永製菓のところを買収した親会社に来てしまうと、その下にあるキャロットサービスが森永の手から離れてしまって、今後ややこしいことになるよというようなことだと思っただけですね、今の説明というのは。

そこで、確認ですけれども、その買収の経緯、株式を買い取った経緯について、平成二十年秋ごろですか、もう一度今説明したことを詳しく言ってください。

◎金澤 政策経営部長 二十年の秋ごろに、森永フードサービスからサービス公社のほうに、外資も含めて森永グループの再編の話があるということで、どうしましょうかという相談がございました。それで、森永フードサービスのほうは株をサービス公社に売りたいということで、買ったという経緯でございます。

◆大庭 委員 つまり去年の九月の企画総務委員会で説明したことの内容は、系列が変わってしまう、キャロットサービスも系列が変わると、ビジネスパートナーとしてサービス公社もやりにくくなるよねというようなことが、株式を買い取る理由になったということなんですよ。

そこから問題は入っているんですけども、私は調べたんです。森永製菓の有価証券取引報告書並びに森永フードサービスの経営報告書、それから、ことしの六月にあ

った森永の株主総会の資料等も集めて、見たんです。さらに、けさほどというかお昼ごろも、インターネットで森永フードサービスのところを見ました。それによりますと、きょう現在も含めて、森永フードサービスは買収などされてないんですよ。要するに森永の系列のままなんですよ。

そうすると、何のためにこれを買収したのか全くわからないんですよ。確かに森永から、その状況の中で、森永フードサービスが買収されるよという話はあったかもしれないけれども、それをうのみにして、いつ、どういう形で買収されるかということを確認せずに四千三百万円の株券を買い取り、しかも、ここで失われたものというのは、森永フードサービスと世田谷サービス公社の間には提携協定書がありまして、キャロットサービスに対する負債に対しては、連帯保証人に二つの会社になっているんですよ。この株式を買い取ることによって、森永フードサービスは連帯保証人から外れるんですよ。何の得があってそういうことをしたのかというのがわからないのですけれども、区側が、森永フードサービスというのは今もって買収もされていないということを知ったのはいつなのですか。

◎金澤 政策経営部長 森永フードサービスが現在もあるということについては、私、本会議の中でも、こういう会社で存続していますよというのは申し上げております。確かに森永フードサービスについては再編のお話があったようでございます。外資に行くというお話があったようなのですが、最終的にはその話がなくなって、今も存続している。私もホームページはよく見ていますから、森永フードサービスは、例えば高速道路のサービスエリアなどで実際に見たこともありますし、あることは承知しています。

◆大庭 委員 だから、普通、四千三百万円ものお金を出して株を買い取る、連帯保証人から相手の会社が解除されるというようなことは、よりサービス公社が責任を重くして、しかも必要のない四千三百万円を用立てなければいけないわけですよ。それ

は何のためにしたのかということなのです。普通だったら、四千三百万円のものを買うに当たって、本当に買収されるんですかと、買収されるということを確認した上でやるのに、買収という話を一回聞いただけで、それで買収されるんだと思って、何も確認もしてないわけでしょう。それで四千三百万円を買ってしまっているわけですよ。こんなことって普通ありますか。確認もせずを買ってしまうということはありませんでしょう。

◎金澤 政策経営部長 四五%の株式を買って、四千三百二十万円サービス公社は買ったわけですがけれども、それによって、キャロットサービスという会社は一〇〇%サービス公社の子会社になった。前にもお話ししたとおり、公認会計士等にも相談して、おおよそ九千六百万円の価値のある会社であると。したがって、ちょうど行って来いになりますけれども、完全にキャロットサービスという資産を持っている会社を買ったということです。もともと価格については、当然私は正しいと思っているということでございます。

それから、連帯保証人でなくなるのは、株を手放して完全にサービス公社のほうに行っただけですから、森永さんは今後連帯保証しないというのは当然だろうと思います。

◆大庭 委員 それは何のメリットがあるんですか。メリットはないではないですか。

◎金澤 政策経営部長 キャロットの建物がちょうどできたときに、サービス公社が管理委託をやるということで、当時、あの程度の規模の飲食施設をやるノウハウがなかったものですから、森永さんにご協力をいただいて合併の会社をつくった。以来ずっと来たのですけれども、フードサービスのほうから森永全体のご事情によって売りたいということでしたから、サービス公社は取締役会の中で判断をして、今後はサービス公社の一〇〇%子会社として経営をやっていこうという判断をしたのでやったのだと思います。

◆大庭 委員 全然説明になってないんですよ。ここで説明した、要するに買収になればややこしいことになるというのは想像がつきますよ。その事実を確認せずに買ってしまったということは、明らかに甘い経営というかね。しかも、買い取り価格に公認会計士、公認会計士と出ていますけれども、公認会計士に相談したというのは、電話で相談して、口頭でこの値段でどうだということを聞いただけでしょう。資料はないではないですか。取締役会に出している書類にも、公認会計士がこういう経過でこういうような積算をしましたという資料を出していますか、出していませんよね。

◎金澤 政策経営部長 サービス公社の取締役会にどんな資料を出したかというのは、私はそのときいないのでわかりません。ですが、取締役会の中で各取締役、あるいは監査役もおります、その中でお話をして、こういう経過なのでどうだろうかということで、ではサービス公社として買いましょうという結論になったのだと思います。

◆大庭 委員 時間がないのですべてを説明できないのですけれども、要するに森永フードサービスと世田谷サービス公社というのはビジネスパートナーなんですよ、共同出資ですから。この株を売るまでは、ビジネスパートナーとしての義務を果たさなければいけないんですよ。これを抜けるにしたって、このビジネスパートナーの相手を探さなくてはいけないんですよ。共同経営者というのはその義務を負っているんです。わかりますか。勝手に抜けることはできないんですよ。

そのことを言うために、もう一度言いますが、実は調べました。平成十六年十二月一日に森永の子会社の間で株の譲渡をしているんですよ。そもそも契約したのは、森永エンゼルというところで平成八年に始まったんですね。その後、名称が変わって、森永エンゼルフードシステムズという会社に森永エンゼルは変わったのですが、平成十六年十二月一日に今の森永フードサービスに全株譲渡しているんですよ。これまでの期間の株価については、連続八期配当を出している状態での株式譲渡なんですよ。

平成二十年に買ったときというのは、その後一大きなグラフを見せましたけれども、わかりますか、平成十六年というのはここなんです。このところ。まだ利用者数も七万一千七百六十三人いたころなんです。平成二十年の売却のときというのはここで、連続二回も赤字を出していて、合計で三回も赤字が出ているような状態なわけですよ。利用者数も五万九千人で六万人を割っているんですよ。当然株価は変わっているはずなんです。

しかし、森永フードサービスの平成二十年に買った値段というのは、平成十六年にエンゼルシステムズから買った株価と同じ株価なんです。二十四万円。どう見たって株価は違って当たり前なのに、同じ値段で買っているんですよ。そういうことの検証をしているんですか。

◎金澤 政策経営部長 森永グループの中でグループ内の再編があって、一番最初は森永エンゼルだったのが森永フードサービスに行った、それはそのとおりだと思います。今、株価というお話がございましたけれども、もちろん株価は千百と九百で合わせて二千です。五五対四五です。ただし、この会社は二社でやっているところですから、キャロットサービスという会社の価値を見たときに、その価値に対して五五対四五ということで、どの時点でも、その時々で額で仮に売るんだったら売るんだらうと思うんです。ですから、株券の額は五万円ですけども、意味は同じで、それだけの価値があったから買ったということなので、私どもはサービス公社がやったことは全く問題ないと思っています。

◆大庭 委員 口先だけで問題ない、問題ないと言われてしまうと、問題ないというのが議事録に残るのですけれども、これまでの私の発言というのは、私個人で言っているのではなくて、ここに、評価・価格決定の理論と実践「非上場株式鑑定ハンドブック」という厚い本があるんですよ。これは紀伊國屋で買って、五千八百八十円しました。ここに最新の事例として、非上場の株式の計算方式が山ほど載っているんです。

よ。この間、部長に言ったやり方ですよ。純資産方式だけ用いて、その他一切の事情を無視すると会社法条項に違反することになりますと、三七三ページ中ほどにちゃんと書いてあるんですよ。だから、私が言っていることは全部が正しいとは思いませんけれども、ちゃんとした根拠を持って申し上げているのであって、一般論みたいな形で言われるのは甚だ心外だと思います。

これに対する反論があるのだったら、幾らでも反論を挙げてください。しかし、これは過ぎてしまったことですから二十四万円というものは戻ってこないのですけれども、私がここで言いたいのはビジネスモデルということ。区役所の皆さんが民間とつき合うときは、よほど勉強されるなり、よほど警戒—警戒という言い方かな、要するに注意を払ってやらないと、民間というのは—森永の決算書、報告書も読みました。森永さんも相当厳しいですよ。主力はチョコレートなのですからけれども、資源、カカオが相当高騰して、それが製品価格に上げられないので大変苦しい思いをしているということで、かなりの事業の選択と集中をしている、そういうこともいろいろ書いてあるわけです。民間企業というのは、区役所みたいに、こんないわゆるお役人天国みたいなところと違うんですよ。民間は非常に厳しい。大きなところも含めて、いつどうなるかわからないという中で、あなた方は地方自治体レベルと同じような感じできつ合っていると、とんでもないことになりますよということを言いたいわけです。

ちょっと結論めいたことに入りますけれども、少なくとも今現在、森永フードサービスと世田谷サービス公社、この二つがあって、キャロットサービスというのはビジネスモデルとして成り立っていたわけですよ。世田谷区のほうは、テナント確保というか、不動産業みたいなものですよ。あそこの場所をただで提供する。家賃ただで提供する。そのかわり、森永フードサービスというのは飲食のプロとして、そこでお店の運営をする、そういう分担で来たんですよ。それを、あろうことか、この飲食のプロのほうをみずから切ってしまったわけですよ。森永は撤退したという言い方が正し

いのかもしれませんけれども。そうなったら、今、ビジネスパートナーとして森永フードサービスに当たるものはあるんですか。ないでしょう。

◎金澤 政策経営部長 二十年秋ですか、ですからもう一年たっていますが、現状でも運営はしております。聞くところによりますと、現在でも仕入れだとかそういうのは森永さんのお世話になっている。ただし、それは通常の価格で、正しい価格でやっているということです。

それから、私が個人的に思うことですがけれども、例えば、今後サービス公社がキャロットサービスを使って二十六階の運営をしていく中で、飲食業をやりたい、どこかにビジネスパートナーを求めるということであれば、それは手を挙げてくださるところはあると思います。

◆大庭 委員 状況的には、今、森永の縁を頼って細々とやっているという状況なんですよ。森永にもうちょっと値段を上げろとかと言われたら、たちどころに困ってしまうわけですよ。そういう不利な状況になっているんです。ビジネスパートナーではありませんからね。そうなってくると、今後、サービス公社としてビジネスパートナーを見つけなくてはここの再建はできないということなのですからけれども、この二十六階の再建についてはどう考えていますか。

◎千葉 世田谷総合支所長 るるご示唆をいただいておりますけれども、答弁でも申し上げてきましたが、今、実質的なレストランの経営のノウハウは、いろいろ経緯はあるにせよ、現行、かなりの力をつけてきて対応しているというのが現状かと思えます。

私、本会議の答弁でも申し上げましたけれども、昨年からいろいろ議会からご指摘をいただいて、さまざまな環境整備は努力をさせていただいております。今年度に入りまして、細かですけれども、ピアノを入れて人数を確保したり、営業時間の拡大、

年末におけます営業日の拡大、そういうことを小さく小さく積み重ねながら、我々も努力しています。ことしの四月から八月までの売上高というのは、昨年度対比で、わずかですけれども伸びてきております。そういった努力を積み重ねることによって、本来の会議室としての役割を十分生かしながら我々としてはやっていきたい。

ただ、指定管理者制度というものを前提にしておりますので、利用料金制度による運営を更新していく準備を今進めておるところですけれども、議会等のご指摘もございまして、そうしたものも踏まえ、公募を含めて今後検討していきたい、かように思っております。

◆大庭 委員 ここに関しては、漫画「北斗の拳」ではないのですが、ビジネスモデルとしては、おまえはもう死んでいるということなんですよ。私が最後に言いたいのは、こういうことが勝手にできるのも、サービス公社のお金がたまっているからと。二十一億円も資金があるから、この四千三百万円を右から左に出せるのだと私は思っているんですよ。こんな経営状態だったら、ダイナマイトの横でたばこを吸わしているようなものだと思えます。このことに関して、副区長、どう思われますか。最後にそれをお聞きします。

◎平谷 副区長 まず、おっしゃっていただいている件でございますけれども、委員ご存じのように、これ自体は二十一年の株主総会において世田谷区が承認し、その後、おっしゃるような九月の段階で議会にもご報告してまいりました。その意味におきましては、ただいま金澤が申し上げておりますように、過去の経営陣の判断を今回調べさせていただいて、誠実にご答弁させていただいたということかと思っております。

ただ、今回のご指摘は、全く新しい角度からの問題指摘ということもございまして、改めて現在の公社の役員と少し私自身も意見交換をしてみたい、こんなふうに思っております。

◆大庭 委員 この問題、また予算でも続けますけれども、今の世田谷の仙谷官房長官と言われている平谷さんのお言葉ですから、この問題はまだちょっと未解消なので、すけれども、今後とも続けていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でせたがや政策会議の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 これで平成二十一年度決算六件に係る質疑はすべて終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後六時三分休憩

午後六時二十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第一号から認定第六号に至る六件に対する各会派の態度表明に入ります。

なお、態度表明は、自席よりお願いをいたします。

最初に、自由民主党、どうぞ。

◆下山 委員 自由民主党世田谷区議団は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外五件すべてに賛成いたします。

なお、意見につきましては本会議場で申し述べます。

○小畑 委員長 次に、公明党、どうぞ。

◆諸星 委員 公明党世田谷区議団は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算外五件すべてに賛成をいたします。

なお、意見については本会議場で申し述べます。

○小畑 委員長 次に、民主党、どうぞ。

◆風間 委員 世田谷区議会民主党は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算及び世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療会計歳入歳出決算、老人保健医療会計歳入歳出決算、介護保険事業会計歳入歳出決算には賛成、中学校給食費会計歳入歳出決算には反対をいたします。

なお、意見に関しては本会議場で申し述べます。

○小畑 委員長 次に、日本共産党、どうぞ。

◆桜井（稔） 委員 日本共産党世田谷区議団は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療会計歳入歳出決算と介護保険事業会計歳入歳出決算には反対し、老人保健医療会計歳入歳出決算と中学校給食費会計歳入歳出決算には賛成いたします。

なお、意見は壇上にて述べます。

○小畑 委員長 次に、生活者ネットワーク、どうぞ。

◆竹村 委員 生活者ネットワーク世田谷区議団は、平成二十一年度一般会計認定に賛成、外五件の特別会計の認定にも賛成いたします。

なお、意見は議場で述べます。

○小畑 委員長 次に、せたがや政策会議、どうぞ。

◆小泉 委員 せたがや政策会議は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算外五件に対しおおむね了とし、すべてに賛成をいたします。

意見は本会議場で述べます。

○小畑 委員長 次に、社会民主党、どうぞ。

◆唐沢 委員 社会民主党世田谷区議団は、平成二十一年度世田谷区一般会計決算外五会計について賛成いたします。

なお、意見は本会議場で行います。

○小畑 委員長 次に、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 無党派市民は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外すべての決算認定に反対いたします。

なお、意見は本会議場にて述べます。

○小畑 委員長 次に、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 減税世田谷は、平成二十一年度世田谷区各会計歳入歳出決算すべてに賛成をいたします。

なお、意見は本会議場で述べさせていただきます。

○小畑 委員長 次に、みんなの党、どうぞ。

◆稲垣 委員 みんなの党せたがやは、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外五件について賛成をいたします。

なお、意見については本会議場で述べます。

○小畑 委員長 次に、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 レインボー世田谷は、平成二十一年度世田谷区各会計決算六件すべてに賛成いたします。

意見については本会議場で申し上げます。

○小畑 委員長 次に、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 世田谷無所属の会は、平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外五件すべてに賛成いたします。

なお、意見につきましては本会議場で申し述べます。

○小畑 委員長 次に、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外五件すべてに賛成いたします。

なお、意見につきましては本会議場で述べます。

○小畑 委員長 以上で各会派の態度表明は終わりました。

○小畑 委員長 引き続き採決に入ります。採決は三回に分けて行います。

まず、認定第一号「平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定」、認定第二号「平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定」、認定第三号「平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定」及び認定第五号「平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定」の四件についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本四件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小畑 委員長 起立多数と認めます。よって認定第一号から第三号及び第五号の四件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第四号「平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定」についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小畑 委員長 起立多数と認めます。よって認定第四号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第六号「平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定」についてお諮りいたします。採決は起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小畑 委員長 起立多数と認めます。よって認定第六号は認定することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました決算審査はすべて終了いたしました。

○小畑 委員長 この際、区長より発言の申し出があります。

◎熊本 区長 委員の皆様方には、長期間にわたり平成二十一年度各会計歳入歳出決算のご審議をいただきまして、ありがとうございました。また、委員長初め運営委員会の皆様方には、この会の円滑な運営のために特段のご配慮、またお気遣いをいただきまして、ありがとうございました。

今回の審議に当たりまして、その中でいただきました委員の皆様方からのご意見やご提案をしっかりとめて、これからの世田谷区政に活かしてまいりたいと思つて

おります。これからの世田谷、魅力あふれる安全安心なまちづくりを引き続いて推進してまいりますので、先生方には何とぞのご理解とご支援をいただきますよう、この機会に改めてお願いを申し上げる次第でございます。

本当に長い間ありがとうございました。すべて認定していただいたことを心から感謝いたしております。ありがとうございました。

○小畑 委員長 以上で区長のあいさつは終わりました。

ここで正副委員長を代表いたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、七日間にわたり熱心にご審査をいただき、充実した委員会となりましたことを心から御礼申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましては、この委員会を通じて出されました各委員からの意見や提言などを十分にご理解いただき、今後の区政に反映させていただくとともに、世田谷区のさらなる発展に向けて一層のご尽力をお願い申し上げる次第でございます。

また、私ごとでございますが、二十八年間の議員生活の中で、このようにすばらしい決算委員会を終えることができましたことは、花道を飾らせていただいたものと、ありがたく御礼を申し上げます。

さて、運営委員初め委員の皆様、そして理事者の皆様のご協力に心から感謝を申し上げ、甚だ簡単ではありますが、正副委員長を代表してのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

—————

○小畑 委員長 以上をもちまして決算特別委員会を散会いたします。

午後六時三十二分散会

